

宇治市地域防災計画

一般対策編

令和3年5月

宇治市防災会議

第1編 総 則

第1章 計画の方針.....	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の考え方	2
第3節 計画の修正	2
第4節 計画の周知徹底	2
第5節 計画の運用と円滑化	3
第2章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱.....	4
第1節 宇治市.....	4
第2節 京都府	5
第3節 指定地方行政機関	6
第4節 自衛隊	6
第5節 指定公共機関及び公共的団体等	6
第3章 宇治市の地理的概況と災害の記録.....	10
第1節 地理的概況.....	10
第2節 災害の記録	11

第2編 災害予防計画

第1章 計画の方針.....	12
第1節 計画の方針	12
第2章 災害に強い宇治市づくり.....	13
第1節 水害の予防	13
第2節 林地災害の防止	16
第3節 造成地・急傾斜地災害の予防	16
第4節 土砂災害対策	18
第5節 農業用施設の防災	21
第6節 道路防災	22
第7節 ライフライン施設等の整備	23
第8節 建築物災害の予防	25
第9節 火災の防止	26
第10節 文化財の災害の予防	27
第3章 災害の予防、災害応急対策への備え	29
第1節 災害危険箇所の調査等	29
第2節 災害通信網、施設の整備	29
第3節 職員に対する防災教育	30
第4節 道路交通の安全対策	31
第5節 医療救護体制の整備	32
第6節 保健福祉施設等の防災体制の充実強化	33
第7節 学校等の防災対策	33
第8節 防災営農対策	34

第9節 資器材等の点検整備	36
第10節 水防上必要な諸活動等の要綱及び水防	36
第11節 広域応援体制の整備・各種団体との協定	38
第12節 避難路の整備	38
第13節 避難対策	39
第4章 市民及び事業者の防災行動力の向上	40
第1節 市民の防災意識の向上と防災訓練の実施	40
第2節 学校における防災教育	42
第3節 事業所防災体制の充実強化	42
第4節 家庭での防災対策の推進	43
第5節 災害ボランティアの育成	43
第6節 観光客保護・帰宅困難者対策計画	44
第7節 地区防災計画策定の推進	45
第5章 風水害等に関する調査研究	46
第1節 洪水に対する調査研究	46
第2節 土砂災害に対する調査研究	46
第3節 避難等の安全確保に関する調査研究	46

第3編 災害応急対策計画

第1章 計画の方針	47
第1節 計画の方針	47
第2章 組織	48
第1節 宇治市の防災組織等	48
第2節 本部設置前の災害警戒体制	48
第3節 災害対策本部の設置	49
第4節 災害対策本部の運用及び任務分担等	50
第5節 本部の閉鎖	51
第6節 災害対策本部の標識等	51
第7節 他の機関の活動体制	51
第3章 動員	52
第1節 災害警戒本部の動員	52
第2節 災害対策本部の動員	52
第4章 水防上必要な活動	55
第1節 水防組織	55
第2節 重要水防区域	57
第3節 水防警報等の種類及び内容、通信方法	57
第4節 水防体制	62
第5節 水防上必要な対応及び措置	63
第5章 情報の収集・伝達	67
第1節 予報及び警報の伝達組織と周知方法	67
第2節 通信系統	71
第3節 災害情報及び被害状況の収集・報告	71
第4節 災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準	74

第5節 非常無線通信等の利用	74
第6章 広報・広聴活動計画	75
第1節 広報活動	75
第2節 広聴活動	78
第7章 災害救助法の適用	80
第1節 災害救助法の適用基準	80
第2節 活動計画	81
第8章 交通規制及び災害警備活動	83
第1節 交通規制	83
第2節 災害警備活動	84
第9章 消防対策	85
第1節 消防署の活動態勢	85
第2節 消防活動	85
第3節 消火栓以外の消防水利の活用	86
第4節 応援要請	86
第10章 応援要請計画	87
第1節 他の地方公共団体等への応援要請	87
第2節 関係協力機関への連絡及び要請	88
第3節 自衛隊災害派遣要請計画	88
第4節 受入に向け必要な業務や体制の確立	90
第11章 避難誘導計画	91
第1節 避難勧告等の発令	91
第2節 警戒区域の設定	96
第3節 避難の方法	96
第4節 学校等の集団避難計画	97
第5節 火災に対する避難計画	97
第6節 洪水浸水想定区域内の地下施設及び要配慮者利用施設の避難計画	97
第7節 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難計画	97
第12章 避難収容対策計画	98
第1節 避難所の開設	98
第2節 避難所の運営	99
第13章 特に配慮を必要とする人達の安全確保	101
第1節 高齢者、障害のある人達への配慮	101
第2節 女性・乳幼児等への配慮	102
第3節 外国人、観光客保護・帰宅困難者対策計画	102
第4節 避難行動要支援者の支援	103
第14章 被災者救出	105
第1節 救助・救出の対象	105
第2節 救助・救出の方法	105
第3節 関係機関への協力要請	106
第4節 災害救助法による救出	106
第5節 慘事ストレス対策	106
第15章 医療助産	107
第1節 実施責任者	107

第2節 医療及び助産の対象者	107
第3節 初動医療体制	107
第4節 後方医療体制	108
第5節 助産	108
第6節 医療、助産活動に必要な携行資材、補給方法	108
第7節 医療品等の調達	108
第8節 避難者の健康対策	108
第9節 心のケア	109
第 16 章 給 水	110
第1節 実施責任者	110
第2節 給水の方法	110
第3節 災害救助法による飲料水の供給	111
第4節 市有応急給水用機器の種別、能力及び調達可能数	111
第 17 章 食料供給	112
第1節 食料供給の方法	112
第2節 給食に必要な米穀の確保	112
第3節 乾パンの調達	113
第4節 その他の食品の調達	113
第5節 輸 送	113
第6節 炊き出しの計画	114
第7節 災害救助法による炊き出しその他食品の給与基準	114
第 18 章 生活必需品その他物資供給	115
第1節 物資の調達等	115
第2節 災害救助法適用の場合の措置	115
第3節 災害救助法が適用されない場合の措置	116
第4節 市内の物資の主な販売業者	116
第5節 物資の輸送、配給方法と配給場所	116
第6節 災害救助法による生活必需品等の給(貸)与基準	116
第 19 章 障害物の除去	118
第1節 道路上の障害物除去	118
第2節 住宅関係の障害物除去(災害救助法適用の場合の基準)	118
第 20 章 輸 送	120
第1節 実施責任者	120
第2節 輸送及び移送の方法	120
第3節 輸送力の確保	120
第4節 輸送力確保についての協力要請	121
第5節 航空機等による輸送、移送	122
第6節 緊急輸送車両の取り扱い	122
第7節 災害救助法による輸送基準	122
第8節 公用自動車等(市有車両)の現況	123
第 21 章 ライフライン施設等の応急復旧対策	124
第1節 電気施設	124
第2節 上水道施設	125
第3節 下水道施設	125

第4節 ガス施設	126
第5節 通信施設	127
第22章 公共施設等の応急復旧対策	129
第1節 公共建築物	129
第2節 公共土木施設	130
第3節 鉄道施設	131
第4節 放送施設	131
第5節 金融機関	131
第23章 災害ボランティアセンターとの連携	132
第1節 災害ボランティアセンターの災害時体制への移行要請	132
第2節 災害ボランティアセンターの運営	132
第24章 労務供給	133
第1節 ボランティアの受け入れ	133
第2節 作業員等の雇用	133
第3節 災害救助法による救助実施のための作業員等の雇用範囲、その他の基準	134
第25章 一般廃棄物処理に対する対策	135
第1節 一般廃棄物等の収集運搬、処理処分	135
第2節 処理施設等の現況	136
第26章 防疫活動	137
第1節 実施責任者	137
第2節 防疫班の編成可能班数	137
第3節 防疫の実施基準	138
第4節 家畜伝染性疾病の予防	138
第27章 行方不明者の搜索、遺体の取扱い	139
第1節 搜索の実施	139
第2節 遺体の収容処理	139
第3節 身元不明者に対する措置	140
第4節 遺体の火葬	140
第5節 遺体の埋火葬	142
第6節 災害救助法による基準	142
第28章 応急仮設住宅及び住宅の応急修理	144
第1節 被災住宅の応急修理	144
第2節 公営住宅等へのあっせん	144
第3節 応急仮設住宅建設と供与	145
第4節 応急仮設住宅の運営管理	146
第29章 文教対策	147
第1節 情報の収集・伝達	147
第2節 施設・設備の緊急点検等	147
第3節 学校等における安全対策	148
第4節 教育に関する応急措置	148
第5節 学校等における保健衛生及び危険物等の保安	150
第6節 被災者の救護活動への連携・協力	150
第7節 文化財の応急対策	151
第30章 災害支援対策本部等運用	152

第1節 災害支援対策本部体制	152
第2節 他都道府県への災害支援体制	152
第3節 広域一時滞在	153

第4編 災害復旧計画

第1章 計画の方針	154
第1節 計画の方針	154
第2章 市民の生活確保	155
第1節 生活相談	155
第2節 災害弔慰金等の支給	156
第3節 市税の徴収猶予及び減免等	157
第4節 国民健康保険料および一部負担金の減免等	158
第5節 介護保険料および利用者負担額の減免等	158
第6節 後期高齢者医療保険料および一部負担金の減免等	158
第7節 国民年金保険料の免除等	159
第8節 融資対策	159
第9節 文教復旧対策	159
第10節 被災者生活再建支援金支給計画	160
第11節 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業	161
第3章 災害復旧	162
第1節 公共土木施設災害復旧事業	162
第2節 農林水産業施設災害復旧事業	162
第3節 災害復旧事業の種類	162
第4章 産業への支援	163
第1節 中小企業への支援	163
第2節 地場産業への支援	163
第3節 風評被害対策	164
第5章 災害復旧事業に伴う財政救助及び助成	165
第1節 法律により一部負担又は補助する事業	165
第2節 激甚災害にかかる財政援助措置及び対象事業	165

第1編 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、宇治市の地域にかかる防災に関し総合化と計画化を図るため、次の事項を定め、その万全を期すことを目的とする。

- (1) 宇治市の地域にかかる防災に関し、市及び市の区域内の公共団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
 - (2) 気象等の予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに訓練、調査その他災害予防計画
 - (3) 災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防の対策並びに救助、衛生その他防災施設等の災害応急対策計画
 - (4) 災害復旧に関する計画
 - (5) その他、人災を含む広域又は大規模で突発的な災害に対応する危機管理体制など必要な事項
- 以上の点を踏まえ、宇治市地域防災計画・一般対策編の流れを下図に示した。

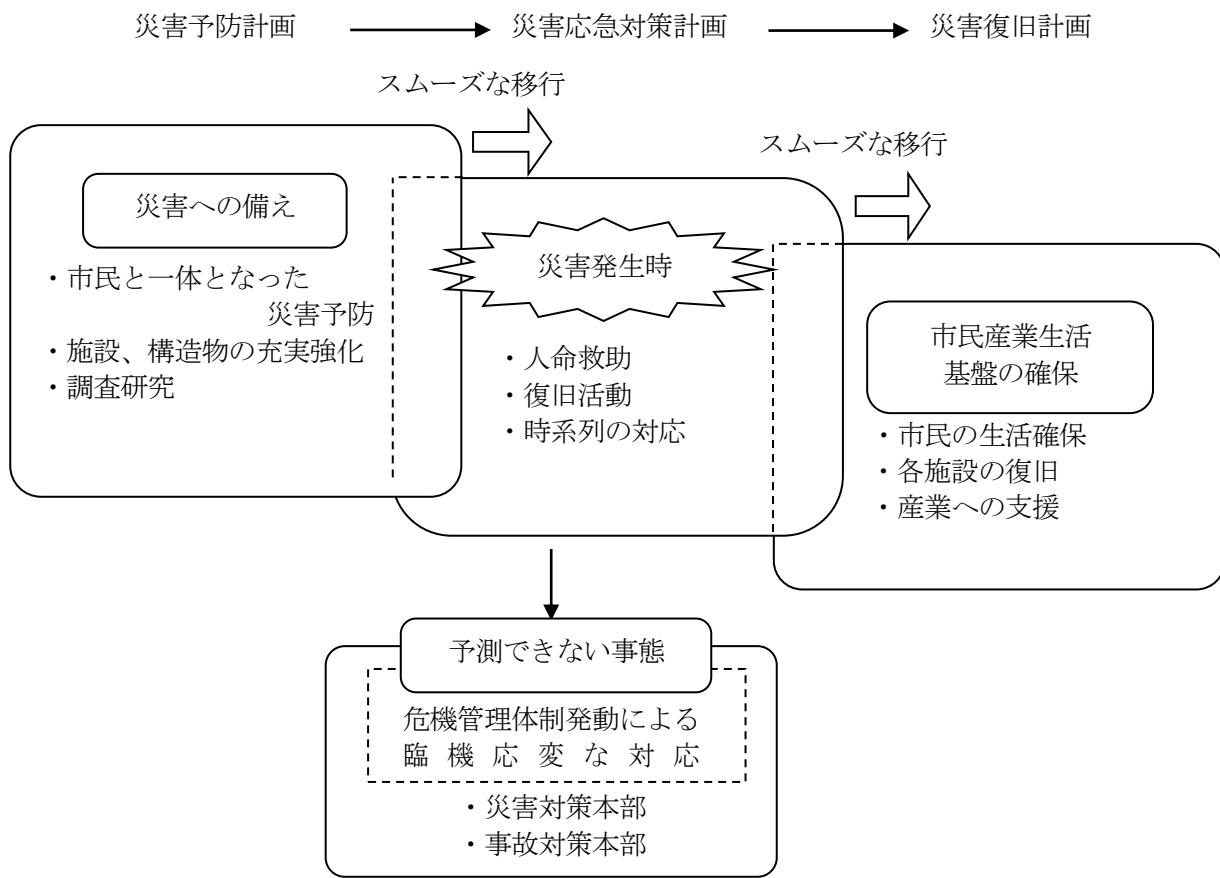


図 宇治市地域防災計画・一般対策編の流れ

第2節 計画の考え方

この計画は、本市域内の気象、地勢、地域特性等によって起こり得る災害を想定し、次の考え方に基づいて策定する。

なお、平成24年8月に発生し、本市に大きな被害をもたらした京都府南部地域豪雨や平成25年9月の台風18号災害にかかる災害対応の教訓を踏まえたものとする。

1. 発災時に被害を最小化するための防災計画

災害の経験に学び被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、被害を最小化するために、行政及び市民が取り組むべき、きめ細かな予防計画とする。

2. 何よりも市民が生き残るための防災計画

行政が速やかに初動体制を立ち上げることはもとより、市民一人ひとりが自分の身は自分で守るという姿勢に立ち、救援体制が整うまでの少なくとも3日間は自給できる計画とする。

3. 市民・行政・企業の役割分担を明確にした防災計画

防災に関して行政が整備すべき課題、市民自身が取り組まなければならない課題、企業の役割をしっかりと認識した上で、互いに協力、連携を図りながら行える計画とする。

4. 自然的、社会的条件を考慮し、地域特性を生かした防災計画

本市の地理的条件、市域を流れる宇治川による分断等を考慮した計画とする。

また、本市内に拠点を置く、自然災害等の防災に関する研究機関、自衛隊等と連携をとり、災害に強い宇治市づくりが図れる計画とする。

5. 突発的な災害に対応できる危機管理体制の確立を考慮した防災計画

風水害以外の通常想定されない突発的な災害や広域にわたる食中毒や薬物中毒など予測できない事態などに遭遇した際には、被害の拡大を防止し被害を最小限にすることを基本とし、災害対策本部の体制を準用し、臨機応変に対応できる計画とする。

6. 災害が起こっても、再び魅力ある宇治市とするための防災計画

たとえ壊滅的な被害をうけたとしても、まず市民の生活を安定させ、市民が誇りを持ち、再び魅力ある宇治市づくりができる計画とする。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

したがって、各機関は毎年関係のある事項について、市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはそのつど）までに、計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

第4節 計画の周知徹底

この計画は、市防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において平素から研究、訓練その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関にかかる計画については、必要に応じ、職員あるいは地域住民に対し周知徹底するものとする。

第5節 計画の運用と円滑化

地震による災害に対しては「震災対策編」に定め、大規模な事故に対しては「事故対策編」に定めるものとし、地震及び大規模事故以外の災害を想定した計画とする。

なお、地震によって引き起こされた水害については、基本的に震災対策編に基づいて対応する。事態の状況により「一般対策編」を適用し、南海トラフ地震については「南海トラフ地震防災対策推進計画」(震災対策編 第5編)に定めるものとする。

また、本計画を実効あるものにするため、本市及び防災関係機関は、防災に関して理解を深め、防災に対する能力を高めるために、次に示すそれぞれの果たす役割を確認しあい、互いに連携した取り組みが行えるようにする。

1. 行政の果たす役割として災害に強い宇治市づくり、市民サイドへの防災に関する働きかけ、発災時の初動体制の確立、発災後の種々の必要な対応などがあり、これらに対し本市は十分な機能を果たせるような取り組みを行う。
2. 市民の果たす役割として住宅の強風・洪水等に対する必要な強化対策、水・食料の備蓄『3日間分以上（できれば1週間分）』等の防災能力及び災害時の行動の習熟・訓練、地域における協力体制の確立等があり、市民はこれらの防災行動力の向上を高める努力をする。
3. 企業の果たす役割として従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等があり、これらに対し企業に積極的に取り組むよう求める。

第2章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

宇治市、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関及び公共的団体等が、防災に関して処理すべき事務又は業務は、おおむね以下に示すとおりである。

第1節 宇治市

表 宇治市が処理すべき事務又は業務

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
宇治市	1. 一般災害対策計画の作成 2. 防災に関する組織の整備 水防資材の充実と点検 3. 交通・情報通信等都市機能の集積に対する防災対策 4. 防災のための施設整備 河川、下水道、道路等の防災対策 災害危険箇所等の発見と防災対策の充実 5. 防災思想の普及及び防災訓練の実施 6. 自主防災組織の育成指導及びボランティア等自発的な防災活動の推進	1. 情報の収集と伝達 2. 災害被害の調査報告と情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供 3. 避難勧告等の発令 4. 災害の防除と拡大の防止 5. 救助、防疫等被災者救助保護及び特に配慮を要するものに対する防災上必要な措置 6. 被害状況調査及び災害応急対策 7. 消防、水防、その他応急措置 8. 被災市営施設の応急対策 9. 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 10. 災害時における文教対策 11. 災害対策要員の動員 12. 災害時における交通、輸送の確保 13. 関係団体が実施する災害応急対策等の調整	1. 復旧資材の確保 2. 被災者に対する生活支援及び相談 3. 被災企業等に対する融資等対策 4. 被災箇所及び施設の復旧 5. 再発防止の調査と対策

第2節 京都府

表 京都府が処理すべき事務又は業務

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
京都府 山城広域振興局	1. 一般災害対策計画の作成 2. 防災に関する組織の整備 3. 交通・情報通信等都市機能の集積に対する防災対策 4. 防災のための施設整備 河川、道路、橋梁等の整備と防災対策 水防資材の整備と点検 5. 防災思想の普及及び防災訓練の実施 災害用防疫、医薬品の整備 6. 自主防災組織の育成指導及びボランティア等自発的な防災活動の推進	京都府山城広域振興局 1. 京都府山城広域災害対策支部に関する事務 2. 災害に関する予警報の連絡 3. 避難の指示等 4. 宇治市災害対策本部、自衛隊その他関係機関との連絡調整 5. 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報 6. 被災者の救助保護 7. 被災府営施設の応急対策 京都府山城北土木事務所 1. 河川、道路、橋梁等の被害状況調査報告及び応急対策 2. 災害による水防活動の指導 3. 被災公共土木施設の応急復旧 京都府山城北保健所 1. 災害用医療品等の整備補給 2. 医療機関の被害状況調査及び応急対策 3. 医療救護、防疫及び飲料水の供給 京都府山城教育局 1. 教育関係被害状況の収集整理及び応急対策 2. 災害地における児童生徒の応急教育 3. 教科書の調達及び配分 4. 災害時における休校、登下校の措置 京都府宇治警察署 1. 被害状況の把握及び連絡 2. 被災者の救出救助活動 3. 住民等の避難誘導 4. 検視、死体調査及び身元確認 5. 社会秩序の維持 6. 緊急交通路の確保 7. 被災者等への情報伝達、相談活動	1. 復旧資材の確保 2. 被災者に対する支援 3. 被災企業等に対する融資等対策 4. 公共土木施設の災害復旧 5. 二次災害の防止の措置及び災害拡大の防止 6. 被災原因調査と防災対策
山城北土木事務所			
山城北保健所			
山城教育局			
宇治警察署			

第3節 指定地方行政機関

表 指定地方行政機関が処理すべき事務又は業務

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
国土交通省 淀川ダム 統合管理事務所	ダム施設の整備と放流、洪水調整に基づく防災管理 淀川の洪水予報の発表伝達	被害状況の調査と応急復旧	被災施設の復旧 被災原因調査と対策
国土交通省 淀川河川事務所	淀川の水防予警報等の発表伝達の周知	被害状況の調査と応急復旧	被災施設の復旧 被災原因調査と対策
農林水産省 近畿農政局		災害時における主要食料の応急供給	農地及び農業用施設等に関する災害復旧
大阪管区気象台 (京都地方気象台)	1. 気象、地象及び水象の観測、予報並びに警報 2. 防災対策に関する技術的な支援		

第4節 自衛隊

表 自衛隊が処理すべき事務又は業務

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
陸上自衛隊第4施設団		1. 災害応急対策の支援 2. 人命の救助活動及び道路応急啓開 3. 水防及び消防活動 4. 救援物資等の輸送活動 5. 応急医療、防疫、炊飯、給水及び通信の支援	

第5節 指定公共機関及び公共的団体等

表 指定公共機関及び公共的団体等が処理すべき事務又は業務

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
城南衛生管理組合	1. 防災のための施設整備と防災管理 2. 防災思想の普及及び防災訓練の実施	1. 情報の収集と伝達 2. 災害の防除と拡大の防止 3. 被災処理施設の応急対策 4. 災害対策要員の動員 5. 関係団体が実施する災害応急対策等の調整	1. 被災施設の復旧 2. 廃棄物の適正処理
(一財)宇治廃棄物処理公社*	廃棄物処理施設の整備と防災管理	被災処理施設の応急対策	1. 被災施設の復旧 2. 廃棄物の適正処理

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
西日本電信電話(株) K D D I (株) ㈱N T T ドコモ 関 西 支 社 エヌ・ティ・テ イ・コミュニケ ーションズ(株) ソフトバンク (株)	電気通信施設の整備	1. 緊急通話の取扱 2. 被災電話施設の応急対策	被災電話施設の復旧対策
福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)		貨物自動車等による 救助物資の輸送の協力	
西日本高速道路(株)	高速道路の保全	高速道路の応急対策	高速道路の災害復旧
西日本旅客鉄道(株)	鉄道施設等の保全	1. 救助物資及び避難者の輸送 2. JR通信施設の確保と通信連絡 の協力	被災施設の復旧対策
日本赤十字社 京 都 府 支 部		1. 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の 救護 2. 災害時における被災者の救援 保護 3. 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整	義援金品の募集配分
日本放送協会 京 都 放 送 局	防災知識の普及と予 警報の周知徹底	1. 被災情報等の広報 2. 災害応急対策等の徹底 3. 災害拡大防止のための広報	社会事業団等による義援 金品の募集
関 西 电 力 (株)	電力設備の整備と防 災管理	1. 災害時における電力供給 2. 被災施設の応急対策	電力設備の復旧
大 阪 ガ ス (株)	ガス施設等の整備と 防災管理	1. 災害時におけるガス供給 2. 被災施設の応急対策	ガス施設の復旧
宇治久世医師会 宇治久世歯科医師会 城南薬剤師会 医療機関	医療施設の整備と避 難訓練	災害時における医療救護	被災施設の復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
巨棕池 土地改良区	水門、水路等の施設の整備及び防災管理	被災施設の応急対策	被災施設の復旧
巨棕池排水機場 管理協議会	たん水の防排除施設の整備	被災施設の応急対策	被災施設の復旧
京阪電気鉄道(株) 近畿日本鉄道(株) 京都市交通局 (京都市営地下鉄)	鉄軌道施設の整備	災害時における緊急輸送	被災施設の復旧
京都京阪バス(株)		災害時における緊急輸送	被災施設の復旧
学校法人	避難施設の整備と避難訓練	被災時における応急対策	被災施設の復旧
社会福祉法人	避難施設の整備と避難訓練	被災時における応急福祉活動	被災施設の復旧
金融機関			被災者に対する復旧資金融資
京都やましろ農業協同組合 宇治市森林組合		被災施設の応急対策	共同利用施設の復旧 被災組合員への融資又はそのあっせん 生産資材等の確保、あっせん
(株)京都放送	防災知識の普及と予警報の周知徹底	1. 被災情報等の広報 2. 災害応急対策等の徹底 3. 災害拡大防止のための広報	社会事業団等による義援金品の募集
エフエム宇治放送(株)	防災知識の普及と予警報の周知徹底	1. 被災情報等の広報 2. 災害応急対策等の徹底 3. 災害拡大防止のための広報	社会事業団等による義援金品の募集
プロパンガス取扱機関	プロパンガスの防災管理	災害時におけるプロパンガスの安全供給	
石油等取扱機関	石油、ガソリン等油脂類の防災管理	災害時における石油、ガソリン等油脂類の供給	
食料品取扱機関	食料品の貯蔵におけるエネルギー確保の整備	1. 備蓄食料品の放出 2. 緊急食料供給体制の確立	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
建築及び住宅 ・資材取扱機関		1. 応急用仮設住宅等への建設協力 2. 仮設トイレの供給協力	住宅等建築物の復旧・再建への協力
建設業関係機関		1. 水防その他応急対策への協力 2. 災害の防除と拡大防止への協力 3. 緊急道路啓開作業及び障害物除去等への協力	災害復旧・再建への協力
指定管理者	施設の防災管理と避難訓練	施設・利用者に対する被災時における応急対応	被災施設の復旧

※ (一財) 宇治廃棄物処理公社：平成25年4月1日に財団法人から一般財団法人へ移行

第3章 宇治市の地理的概況と災害の記録

第1節 地理的概況

1. 位置

京都府の南端に近く、京都市の南に接する。即ち北方は京都市、東方は滋賀県大津市に接し、南方は城陽市と綴喜郡宇治田原町に、西方は久世郡久御山町に接する。

表 地域の極端

区分	東 端	西 端	南 端	北 端
緯度（北緯）	34° 56' 05"	34° 53' 11"	34° 51' 29"	34° 57' 27"
経度（東経）	135° 52' 48"	135° 45' 35"	135° 49' 23"	135° 51' 03"
所在地	東笠取中畠	大久保町田原	白川水落山	西笠取白土

2. 市役所の所在地

宇治市宇治琵琶 33
東 経 135° 47' 59" 北 緯 34° 53' 06"

3. 地勢

本市を地質上から見ると次の3つに大別することができる。

- 東部の古生層の山地
- 中央部の洪積層の丘陵地
- 西部の沖積層の低地

山城を南北に走る山城盆地は第3紀前後の陥没によって形成されたもので、北は八瀬大原から南は奈良盆地に及ぶ一大湖沼を生じ長い期間このような状態が続いたが、大阪湾が深く入りこんで一時は海水が侵入したともいわれる。

市域の東部笠取地区の古生層は、2疊紀に形成されたものといわれ 400～600m 程度の低い山地をなしている。鉱産物は極めて乏しくマンガンの貧鉱と下庄から重晶石が少量産出する程度である。

中央部の洪積層は大体 100m 以下の高度に分布し、低地まで続いている。

次に西部の沖積層はかつて湖水であった山城盆地が土地の隆起や木津川、宇治川等から流入する土砂によって陸化したもので、最後に巨椋池が残った。巨椋池は周囲 16km、面積 800ha であったが今は干拓が成功し広大な美田と宅地化が進められている。

琵琶湖にその源を発する宇治川は滋賀県を南下し、本市南端にて方向転換して北上し、本市の低地域を貫流して京都市域に入り、左折して淀川となり大阪湾に注ぐ。

本市東方一帯の山間部は市域の約 3／5 を占めているが、海拔 400m を超える山は少ない。山麓地帯は開発されて宅地造成が進んでいる。

第2節 災害の記録

本市における過去の災害履歴については資料1-1に示すとおりである。

本市に大きな被害をもたらした風水害は台風による暴風雨をはじめ、梅雨前線等による集中豪雨が多い。

大正6年以降の記録によると、昭和28年、京都府南部地域で大きな水害が2度起った。8月15日には京都府南部地域で豪雨による大規模な災害が発生し、土砂災害等で200名以上の方が亡くなられた。本市では、隠元橋が流失するなどの被害があった。更に、9月25日には近畿地方に未曾有の豪雨をもたらした台風13号「テス台風」により、1,035戸が浸水被害にあうなどの大きな被害が記録されている。

また、平成24年8月に発生し、本市に大きな被害をもたらした京都府南部地域豪雨は、死者2名、床上・床下合わせて2,075件の浸水被害を引き起こす激甚災害(平成25年3月12日指定)であった。更に、平成25年9月の台風18号による豪雨を受け、京都府では全国で初めて特別警報が発表され、本市でも半壊1件、床上浸水22件の被害にあった。

資料1-1 災害履歴

第2編 災害予防計画

第1章 計画の方針

第1節 計画の方針

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するとともに平常時から災害が発生した場合に備えて、次の3つのこととを基本的な方針とする。

- (1) 風水害や火災等の災害に対し、防災体制の整備を図るとともに被害が予測される地域の各施設、構造物などについて、災害に強いものに充実を図っていく。
- (2) 行政及び市民の災害予防に対しての取り組みを明確にし、行政と市民が連携した防災行動が図れることをめざす。
- (3) 洪水、土砂災害、避難の安全確保等の必要な調査研究を進め、その成果が常に計画にフィードバックできるようにする。

以上の考え方をまとめて、下図に示した。

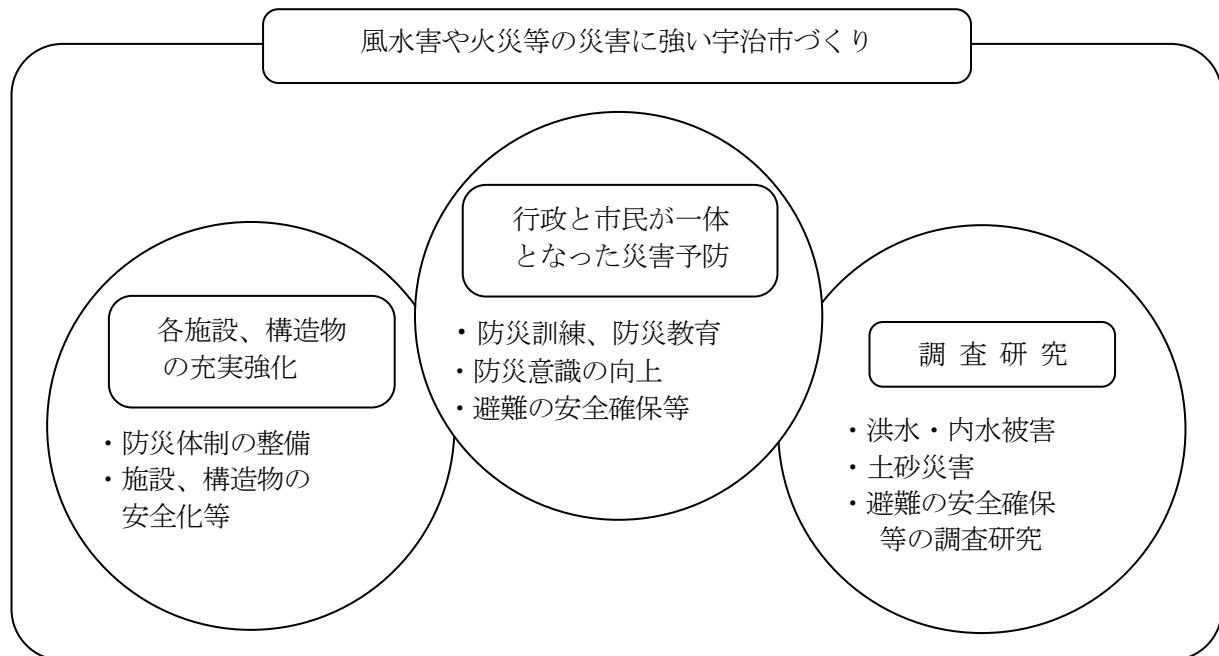


図 災害予防計画の考え方

第2章 災害に強い宇治市づくり

第1節 水害の予防

担当	市	危機管理室、建設部、都市整備部
----	---	-----------------

水害を予防するために必要な施設の整備及び管理に関する事項について定める。

1. 河川、排水路等の整備

都市化の進展に伴う雨水の流速・流出量の増大に対応するため、河川の改修及び排水路の新設又は改良を行う。その際、ハード整備だけでなくソフト対策を組み合わせることにより、効果的な治水対策を図る。

なお、市内を流れる主な河川等は、資料2-1に示すとおりである。

資料2-1 市内を流れる主な河川等

(1) 河川改修事業

一級河川については、国及び府に対して、改修促進を強く要請していくこととし、準用河川及び市が管理を行ういわゆる普通河川については、下流の一級河川の改修と調整を図り、順次改修を行う。特に、市街地において大きな影響が予想される河川については、重点的に改修を進める。河川改修計画を資料2-2に示す。

資料2-2 河川改修計画

(2) 下水道（雨水）整備事業

市街地の抜本的な浸水解消を図るため、下水道（雨水）事業の積極的な導入を図り、整備を行う。

(3) 排水路改良事業

市街地における円滑な排水機能の確保と局部的な浸水箇所の解消を図るため、排水路網の新設又は改良を行う。

特に、浸水常襲箇所については、重点整備を図る。

(4) 雨水流出抑制対策事業

昨今のゲリラ豪雨の発生にかんがみ、公共施設（学校等）及び宅地開発行為において可能な雨水流出抑制対策の推進を図る。

2. 橋管・橋門及び排水機場

天ヶ瀬ダムの放流に伴う宇治川水位上昇時において、支流への逆流防止及び流域の内水排除を行い、災害防止に万全を期すため、橋管・橋門及び排水機場の適正な操作及び管理を行う。

また、内水浸水対策として、雨水貯留施設の取り組みも行っている。

(1) 操作管理体制

資料2-3 橋管・橋門及び排水機場操作管理体制一覧

(2) 操作管理要領

操作管理要領は施設ごとに策定する。

なお、各施設の操作・管理手順の概要は資料2-4に示すとおりである。

資料2-4 操作・管理手順概要

3. 気象、水位、雨量等の観測

(1) 気象

ア. 気象庁の機関が行う予報及び警報

気象の観測によって発せられる予報及び警報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）の定めるところにより、気象庁がこれを行い報道機関の協力を得て、公衆に周知させるとともに関係機関にも連絡することになっている。

本市の場合、京都地方気象台を拠点とし、京都府関係機関を経由してこれらの措置がとられており、その種類及び連絡系統は通信情報計画のとおりである。

イ. 国土交通省または都道府県の機関が気象庁の機関と共同して行う予報及び警報

上記のほか、気象業務法及び水防法（昭和24年法律第193号）の規定により、重要河川においては、気象庁と国土交通省または都道府県が共同して指定河川洪水予報発表することになっている。

(2) 水位

水位の状況把握は、水防対策上極めて重要な事項であり、関係機関と密接な連絡をとり、各河川の状況の把握に努める。

資料2-5 水位観測所

(3) 雨量・河川防災カメラ

降雨の状況を迅速かつ確実に把握することは、災害の発生を未然に防止する前提条件である。

したがって、気象庁による解析雨量、うじ安心館（本計画において「宇治市保健・消防センター」をいう）及び府山城広域振興局等の雨量観測により、隨時降雨状況の把握に努めることとする。また、河川の状況を河川防災カメラにより、状況把握に努めることとする。

資料2-6 雨量観測所・河川防災カメラ

(4) その他

宇治川の水位は、天ヶ瀬ダムの放流による影響が特に強いので、国土交通省淀川ダム統合管理事務所天ヶ瀬ダム管理支所及び関西電力株天ヶ瀬発電所と緊密な連絡をとり、放流等の通報を受け関係連絡先への通報を行い、災害防止に万全の措置を講じるものとする。

なお、放流連絡の通報系統等については、第3編第4章「水防上必要な活動」に定めるとおりである。

4. 国及び府管理河川にかかる洪水浸水想定区域

国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所では、水防法に基づき「想定し得る最大規模」の降雨に対応した新しい「淀川水系洪水浸水想定区域図」を平成29年6月14日に公表し、京都府は、「山科川洪水浸水想定区域図」を平成30年5月15日に公表、「堂ノ川洪水浸水想定区域図」「弥陀次郎川、戦川・新田川洪水浸水想定区域図」「古川（井川・名木川含む）洪水浸水想定区域図」「笠取川洪水浸水想定区域図」「志津川洪水浸水想定区域図」を平成30年10月5日に公表、「長谷川洪水浸水想定区域図」を令和元年10月4日に公表した。これにより、水防法第15条に掲げる事項について以下のように定める。

また、洪水浸水想定区域内における、地下施設及び要配慮者が使用する施設の利用者に対する情報伝達及び円滑かつ迅速な避難体制の整備を図る。

(1) 洪水予報の伝達方法

宇治市に国土交通省と気象庁から宇治川洪水予報が発表された場合、テレビ・ラジオ（エフエム宇治放送88.8MHz）・広報車両・インターネット・電子メール・携帯電話のエリアメール・緊急速報メール等をもって住民に対して伝達する。また、町内会、自治会長に対して電話等で連絡する。

(2) 避難場所

水害時避難所を資料1-2に示す。

※ 水害時避難所は全避難所のうち、洪水浸水想定区域外にある避難所（空地関係の避難所を除く）及び洪水浸水想定区域内にある3階建て以上の施設（垂直避難が可能な施設）とする。

資料1-2 避難施設一覧

(3) 洪水浸水想定区域内にある地下施設及び要配慮者利用施設

ア. 洪水予報等の伝達

市は、洪水浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び要配慮者利用施設で、市長が必要と認める施設について、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう洪水予報等の情報の伝達方法を定めるものとする。策定にあたっては、各施設の所有者又は管理者と協議し決定する。

イ. 避難確保計画及び浸水防止計画

洪水浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び要配慮者利用施設で、市長が必要と認める施設の所有者又は管理者は、次の事項を記載した計画を作成し、市長に報告する。

- ・洪水時の防災体制に関する事項
- ・利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
- ・利用者の洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ・洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ・洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する事項
- ・その他利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

ウ. 避難訓練の実施

洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、市長が必要と認める施設の所有者または管理者は、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

エ. 市の責務

市は避難確保計画の重要性を認識してもらうため、施設管理者等に対し、防災意識の向上を図ると共に、施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、事業所の業態、規模等の実態に即した支援を行う。

また、施設の所有者又は管理者が、イの避難確保計画を作成していない場合は、その所有者又は管理者に対し必要な指示を行い、所有者又は管理者が正当な理由なくその指示に従わないときは、その旨を公表することができる。

資料2-7 洪水浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び要配慮者利用施設一覧

第2節 林地災害の防止

担当	市	産業地域振興部
----	---	---------

水源山地における山崩れ、土石流等の発生を防止し、流域全体の災害を防除するための、災害防止林の育成等に関する治山事業及び造林事業等の整備・促進について定める。

1. 災害防止林の育成等に関する治山事業、造林事業等

市内には国有林約 26ha、公有林約 268ha、私有林約 3,033ha があり、市総面積の約 50%を占めしており、このうち約 499ha（大半が私有林）が、土砂流出防備、保健等の保安林に指定されている。

これらの保安林については、それぞれの保安機能の維持と向上を図るため、保安林整備事業により万全を期すものとする。

（1） 治山事業

森林整備保全事業計画に基づき京都府において計画的に実施されており、その他、人家の裏山、道路や耕地に被害をおよぼす山林の小規模な事業についても合わせて施行し、造林事業の推進と相まって治山治水を促進するものとする。

（2） 造林事業

造林事業は、最近全体としてやや後退の傾向にある。原因としては、山林労働者の不足と労賃の高騰、木材価格の低迷等種々の条件が考えられる。

森林造成は、災害防止あるいは農業用水、水道用水の確保上重要な事業であり、国有林、公有林をはじめ私有林についても補助造林を積極的に指導・推進するとともに、育成途上の森林に対しては除間伐を積極的に推進するものとする。

（3） 保安林整備事業

保安林に指定されている個々の森林の特性を考慮し、保安要件に適合した機能を最大限に發揮するよう、京都府において保安林の保護事業を積極的に推進し、災害防止と森林資源の増大を図るものとする。

第3節 造成地・急傾斜地災害の予防

担当	市	危機管理室、建設部、都市整備部
----	---	-----------------

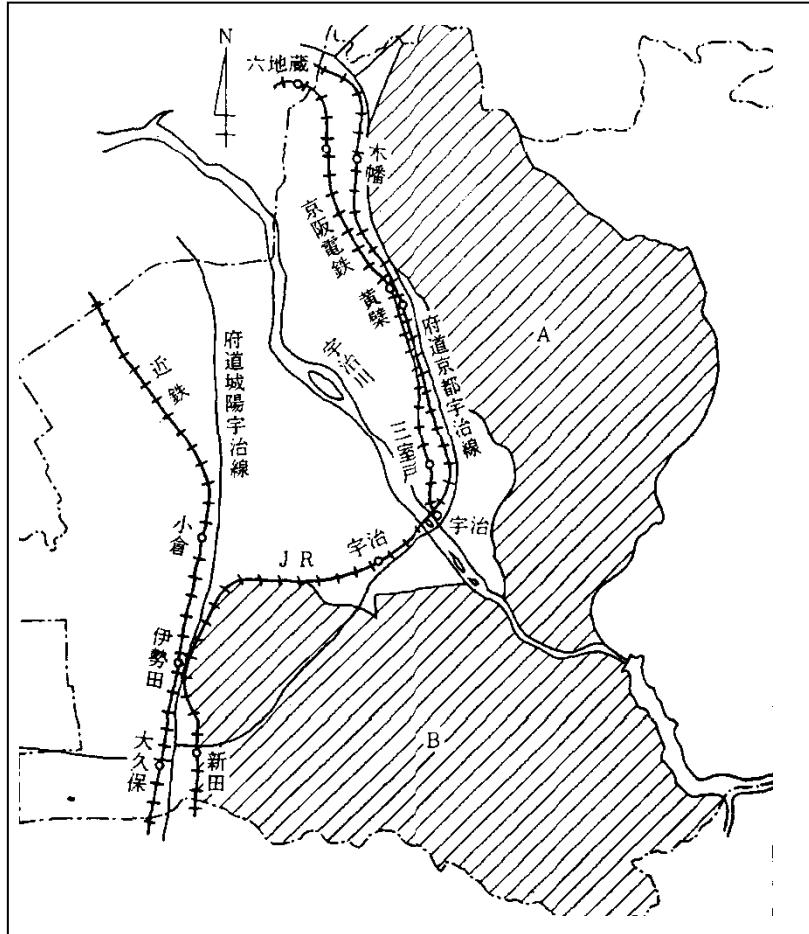
造成地、急傾斜地での地すべり、がけ崩れによる災害を予防するために必要な事業又は対策について定める。

1. 宅地造成工事等による災害の防止

市周辺部における大規模な宅地造成工事に伴い、がけ崩れや土砂の流出が起こらないようにするとともに、雨水の流出を抑制するよう災害防止上必要な対策及び指導を強化するものとする。

（1） 宅地造成工事規制区域の現況

「宅地造成等規制法」に基づき、昭和 39 年 4 月（府施行期日）に市内の 2 地区 2,127ha を宅地造成工事規制区域として国土交通大臣の指定を受け、規制を行っており、新規の宅地造成はもちろん既存の場所についても災害防止のため必要な勧告を行うなど、行政指導の強化、徹底を図るものとする。なお、宅地造成工事規制区域は下図のとおりである。



指定	符号	区 域	面積(単位 ha)
昭和 39 年 4 月 1 日	A	東宇治地区	1,025
	B	西宇治地区	1,102
計			2,127

図 宅地造成工事規制区域図

(2) 規制区域内防災パトロール

市内の宅地造成地の総点検を進めるとともに、毎年出水期の前に実施する防災パトロールにおいて、特に危険な箇所の点検を実施し、状況に応じて土地所有者、造成主、施行業者など関係者の聴問を行い、必要な防災処置を行うよう指導する。また、非常災害時には、状況により避難勧告を出すこととする。

(3) 開発行為に関する規制

都市計画法に基づき、市域を「市街化区域」及び「市街化調整区域」に区分する都市計画が昭和 46 年 12 月 28 日に告示されたことに伴い、市街化区域では、500 m²以上の規模の開発行為は京都府の許可を要することとし、また、市街化調整区域では開発行為を抑制することにより、災害防止及び環境整備等を強力に推し進めることとなった。

(4) 被災宅地の危険度判定制度の整備

大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が、大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図るとともに、府及び被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。

(5) 宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくり条例(開発事業の手続きについては平成21年4月1日施行)

宇治市指導要綱が条例化され、基準や手続きを明確にすることにより市による指導・誘導がより有効に働くようになり、無秩序な宅地開発が防止されることにより、良好な都市環境の形成と円滑な都市機能の発現を図る。また開発構想の段階から情報を開示するなど、住民と特定事業者との間に紛争が生じないよう事業者による住民への周知の徹底を指導する。

第4節 土砂災害対策

担当	市	危機管理室、産業地域振興部、建設部、都市整備部
----	---	-------------------------

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」）に基づく「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定区域について、平成29年8月22日付で京都府が行った下記の指定区域を対象に、「地域防災対策事業（避難対策施設整備）の採択基準について（9砂第144号、9砂第145号）」に基づき、各地域の自主防災マニュアルとの整合を図りながら、対策工事について、緊急度の高い箇所を優先に京都府に要請していくものとする。

本市において指定された土砂災害警戒区域数及び土砂災害特別警戒区域数を資料2-8に示す。

資料2-8 土砂災害防止法に基づく指定区域及び

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

資料2-9 地域防災対策事業（避難対策施設整備）の採択基準

資料2-10 地域防災対策事業（避難対策施設整備）の採択基準の運用事項

1. 河川又は山林等の砂防事業及び土石流対策

砂防は、河川工事の根源といわれるよう、いくら下流の河川を改修しても、その上流の山地が荒れていれば渓岸が浸食されていては、洪水時に土砂を含んだ水が流れ、堤防や護岸を破壊し河床に異常な土砂の堆積をおこし、氾濫の原因となる。この有害な土砂を土砂生産地帯で食い止めるため、崩壊した斜面やはげ山を切りならし、植林、山腹工を行い、緑化を図り、山腹斜面の安定と崩壊の拡大を防ぎ、水路を設け雨水の浸水を防ぎ、新しい崩壊等を防止することが必要である。

又、異常な集中豪雨等により土石流（注1）が発生すると、その特性である水を含んだカニ状の土砂が土砂自身の非常に大きい力で流下するため、両岸を削り、多量の土砂を一気に押し流して下流の人家集落に被害を発生させる。これによる死者、行方不明者は、全水害死者数の多くを占めると言われている。

土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の確立及び情報の収集・伝達・防災意識の普及に努めるとともに、京都府が整備した京都府土砂災害警戒情報システムによる情報をもとに監視にあたり、山地崩壊、渓流荒廃による人家、道路、公共施設の被災を防止するため、砂防工事をはじめとする治山、治水事業の推進を、国並びに京都府に対して要請するものとする。また、砂防指定地の土地利用についても法令に従い万全を期すものとする。

なお、本市域の砂防指定地域は1,153haあり、その地域を資料2-11に示す。

(1) 警戒避難体制等

土砂災害警戒区域の警戒避難体制等については、この地域防災計画の各章に定めるところによるほか次のとおりとする。

ア. 予・警報の伝達

市長は、気象注意報、気象警報が発表され、土砂災害警戒区域内に災害発生のおそれがある時には、直ちに関係住民に周知する。

イ. 避難勧告等の発令及び伝達

市長は、災害等により土砂災害警戒区域内に危険が急迫し、人命の保護その他の拡大防止

に必要と認めるときは、関係住民に対し避難のための立退きを勧告し、急を要するときは避難のための立退きを指示するものとする。

(2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

ア. 情報の伝達

土砂災害警戒区域内に主として高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、第3編第11章「避難誘導計画」に基づき伝達する。

イ. 避難確保計画の作成

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で、市長が必要と認める施設の所有者または管理者は、次の事項を記載した計画を作成し、市長に報告する。

- ・ 土砂災害時の防災体制に関する事項
- ・ 利用者の土砂災害時の避難の誘導に関する事項
- ・ 利用者の土砂災害時の避難の確保を図るために施設の整備に関する事項
- ・ 土砂災害時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ・ 土砂災害の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する事項
- ・ その他利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

ウ. 避難訓練の実施

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で、市長が必要と認める施設の所有者または管理者は、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

エ. 市の責務

市は避難確保計画の重要性を認識してもらうため、施設管理者等に対し、防災意識の向上を図ると共に、施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、事業所の業態、規模等の実態に即した支援を行う。

また、施設の所有者又は管理者が、イの避難確保計画を作成していない場合は、その所有者又は管理者に対し必要な指示を行い、所有者又は管理者が正当な理由なくその指示に従わないときは、その旨を公表することができる。

資料2-8 土砂災害防止法に基づく指定区域及び 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

資料2-11 砂防指定地一覧表

注1) 土石流はかつて、「山津波」「鉄砲水」「山潮」などとさまざまな名称で呼ばれており、土石流の現象は、これを目撃した人々の話から、次のようにまとめられている。

- ・ 土石流の横断面はかまぼこ型をなし、縦断面は先端上部が盛り上がっている。
- ・ 土石流は、夕立雲のように煙をたて、石、砂、泥、木が小山のように流れ、水というより土石の流れで土が腐ったような臭がする。
- ・ 土石流中の大木は、土石流の進む方向に回転しながら流れる。また、根のついた大木が立ったまま流れている場合もある。
- ・ 土石流の通過する以前より雷または飛行機の編隊のような音がする。
- ・ 土石流発生以前に今まで増水していた渓流が急激に減水する（天然ダム形成の場合）

注2) 土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家及び将来人家等が建つ可能性のある場所（人家がなくても官公署・学校・病院・駅・旅館・発電所等のある場所を含む）に被害を生ずるおそれがあるとされた渓流をいう。

(3) 土砂災害に係る避難訓練の実施

土砂災害警戒区域等の避難訓練については、本編第4章第1節の防災訓練に定めるところにより実施するものとする。

(4) 住宅等の土砂災害対策改修の支援

土砂災害特別警戒区域内の既存建築物の住民による土砂災害対策改修を支援する。

2. 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命を保護するため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年7月1日制定)に基づき急傾斜地崩壊危険区域について調査検討のうえ指定し、必要な措置をとるものとする。

(1) 区域の指定及び指定基準

ア. 区域の指定

急傾斜地の崩壊により相当数の居住者等に危害が生じるおそれのある地域及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され誘発されるおそれがないようにするために、府知事が市長の意見を聞いて急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

イ. 指定基準

下図に示すように、傾斜度が30度以上、高さが5m以上の崖で崩壊により危害が生じるおそれのある人家が5戸以上ある地域又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある地域

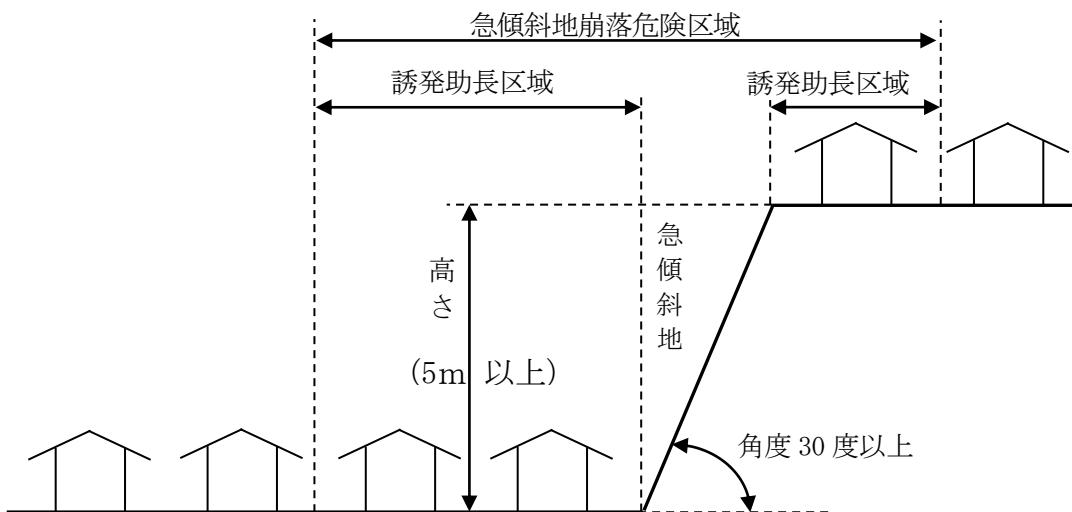


図 急傾斜地崩落危険区域

(2) 規制内容

次の行為について、土木事務所長の許可を必要とする。

- ア. 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為
- イ. ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- ウ. 法切、切土、掘さく又は盛土
- エ. 立木竹の伐採
- オ. 木竹の滑下げ又は地引による搬出
- カ. 土石の採取又は集積
- キ. その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令の定めるもの

(3) 崩壊防止工事の実施及び採択基準の概要

ア. 工事の実施

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を施行するこ

とが困難又は不適当と認められる場合に、府が実施する。

イ. 採択基準

- (ア) 急傾斜地の高さが 10m 以上あること。
- (イ) 移転適地がないこと。
- (ウ) 人家概ね 10 戸以上（災害の発生した地区では 5 戸以上）に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあること。

（4） 警戒避難計画

今後において区域指定された急傾斜地及び著しく崩壊のおそれのある急傾斜地に対しては関係各課で警戒避難計画を定め、災害時の被害の軽減に努める。

第5節 農業用施設の防災

担当	市	産業地域振興部
----	---	---------

豪雨、洪水等災害発生時を予想し危険となるものには重点的に順次補強事業を実施するとともに、管理及び保全指導の徹底を期すため、災害防止について必要な事項を定める。

1. 豪雨、洪水対策

ため池は資料 2-13 に示すとおりであるが、老朽施設については、多雨時、出水時において特に危険な状態となるので、これらの抜本的な改修の促進を図る。

資料 2-13 ため池箇所一覧表

（1） ため池

- ア. 巡視による異常の早期発見
- イ. 草刈りの励行
- ウ. 斜樋底樋の排水態勢の点検整備
- エ. 堤体の応急補強と通行規制
- オ. 余水はけ及び下流放水路障害物の除去
- カ. 不用貯水の排除及び事前放流

（2） 用排水路

- ア. 浚渫、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
- イ. 水路中の各種ゲートの整備点検、操作の確実な実施

（3） 揚排水用ポンプ施設

- ア. 原動機ポンプ及び附帯設備の点検整備、試運転を行い非常時に備える
- イ. 機関用燃料の確保、保管
- ウ. 浸水するおそれがある揚水ポンプ用原動機の格納
- エ. 排水機場内に浸水のおそれがある場合の場内排水の準備と整備

（4） 農道

路面の補修、側溝、暗渠、溜ます、排水管等附属排水施設の浚渫と清掃

2. 人身事故防止対策

農業用施設による人身事故を防止するため、農業用施設の巡視、点検調査をより一層厳重に実施し、事故の発生するおそれがある危険箇所については安全柵の設置等速やかに事故防止の適切な措置を講じ、関係機関及び地域住民と連絡を密にし、積極的な協力を呼びかけることとする。

第6節 道路防災

担当	市	産業地域振興部、建設部
----	---	-------------

災害時における道路、橋梁等の安全を確保するための対策及び平常時における維持補修等について必要な事項を定める。

1. 道路又は橋梁の整備・維持補修

災害時における道路、橋梁は、水防、避難、応急救助活動等の動脈として重要な役割をもつ防災施設である。したがって、平素から風水害等に備え、道路、橋梁等の被害を未然に防止し、又は被害の誘因となるものを排除する等、常に維持補修に努めるものとする。

(1) 道路改良事業等による根本的対策

次の事項について推進を図るものとする。

- ア. 国や府の道路整備計画に合わせ、市の道路整備事業などによる道路の新設等を図るとともに、既設市道の未改良区間については、道路整備計画を策定し、これに基づいて道路改良に努め、機能の強化を図る。
- イ. 水害によりたえず路面が水没する箇所及び道路決壊のおそれがある箇所に対して、これを防止するため嵩上げ等を行う。
- ウ. 一つの道路が災害によって交通不能となった場合のう回路又はバイパスとして適当な道路の改良を行う。
- エ. 大雨などによる土砂崩れや落石の危険が高い道路に、危険防止のためのネット及びコンクリート擁壁を設置する。
- オ. 水害等による、橋梁の破損、流失を防止するため、橋梁改良を行う。

(2) 災害発生前の緊急予防対策

状況に応じて次の措置をとるものとする。

- ア. 道路の路肩崩壊、土砂崩れ、落石等が起こったときやその可能性があると認められたときは、通行人や車両等の安全を確保するため、注意標識、通行止め標識等を設置する。
- イ. 道路パトロールを強化し、災害危険箇所の早期発見に努めるとともに、臨機に必要な措置を行う。
- ウ. 流失のおそれ又は流水を阻害して付近に溢水をおよぼすおそれのある橋梁等を保全又は改善するため、橋脚の塵芥排除及び補修、橋台、石積等の補強及び改良などを行う。
- エ. 冠水するおそれのある道路及び冠水によって民家に浸水を来たすおそれのある道路については、冠水原因となる側溝、水路、河川等の溢水を防ぐため、土のう積み等による応急予防措置をとる。

(3) 道路の雪害対策

降雪時における道路の除雪及び凍結防止等については、状況に応じて次の措置をとる。

- ア. 過去の気象状況等からみて、市街地においては除雪を必要とするほどの積雪はあまり想定できないが、降雪の場合は、関係機関と協議し必要な対策を講じる。
- イ. 路面の凍結による交通停滞やスリップによる自動車事故等に対処するため、状況に応じて薬剤の散布、注意標識の設置等適切な措置をとる。

なお、道路の現況は、資料1-3に示すとおりである。

資料1-3 道路の現況

(4) 緊急輸送道路の整備

京都府地域防災計画において、緊急輸送道路ネットワーク計画の推進が位置づけられており、第1次緊急輸送道路である京滋バイパス、国道24号、主要地方道京都宇治線、主要地方道宇治淀線、第2次緊急輸送道路である主要地方道城陽宇治線、一般府道黄檗停車場線及び一般府道山城

総合運動公園城陽線、第1次緊急輸送道路と市役所等その他の防災拠点を連絡する道路について
は、災害時に十分機能が発揮されるよう、関係機関とも調整を図り、道路整備、災害防止などに
努める。

資料1-42 緊急輸送道路一覧表

2. 林道の補修、補強（1. に準じて措置するものとする）

市内の既設林道は、現在9路線 21,257.5mで、内訳は資料2-14に示すとおりであるが、切土、
路肩の軟弱な箇所、法面の崩壊しやすい箇所及び屈曲部分が非常に多く、災害を受けやすい状態に
あるため、補修、改良を必要とする箇所については逐次実施するものとする。

また、木橋は永久橋に改良するとともに、排水施設の整備を図るものとする。

資料2-14 林道の現況

第7節 ライフライン施設等の整備

担当	市	危機管理室、産業地域振興部、人権環境部、公営企業上下水道部
	関係機関	各事業者

災害時における電気、上下水道、ガス、通信などのライフライン施設はきわめて重要であり、これら
の被災の程度は、応急対策を迅速に進めるための決め手となる。

災害時におけるライフラインの被害を最小限にとどめるための整備を図っていく必要がある。

また、災害時において、本市と各ライフライン業者とが協力して取り組むことが迅速な復旧活動につながることから、必要に応じて本市が統合的な調整を行えるように体制を整えておく。

1. 電力設備防災計画（関西電力株）

災害の予防のための各種施策は、関西電力株の防災業務計画に定めるところに従い、本市と連携
を持って進める。

電力設備の強風・洪水等に対する必要な強化対策、安全化を図り、災害時における電力の供給
を確保、又は迅速な復旧が図れる体制を確立しておく。

- (1) 関西電力株は、平常時から保安の規定類をはじめ関係諸規定等に基づき、設備の管理、維持
を行い、災害発生時の被害を軽減する措置を講ずる。
- (2) 本市及び関西電力株は、総合防災訓練などを通して災害時に円滑な復旧活動が行えるよう体
制を整えておく。

2. 上下水道施設防災対策

上下水道施設の安全化を図り、災害時における上下水道を確保、又は迅速な復旧が図れる体制を
確立しておく必要がある。

- (1) 管渠の材質や継手の構造等の強化を図り、災害時においても機能が維持できるように努める。
- (2) 復旧に必要な管・弁類の材料は、保有し確保しておくとともに、不足する資器材については
メーカー、他都市などから調達できる体制を整備しておく。

3. ガス施設災害予防計画（大阪ガス株）

(1) 基本方針

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を
最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災
に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

(2) 計画の内容

ア. 防災体制

防災業務計画により、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

イ. ガス施設対策

二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を完了している。

ウ. その他防災設備

(ア) 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置している。

a. ガス漏れ警報設備

b. 圧力計・流量計

(イ) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(ウ) 資機材の整備

早急に復旧もしくは応急措置が出来るよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

エ. 教育・訓練

(ア) 防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

(イ) 防災訓練

災害発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

オ. 広報活動

(ア) 顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

(イ) 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

4. 通信施設防災計画（西日本電信電話㈱等の電気通信事業者）

災害の予防のための各種施策は、西日本電信電話㈱等の電気通信事業者の災害対策規定に定めるところに従い、本市と連携を持って進める。

通信施設の安全化を図り、災害時における通信手段の確保を図るとともに、災害が発生した場合でも、迅速な復旧が図れる体制を確立しておく。

(1) 西日本電信電話㈱等の電気通信事業者は、主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐火構造化を図り、予備電源設備の設置等を行い、災害発生時の被害を軽減する措置を講ずる。

(2) 本市及び西日本電信電話㈱等の電気通信事業者は、平常時から通信施設業者と情報交換を行い、総合防災訓練などを通して災害時に円滑な復旧活動が行えるよう体制を整えておく。

5. 鉄道施設防災計画（西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、京都市交通局（京都市営地下鉄））

災害の予防のための各種施策は、西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、京都市交通局（京都市営地下鉄）の災害予防規定に定めるところに従い、本市と連携を持って進める。

災害時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害が発生した場合でも、迅速な復旧が図れる体制を確立しておく。

- (1) 西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、京都市交通局（京都市営地下鉄）は、橋梁の維持・補修及び改良強化、建物の維持・補修、通信設備の維持・補修等を行い、災害発生時の被害を軽減する措置を講ずる。
- (2) 本市及び西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、京都市交通局（京都市営地下鉄）は、平常時から通信施設業者と情報交換を行い、総合防災訓練などを通して災害時に円滑な復旧活動が行えるよう体制を整えておく。

6. 廃棄物処理に係る防災体制の整備

一般廃棄物処理施設の不燃堅牢化に向けて城南衛生管理組合等と協議するとともに、災害時における廃棄物処理に係る防災体制を確立しておく。

- (1) 一般廃棄物処理施設の不燃堅牢化、非常用自家発電設備等の整備、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。
- (2) 近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制の整備を図る。

第8節 建築物災害の予防

担当	市	建設部、都市整備部、教育委員会
----	---	-----------------

建築物の防災対策を適切に推進するため、建築物の用途、規模、新築・既存の別等に適合した対策を策定する。

1. 公共建築物対策

公共建築物は災害時における防災拠点や避難場所として使用されるため、重点的な対策を図る。新築時は、建築基準法に適合させることは当然として、その使用目的、構造特性等による防災計画を考慮した設計を行い、適正な工事施行を行う。

既存建築物については、適切な維持保全を行うとともに、防災診断、耐震診断の実施を促進し、必要に応じ適切な改修を図る。また、土砂災害の危険が高い避難所については、土砂災害対策を図る。

2. 民間建築物対策

建築物の防災対策としては、新築時では、現行の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に適合させることを基本とする。都市の不燃化及び安全性を向上する建築物の建築促進を図るため、共同住宅等においては特に独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）による融資制度の活用等により、耐火建築物、準耐火建築物とするよう誘導する。

既存建築物については、現行の建築基準法の規定に適合せず、十分な防災性能を備えていないものもあり、防災診断、耐震診断について普及啓発を進め、防災改修、耐震改修を促進するとともに、適切な維持管理の必要性についても普及啓発を進める。特に、不特定多数の人々が利用する特殊建築物については、建築基準法第 12 条の規定に基づく定期調査報告を活用した重点的な指導により防災性能向上の促進を図る。

3. 老朽木造住宅密集地区等の対策

建築物単体の防災対策と並行して細街路地区や老朽木造住宅密集地区等の面的整備を推進する必要があり、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の整備事業について地区の特性を考慮した事業手法の導入を検討する。

4. 建築物防災対策体制の整備

市関係部局、府内特定行政庁、建築関係団体等との協力・連携により建築物防災対策体制の強化を図るとともに、宇治市既存建築物総合防災対策推進計画の策定に向け検討を進める。

5. エレベーター対策

浸水等による停電により、閉じ込め事故や運転休止が発生し、救出や復旧の遅れによる被害拡大が懸念される。このため、エレベーター閉じ込めの防止及び早期救出の体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築する。

6. 崖地近接等危険住宅移転の支援

住民の生命の安全を確保するため、崖地の崩壊等による自然災害の恐れの高い土地からの住宅移転を支援する。

第9節 火災の防止

担当	市	消防本部
----	---	------

消防法に定める防火対象物及び危険物施設に対する防火指導並びに市火災予防条例に基づく火災予防について必要な事項を定める。

実施事項は次のとおりである。

1. 立入検査

- (1) 定期立入検査
- (2) 特別立入検査
- (3) 隨時立入検査

防火管理者をおく防火対象物又はこれに準ずる防火対象物に対し、定期に立入検査を実施し、特に必要と認めた防火対象物は臨時、特別の立入検査を実施する。また一般家庭については随時地域を定めて防火指導を実施する。

2. 講習及び訓練等

- (1) 毎年1回、甲種防火管理者の新規講習会を実施する。
- (2) 事業所及び町内会、自治会等に対して適時、防火講演、座談会及び各種訓練指導を実施する。

3. 火災予防の広報活動

春秋の全国一斉及び年末年始の火災予防運動期間中及び毎月1日、15日の防火の日又は計画によるもの及び異常気象時には、広報車、消防車両等を利用して市内全域を巡回広報する。

4. 消防施設整備強化

- (1) 署 所
 - ア. 都市規模の拡大化と市街地形成の促進により消防機構や防災体制は、必然的に変化し充実させなければならないものである。この意味において市街地が成形されていく地域への出動態勢を確立する。

イ. 広範囲にわたる予防消防の充実を期するため、消防職員の資質の向上に努め高度な知識を有する予防要員を配置し、徹底した火災予防にあたるため消防職員の増員を図る。

(2) 消防用機械器具

ア. 消防力の整備指針による機械力の充実を図るため、消防ポンプ自動車の増強と特殊火災に対処するため、車両資機材等の充実整備を図る。

イ. 災害現場活動を容易にするため通信連絡網の充実を図る。

ウ. 老朽した消防機械及びその他機器の更新整備を図る。

(3) 消防水利

ア. 消防水利状態の悪い地域については消防水利基準に適合するよう防火水槽の整備に努める。

イ. 宇治川沿岸に消防車の進入路を設けることにより、自然水を活用した消防活動の充実を図る。

5. 消防団活動の充実強化

火災や災害の発生に対し、初期消火、被災者の救出、住民の安否確認、必要な避難誘導は、地域に密着した消防団の活動が不可欠である。地域住民の連帶に基づき結成される自主防災組織の中核となる消防団について、その組織の強化や活動の充実を図る。その際、女性の消防団への加入促進に努める。

第10節 文化財の災害の予防

担当	市	都市整備部、教育委員会、消防本部
----	---	------------------

本市内には、世界遺産の平等院、宇治上神社があり、その他多くの国宝、重要文化財が存在する。不慮の災害による重要文化財等の被災を予防するための事業又は対策について必要な事項を定める。

1. 文化財等の保護対策

(1) 立入検査

文化財所有対象物を定期的あるいは隨時に立入検査を実施し、防災に関する指導を行う。

(2) 防火訪問

文化財付近の一般家庭等に隨時防火訪問を実施し、防火意識の高揚を図る。

(3) 文化財防火運動

1月26日を中心に文化財防火運動を実施し、消防訓練などの行事を通じて、文化財所有者、市民、旅行者等に対して文化財愛護思想の高揚を図るための啓もう活動を展開する。

(4) 自主防火管理体制の強化

防火管理者等に対し、防火管理体制の確立を指導するとともに、防火研修会、防火座談会等を通じ防火管理業務が適切に実行されるよう指導する。

(5) 文化財防災施設整備拡充の促進

文化財所有対象物について、防災施設設置推進指導計画を定め、その計画に基づき防災施設の整備拡充の促進を図る。

(6) 文化財防災対策の協議

市消防本部、宇治警察署、府教育委員会、市教育委員会、その他関係機関が必要に応じ文化財防災全般の統一的な指導等必要事項を協議する。

(7) 自衛消防隊等の育成指導

自衛消防隊を育成し、自主警備体制の強化を図るとともに付近住民などによる自衛組織（宇治市文化財まもり隊）の結成について指導する。

(8) たき火又は喫煙を制限する区域の指定

文化財所有対象物の建造物付近を、たき火又は喫煙を制限する区域に指定し、全市民に告示

するとともに、指定区域内に制札による掲示を行い出火防止を図る。

2. 文化財対象物の特別警備計画

それぞれの文化財対象物及び文化財を収蔵する建造物の現状に応じた特別消防対象物警備計画を樹立運用する。

3. 文化財等の重点防御対策

- (1) 特別消防対象物警備計画による実態把握に基づき、さらに現行の防御計画が効果的に運用されるよう整備する。
- (2) 文化財に対する他からの延焼防止に重点をおいて、防御線を設定し、効果的に運用されるよう配慮する。

4. 文化財等の地域防災対策

市街地として文化財選定を受けている宇治の文化財の特徴を踏まえ、地域で取り組む防災対策が効果的に運用されるよう配慮する。

5. 市内における文化財等の現状

市内における国宝、重要文化財、京都府指定・登録文化財等及び市指定文化財は資料1-4に示す。

資料1-4 市内における国宝、重要文化財等及び市指定文化財一覧表

第3章 災害の予防、災害応急対策への備え

第1節 災害危険箇所の調査等

担当	市	危機管理室、建設部
----	---	-----------

災害危険箇所（以下「危険箇所」という）の調査は、防災関係機関、地域住民その他危険箇所管理者の協力を得て、危険箇所の総点検を行い、予想される諸問題の予防・応急・恒久対策の検討策定により、災害発生時に対処できるようにするとともに、その状況、避難計画等を地域住民に周知し、自主防災意識の高揚を図るために必要な事項を定める。

1. 事前調査

危機管理室は関係部（課）及び防災関係機関等を招集して、それぞれの機関からの危険箇所調書を机上にて検討・集約し、危険箇所を把握する。

2. 防災パトロール（現地調査）

事前調査により検討・集約した危険箇所の合同パトロールを行い、その実態を把握する。

3. 対策会議

合同パトロールにより実態を把握した危険箇所の予防・応急・恒久対策並びに各関係機関との連携等を協議し、災害時に対処できるよう計画を策定する。

4. 調査表記入要領

災害危険箇所の調査表記入要領を資料2-15に示す。

資料2-15 災害危険箇所調査表記入要領（様式）

第2節 災害通信網、施設の整備

担当	市	危機管理室、総務部
----	---	-----------

災害時における通信が円滑かつ迅速に行えるよう通信網及び通信施設の整備について必要な事項を定める。

1. 災害通信施設の整備

（1）有線電話の整備

災害時における災害対策本部と各関係機関との連絡については、非常時優先電話番号を通知するなど専用回線を確保し、電話回線の輻輳による弊害を避けるとともに、必要に応じて臨時専用電話を設定するなど有線電話を有効に活用するものとする。

（2）無線通信網の整備

現在、災害時の無線通信は、市防災行政無線設備を活用しているが、より能率的な連絡体制が確保できるよう、あり方について十分検討する。また、災害発生時における通信回線の確保に対処するため設備の改善・強化を行っていく。さらに、京都府防災行政無線、消防無線との連携を密にして、災害時における相互連絡体制の確保に努める。

2. 無線設備の現況

防災行政無線、消防無線の各通信設備の状況は、資料1－5に示す。

資料1－5 防災行政無線、消防防災無線の各通信設備の一覧表

3. 災害用独立電源の整備

災害時、送電が停止した場合等に対処し、市役所庁内主要箇所における執務に支障のないよう独立電源の整備を行うものとする。

なお、市役所庁内電話設備及び防災行政無線、消防無線設備の電源については、停電の場合は自動的にそれぞれの非常用電源（自家発電）から電力が供給できるよう整備している。

4. 電子地図の整備・活用

災害発生時、被害状況の全容を可及的速やかに把握するために、Web-GIS（地理情報システム）を活用した、被災情報、災害対応状況等の情報を庁内関係者間で共有することができる体制整備を図る。

5. エリアメール・緊急速報メールの活用

住民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急速報メールの活用を進める。

第3節 職員に対する防災教育

担当	市	危機管理室、全部局
----	---	-----------

災害応急対策計画に基づく災害応急対策の遂行を図るため、関係機関が緊密な連携をとり、図上又は現地で行う訓練について必要な事項を定める。

1. 職員に対する防災教育

(1) 実働マニュアルの作成及び役割分担の周知徹底

災害時の迅速な対応を図るため、夜間・休日等の勤務時間外も含めた非常時配備体制・連絡体制を整え、具体的な実働マニュアルを作成する。

また、各職員の役割について、周知徹底と自覚向上を図る。

(2) 研修会等の実施

職員に対する研修会、講習会等を隨時実施し、関係法令や防災計画の内容運用等を周知徹底するよう努めるとともに、防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における任務分担等について自覚と認識を深める。また、事務の手引きとなるパンフレット、刊行物などを関係職員に配布する。

2. 防災訓練

(1) 訓練の目的

この訓練は、防災関係機関に従事する職員の実践的実務の習熟、関係機関の有機的な連携の強化、住民に対する防災知識の普及を目的として、市地域防災計画に含まれる事項を中心に実践的に実施する。

(2) 訓練の場所

訓練効果のある適当な場所又は地域

(3) 訓練の実施方法

訓練の細目事項はそのつど定める。

ア. 訓練は、被害規模を想定し、訓練実施要領を定めて実施する。その際、地震、風水害、事

故等の複合的な発生を考慮する。

イ. 訓練実施後、検討会を開催する。

3. 図上訓練

各地域の実情に合致した風水害等災害想定（複合的な災害発生も考慮）を検討・作成し、避難、水防救助等災害対策の諸活動について関係機関等の討議方式により実施する。

- (1) 被害想定の検討
- (2) 訓練種目の決定
- (3) 訓練課題の作成

4. その他の防災訓練

防災訓練に準じて実施する。

- (1) 水防訓練
- (2) 災害救助救急訓練
- (3) 災害通信訓練
- (4) 動員訓練
- (5) 消防訓練

第4節 道路交通の安全対策

担当	市	人権環境部、建設部、都市整備部
----	---	-----------------

災害時に交通の混乱を最小限にとどめるため、必要な整備を進める。

1. 自動車交通に対する対策

- (1) 災害時の交通混乱を防ぎ、様々な緊急活動に対応した交通規制と交通管制システムの確立を各関係機関と図っていく。
- (2) 災害発生時に緊急通行車両等であることの確認を迅速に行うため、災害が発生した場合に、災害対策基本法に規定する緊急通行車両及び大規模地震対策特別措置法に規定する緊急輸送車両として使用される予定の車両については、あらかじめ当該車両の本拠地を管轄する警察署に届け出て緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けるものとする。
- (3) 災害後の交通規制が速やかに行えるように主要道路における交通情報を統一管理し、市民に交通規制の状況を逐一知らせる広報体制づくりの推進を各関係機関と図っていく。

2. 窓ガラス等落下物の安全化

道路沿いの建築物の窓ガラス、ビルの外装材、看板等が災害時に落下した場合、交通障害となるとともに、避難において市民に危害を及ぼすため、その危険性について調査を行い、必要に応じて補強を求める。

3. 自動販売機等の転倒防止

発災時の転倒による交通障害や歩行者への危害防止のため、自動販売機の転倒防止を指導する。

第5節 医療救護体制の整備

担当	市	危機管理室、健康長寿部、消防本部
----	---	------------------

災害時には、建物の倒壊や家具類の転倒等により多数の死傷者が発生する一方、各医療機関においても停電、断水等により著しく医療機能が低下することが予測される。負傷者の応急医療を迅速・的確に行うため、応急医療体制の整備が必要である。

医療救護は、直接人命にかかわる問題であり、初動医療体制や後方医療体制等における救護計画や患者受け入れ計画等のソフト面の充実も含め、平常時から医療救護体制の整備を図っていく必要がある。

1. 初動医療体制の整備

災害により負傷した人々に対しての応急処置、軽傷者等に対する医療及び重傷者の後方医療機関への転送などの初動医療は、市において整備する部分と広域的に整備が必要な面とがあり、連携をとった体制の整備が必要である。

(1) 初動医療救護

宇治久世医師会、宇治久世歯科医師会、城南薬剤師会、山城北保健所、日本赤十字社等の協力を得て、医療救護班の編成や派遣、救護所の設置などの災害時医療救護計画を策定し、医療活動が円滑・効率的に行えるよう整備を図る。

(2) 医薬品・資機材等の整備

- ア. 市内における医療機関に対して、緊急用医薬品等の備蓄を要請する。
- イ. 市外からの応急医療物資の受け入れに対し、搬送ルート、備蓄拠点等災害時に迅速に配備できるよう体制の整備を図る。

(3) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）による医療情報の把握

市は、被災地域外の関連機関による初動医療体制の構築、迅速・的確な救急・救護・医療活動ができるよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用し、各医療機関の被災状況の情報収集及び避難所・救護所の情報等の共有に努める。

2. 後方医療体制の整備と搬送体制の強化

災害時に、多数の重傷者が発生し、速やかに後方医療に搬送する必要が生じた場合に備え、医療情報システムを有効に利用し、適切な搬送手段の整備を図る。

(1) 重傷者の搬送計画

医療関係機関と協力して、本市域における空きベッド情報の共有とともに、後方医療機関とのネットワーク化の推進を図る。

(2) ヘリコプター緊急離発着場の整備

ヘリコプターの離発着が可能な場所を把握し、緊急時の輸送に備え、拠点となる場所の整備を図っていく。

(3) 災害時医療従事者の養成

限られた医療資源（医療業務従事者、薬品、資機材等）で、短時間に多数の傷病者を円滑に診察するため、医師及び看護師をはじめとする医療救護班員に対する研修及び災害時医療従事者の養成を医療機関に求める。

3. 心のケア対策の整備

災害に伴う心のケア対策として、身近に相談できる相談員の育成を図る。

資料1-6 市内の医療施設一覧

第6節 保健福祉施設等の防災体制の充実強化

担当	市	危機管理室、福祉こども部、健康長寿部
----	---	--------------------

自立避難が困難な人々が生活する保健福祉施設等においては、災害の危険を察知したり、助けを求めるたり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、適切な防災行動を取れない状況が想定される。

各施設においては、想定される状況に適切に対応できるよう施設の特徴を踏まえた防災計画を作成し、施設従事者の防災意識の向上、施設内の防災対策、防災マニュアルの作成を図る。防災訓練等を通して、常に一人ひとりが必要な知識や技術を身につけておくようとする。

1. 防災体制

- (1) 防災責任者の設置をはじめとする自主防災組織の組織化・活性化に努める。
- (2) 施設の内容、規模等の実態に即した防災計画の作成を指導する。

2. 防災訓練

- (1) 消火訓練や避難訓練を実施するよう指導する。
- (2) 防災に関する講習会や防災訓練の積極的な実施を働きかけ、防災活動を指導するとともに支援を行う。

3. 自主防災組織等との連携

被災の程度によって、施設内が混乱したり、救援に多数の人手を要する事態も考えられるため、地域の自主防災組織、災害ボランティア等との連携や協力体制を確立しておく。

第7節 学校等の防災対策

担当	市	危機管理室、福祉こども部、健康長寿部、教育委員会
----	---	--------------------------

学校その他の教育機関及び、保育所、育成学級（以下「学校等」という。）においては、災害時の安全確保の方策、日常の安全指導体制、発災時の職員等の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全と教育研究活動遂行上の障害を取り除くために必要な措置を講じる。

1. 防災体制の整備

- (1) 各学校等においては、災害の発生に備えて、職員等の安全意識を高め、適切な安全指導及び施設・設備等の管理を行うため次の措置を講じておく。
 - ア. 児童生徒等の避難訓練、災害時対応の事前指導、職員の発災時別の対応方策、保護者との連絡、児童生徒等の引き渡し方法等をマニュアルとして整備し、その周知を図る。
 - イ. 市の学校等所管部局及び危機管理室、警察署、消防署（団）等による情報連絡体制の整備を図り、職員間、学校等と保護者との連絡網を確立する。
 - ウ. 勤務時間外における所属職員への連絡先や、非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
 - エ. 施設・設備の被害状況の点検や非常時対応方策について整備する。
- (2) 学校等の防災計画の作成については、学校等が避難所となった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、危機管理室やPTA、自主防災組織等と連携しつつ、適切な計画を立てる。
- (3) 対応マニュアルの作成については、発災時別の避難、保護者への引き渡し又は学校等での保護方策等、児童生徒等の安全確保が適切に行われるものとなる内容とし、その内容の関係者へ

の周知の徹底を図る。

2. 施設・設備等の災害予防対策

(1) 安全性の向上

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、ひさし等の二次部材を含め、災害時における被害を最小限にとどめるため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修必要箇所等への補強、補修等の予防措置を講じる。

(2) 防災機能の整備

ア. 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助活動が実施できるよう、必要な消防、避難及び救助に関する施設・設備等の整備を促進する。

イ. 避難所としての機能整備

地域防災計画に避難所として位置付けられた学校等の施設については、周辺住民を収容することも想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実（簡易トイレ、マンホールトイレ、毛布、高齢者・乳幼児おむつ、生理用品、発電機、間仕切り等）を促進する。

資料1-39 防災備蓄倉庫

(3) 設備・備品の安全対策

災害時においての設備・備品等の被害を防ぐため、必要な防護対策を行い、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る等適切な予防措置を講じる。

3. 防災訓練の実施

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校及び地域の実情に即して、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

第8節 防災営農対策

担当	市	産業地域振興部
----	---	---------

農地、農業用施設等営農基盤の災害予防事業の推進と、防災的見地からの営農指導について必要な事項を定める。

1. 風水害予防対策

(1) 水 稲

- ア. 刈取り期にあるものは早期に刈取る。
- イ. 倒伏、乾燥防止のために深水に保つ。
- ウ. 畦畔を補強し、水路を清掃補強しておく。
- エ. 地干しをしてあるものについては速やかに稲架けか安全な場所に移し、既に稲架けしている場合は倒伏しないよう補強するとともに、穂発芽しないよう注意する。
- オ. 流出しやすい場所に稲架けしているものについては安全な場所に移す。

(2) 野 菜

- ア. ほ場に作付けされているものは早めに収穫するほか、植物体を保護するためネットで茎葉を押さえたり支柱等の補強を行う。きゅうり、つる豆等つる性のものは支柱等をはずして地面にはわせる。

- イ. 育苗中のものは苗床に寒冷紗を覆って保護に努め、状況により定植時期をはずしたり、あ

るいは補植苗を準備するなど作付面積の確保に努める。

- ウ. 直播のものについては、播種期や間引き時期の繰下げを行うほか、播種済みのものは株元への土寄せを行って被害の軽減に努める。
- エ. 寒冷紗等利用の場合は押さえを特に強化し、状況によって除去、収納をする。
- オ. ビニールハウス等園芸施設については、倒壊等を防止するため、密閉、支柱等により施設を補強する。

(3) 茶

- ア. 新植、幼木茶園は風害を受けやすいので株元に土寄せをし敷草を行う。特に、風当たりの強い茶園では竹ざお等に茶樹を結束して茶樹の動搖をさける。
- イ. 傾斜地の茶園は浸触防止のため排水溝を整備する。
- ウ. 覆小屋の戸口、トタン屋根を十分補強し、雨漏りに注意し覆資材の保全を図る。
- エ. 永久棚寒冷紗施設等の損傷による茶樹への被害のないよう補強する。

(4) 畜産対策

- ア. 飼料は、粗飼料の確保とあわせ、濃厚飼料についても畜産農家はもちろん農業協同組合においても不足しないよう購入、備蓄及び保管に万全を期す。
- イ. 畜舎、鶏舎等の破損箇所及び危険箇所を点検し、早急に補修補強をしておく。
- ウ. 畜舎の待避方法について事前に検討するとともに、待避場所、応急仮設畜舎資材等につき検討及び点検をする。
- エ. 牛乳や鶏卵等の保管、出荷については、事前に災害時のとるべき処置を検討しておく。
- オ. 災害時には、京都府山城家畜保健衛生所を中心として、防疫並びに緊急救護についての実施体制と医薬品の整備をしておく。
- カ. 畜産団地進入路は常に点検し、排水路の維持管理に努め道路の保全を図る。

2. 林業対策

(1) 風 害

- ア. しいたけのフレーム、ほだ場の支柱を補強する。
- イ. 苗畑は、日覆の補強、排除をする。また、被害を生じた場合は病虫害の発生防止を講じるとともに施肥により樹勢の回復を図る。
- ウ. 被害木の早期処分を図り、病虫害の発生を防止するとともに、根回りをした幼齢林木は根踏みをして活着と樹勢の回復促進を図る。

(2) 水 害

- ア. 治山現場を点検して次の措置をする。
 - (ア) 築設中の構造物は埋戻し、間詰等の補強対策を完全にして倒壊、亀裂等を防止する。
 - (イ) 床掘周辺、切取上部等に所在する立木、転石等の処理をするとともに切取り、盛土の方面を整理して崩壊を防止する。
 - (ウ) 器材、原材料を流失、埋没、破損、変質等のおそれのない場所に保管する。
- イ. 林道
 - (ア) 側溝及び排水施設を整備し、排水をよくしておく。
 - (イ) 渓流や河川に散乱している根株、流木等を除去しておく。
 - (ウ) 洪水時の被災のおそれがある川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか、又は安全な場所に移しておく。
- (エ) 工事中の林道は治山と同様の措置とする。
- ウ. 苗畑は排水をよくしておくとともに水の流入を防水する措置をする。水害を受けたときは残存樹苗の病虫害の発生を防止するため殺菌剤農薬を散布する。
- エ. しいたけのほだ木置場は排水、通風をよくして雑菌のまん延を防止する。

第9節 資器材等の点検整備

担当	市	危機管理室、人権環境部、健康長寿部、建設部、 公営企業上下水道部、消防本部
----	---	--

災害対策に必要な保有資器材等の機能を有効適切に発揮するための整備点検について必要な事項を定める。

1. 災害対策本部活動に必要な備蓄資器材

災害対策本部を設置した場合の活動に必要な資器材については有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう常時整備する。

2. 水防に必要な備蓄資器材

(1) 水防用資器材は、常時所定の倉庫に基準以上備えておくものとする。(基準については、水防上必要な諸活動等の要綱に記載)

資材中腐敗、損傷のおそれがあるものは、水防に支障のない範囲でこれを他に転用し、常に新しいものを備えるようにする。むしろ、かます、俵等は最悪の場合を予想して、あらかじめ収集の方法を講じておくものとする。また、器材材料を減損したときは直ちに補充するものとし、これらの要件を充分備えるよう毎年4月末日までに点検を実施する。

(2) 以上のほか、災害の状況に応じて直ちに補充できるよう調達の計画を樹立しておくものとする。

3. 防疫に必要な備蓄資材等

(1) 防疫用資器材等は環境企画課及び健康生きがい課において備蓄する。

防疫用薬品が調達できない場合は、府へあつ旋又は調達、提供を要請する。

ア. 防疫用薬品

逆性石けん液、乳剤、油剤、クレゾール石けん液

イ. 消毒用器材

動力噴霧器、手動噴霧器

(2) 環境企画課及び保健推進課は、防疫用薬品及び消毒用器材の点検・整備に努め、民間事業者等から迅速に調達できる体制を確立しておくものとする。

4. 給水に必要な備蓄資器材

給水に必要な資器材については、必要に応じ京都府、近隣市町にその調達について協力を要請するものとする。

第10節 水防上必要な諸活動等の要綱及び水防

担当	市	消防本部
----	---	------

水防上必要な諸活動等の要綱は、水防法(昭和24年法律第193号)第33条第1項の規定に基づき、同法第1条の目的を達成するため、本市域内の水防上必要な諸活動等について、その要綱を示したものであり、それに基づく水防計画について必要な事項を定める。

1. 水防責任と水防事情

(1) 水防責任

水防管理団体たる市及び淀川・木津川水防事務組合は水防の第一次の責任者であり、それぞ

れの団体に属する区域の水防を充分果たさなければならない。これは水防法の定めるところに従って水防組織を整備し水防活動を行い、水防施設、器具、資材を整備する等、水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動等水防に関し、これを行う責任を有することである。

(2) 水防事情

近年宅地開発等により降雨を貯留していた山林、農地が少なくなり、河川水路への出水を早め、溢水、氾濫、破堤の懸念があり、平成24年の京都府南部地域豪雨や平成25年9月の台風18号災害では河川等の増水・氾濫による大きな被害をもたらした。かかる状況から毎年水防に課せられた使命が非常に大きいことを自覚し、現状における水防業務には水防組織の総力をもって対処して被害を最小限度に軽減し、社会秩序を保持するよう努めなければならない。もとよりこれら水防業務は単に水防組織の力だけでは十分とは言えず、住民各自の自発的協力を得て万全を期そうとするものである。

2. 水防組織の平常時における活動

(1) 水防事務の分掌

水防時において組織される水防組織は、第3編第4章第1節図に示すが、その総務は、平常時においても次の事務分掌を担当する。

- ア. 水防に関する広報及び諸情報の収集並びに連絡、報告に関すること。
- イ. 水害予防対策の調査研究に関すること。
- ウ. 水防関係機関との連絡に関すること。
- エ. 水防施設及び資材の整備点検に関すること。
- オ. 水防業務の研究、教養指導に関すること。

(2) 平常時における水防

ア. 水防管理者は、資料2-18、資料2-19及び資料2-20に示す「重要水防区域」「京都府河川重点警戒箇所」及び第3編第4章第3節の表に示す「宇治市域で指定された河川」について、隨時巡視を行い、水防上危険な状況がないかどうかの点検を行うものとする。異常等が発見された場合は、当該施設管理者に連絡し、必要な措置を求める。

資料2-18 直轄河川重要水防箇所別調書

資料2-19 京都府重要水防箇所別調書

資料2-20 京都府河川重点警戒箇所

イ. ため池、樋門等の管理者は、予め監視連絡員を定め、特に雨期前樋門又は余水はけ施設の点検を厳重に行い、出水時の操作上の支障排除に努める。

(3) 輸送の確保

水防時出水地域の人命救出作業、資材の運搬や緊急連絡用として必要なトラック等車両について、借上げ計画を作成しておく。

(4) 水防訓練

水防時における防御活動の迅速的確を期すため、年1回以上、水防訓練を行うものとする。

3. 水防用資器材等の備蓄

(1) 水防倉庫

- ア. 水防倉庫は、水防用資器材を備蓄するもので、小河川においては必要な箇所に、直轄河川においては堤防延長2km毎に1箇所とする。
- イ. 設置箇所は、水防活動に便利な所を選び、適当な場所のない場合は、堤防内法肩その他支障のない箇所に設置する。
- ウ. 本市内に設置の水防倉庫は、資料2-16に示すとおりである。

資料2-16 宇治市内に設置の水防倉庫

(2) 器材及び資材

品目数量は、資料1-39に示すとおりである。

資料1-39 防災備蓄倉庫

第11節 広域応援体制の整備・各種団体との協定

担当	市	危機管理室
----	---	-------

大規模災害が発生した場合に、円滑な応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておく。

災害時に生じるさまざまな事態に対応して、関係協会等の支援・協力が必要になる。そのため、支援・協力を要請しなければならない関係協会に対して、あらかじめ協力体制の整備を図るとともに、必要な事前協定を結んでおく。

なお、本市は、災害時の相互応援を行うことを目的として京都南部都市災害時相互応援協定団体の構成市町をはじめ遠隔の都市等と協定を締結し連携している。

また、行政のみならず、大学や民間業者等の持つノウハウや流通備蓄等を活用することにより、民学官一体となった災害対策を推進する必要があるため、大学や民間業者等との協力に関する協定を締結していく。必要に応じて、京都南部都市災害時相互応援協定団体としても協定を締結していく。

資料1-7 民間業者等との協定締結一覧

第12節 避難路の整備

担当	市	建設部
----	---	-----

1. 避難路の整備

避難行動を迅速かつ安全に行えるよう、避難路の整備、安全性の確保を図るとともに、避難路が被災した場合に備えて、代替ルートの確保を図る。

なお、代替ルートの確保が困難な路線のうち、土砂災害の発生等により通行できなくなる恐れがある路線は、資料編2-50「通行不能となる恐れがある避難路一覧」のとおりであり、関係機関と協議のうえ、対策を検討する。

資料2-50 通行不能となる恐れがある避難路一覧

2. 避難路の条件

避難路は、市民が避難するために重要な道路・緑道をいい、なかでも特に重要な避難路については、次の条件により予め選定し、安全確保とネットワーク化を図るものとする。

- (1) 避難路は、おおむね10m程度の幅員を有すること。
- (2) 落下物、倒壊物による危険など、避難にあたっての障害のおそれが少ないこと。
- (3) 危険物施設等による火災・爆発等の危険が少ないとこと。

資料1-43 重要な避難路一覧

3. 地域住民への周知

避難路や、避難方法等については、平常時からハザードマップ等により避難情報発令時の行動基準、集団避難方法などについて確認し、地域の自主防災組織等においてあらかじめ確認しておくことの周知を図る。

第13節 避難対策

担当	市	危機管理室
----	---	-------

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努め、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

また、市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第4章 市民及び事業者の防災行動力の向上

第1節 市民の防災意識の向上と防災訓練の実施

担当	市	危機管理室、市長公室、産業地域振興部、福祉こども部、健康長寿部、消防本部
----	---	--------------------------------------

災害が発生した際、できるだけ被害を小さく抑えるには、公的機関による取組（公助）のほか、「自分の身は自分で守る」（自助）、「自分たちの地域は自分たちで守る」（共助（互助））という心構えが大切である。

広く市民の防災意識を高め、防災活動に対する理解と協力を得るために、平常時から各種広報媒体を活用し、市の防災計画の概要、気象の知識、災害時の心得、避難救助の措置等について効果的な防災教育及び広報を行うなど防災知識を普及し、地域の防災力向上のための必要な事項を定める。

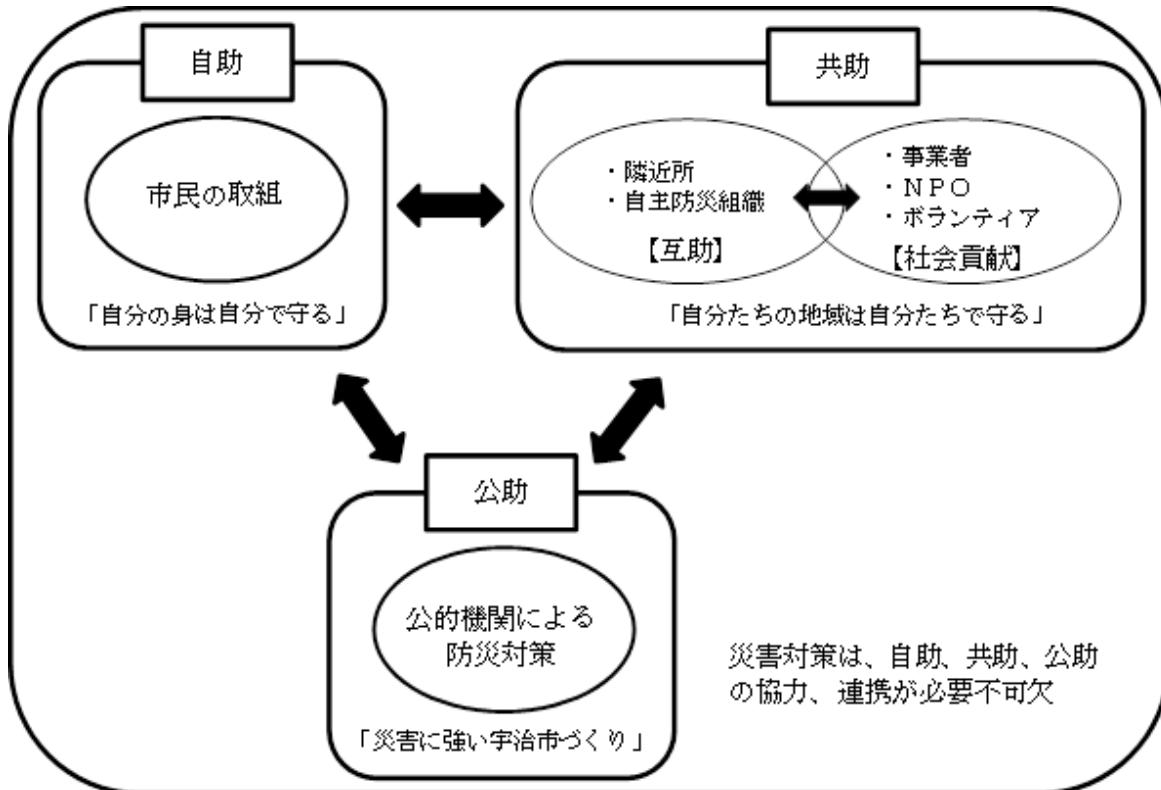


図 宇治市における防災の基本的な考え方

1. 防災意識の向上

(1) 水防及び土砂災害対策に関する知識の普及

山間部の開発、宅地の造成等により、山林や田畠による降雨貯留が減少していることに加え、近年の異常気象等から過去の記録をはるかに超える降雨も考えられ、出水の様態が過去の被害からは予想され得ない事態となり得る。平成24年の京都府南部地域豪雨や平成25年9月の台風18号災害では大きな被害をもたらした。この災害の経験も踏まえ、考えられるあらゆる事態の危険度について、知識の質を高め、水防及び土砂災害対策に関する知識の普及を図る。平常時から防災情報の収集・入手手段についての周知を行い、自らの安全を確保するために早期の防災情報の収集や自主避難の重要性についての啓発を行う。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(2) 防火思想の普及

生活様式の変化による火災の増加の傾向に対処するため各種団体の協力を求め、防火思想の普及に努める。

2. 市民に対する広報

(1) 印刷物による普及

「市政だより」に市の災害対策や災害時の注意事項等に関する記事を掲載するほか、必要がある場合は臨時特集号を発行する。また、市民の日ごろの備えとして、「宇治市くらしの便利帳（防災情報）」による被害想定の周知やパンフレット、リーフレット、ポスター等による広報も図る。

(2) 映画、ビデオ等による普及

- ア. 市内各地で災害予防広報映画会を開催し、災害予防知識の普及に努める。
- イ. 必要に応じ、水防や防火に関しての講習会及び座談会を各地区において実施する。

(3) 「防災を考える日」の制定

水防や防火を考える日を定め、各種行事を実施し市民の意識の高揚を図る。

(4) 巡回による普及

必要に応じ、広報車、消防車両等により防災巡回広報を実施し、また、異常気象時等には隨時広報車又は消防車両等を利用して巡回広報に努め防災知識等の普及を図るものとする。

(5) 報道機関による普及

災害予防に関し、特に必要な事項等については各種資料を提供し、普及について協力を依頼する。

(6) 広報イントロの普及

宇治市が作成した災害用イントロの普及に努める。

(7) まるごとまちごとハザードマップの普及

「まるごとまちごとハザードマップ」事業による洪水標識を設置し、洪水浸水想定区域と浸水深の周知を図る。

(8) 社会教育等を通じての普及

- ア. 社会教育施設における学級・講座等を通じての普及
- イ. P T A、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及
- ウ. その他の関係団体の諸活動を通じての普及

3. 自主防災組織の育成

災害時には、地域での協力・助け合いが有効であることを更に周知し、自主防災の組織化・活発化を図るとともに、ハザードマップを活用した自主防災マニュアルの作成、防災情報の入手方法の普及や啓発、自動的に早めの避難行動を行うための目安設定、取るべき避難行動を時系列で整理した避難計画の作成を促す。

災害の規模が大きくなるほど行政による公助は手が回りきらないため、地域における防災活動の中心となる地域防災活動の自主性の強化に努める。

なお、その際、女性の参加の促進、地域の消防団、事業所等により組織されている自衛消防組織等、防災機関との連携に努めるものとする。

4. 防災訓練の実施

市民が居住する地域の特性に応じ、想定される災害に関して、市民への広報と意識の向上を図り、定期的に関係団体と協力し、地域住民を含めた内容で防災訓練を実施する。実施に当たっては、ハ

ザードマップを積極的に活用する。

自主防災組織での地域単位での訓練実施を促し、地域での防災活動の取り組みの強化を図る。その際、被害時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

5. 特に配慮を必要とする人達への協力体制

高齢者、障害のある人、妊産婦・乳幼児、外国人・観光客など特に配慮を必要とする人達は、災害時に自分一人で避難するのは難しく、地域住民、自主防災組織の協力を必要とする。また、避難所等での生活においても、同様に周りの人達の協力が欠かせない。

発災時における、要介護高齢者や独居高齢者及び介護を要する障害のある人達に対して、自主防災組織やボランティア等周辺住民による迅速な救援体制がとれるよう、安否確認及び情報連絡伝達に係る体制の整備を図る。また、府の健康福祉部局と連携して支援体制を整備する。

6. 市民による避難所開設・運営マニュアルの見直し、訓練の実施

地域住民による避難所開設・運営マニュアルの見直しを行い、宇治市職員のみによる避難所開設・運営を行う体制から、地域住民の共助による自主的な避難所開設・運営の体制づくりを推進する。

避難所開設・運営マニュアルの見直しを通じた防災意識の啓発と、マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練、避難訓練の充実、自主防災組織の活発化による市民の防災意識の向上を図る。

7. 自主防災リーダーの養成

発災時に自助・共助を有効に機能させ、また平常時においても地域防災力の向上のための活動推進に資する、自主防災リーダーの養成に取り組むため、必要な養成講座等の研修・カリキュラムを実施する。

第2節 学校における防災教育

担当	市	教育委員会
----	---	-------

学校長等は、学校等の立地条件等を考慮した上で、あらかじめ災害時の応急教育計画を樹立とともに、指導の方法等について的確な計画を立て、防災上必要な教育を実施する。

1. 児童生徒等に対する教育

災害時における児童生徒等の安全の確保及び防災対応能力育成のため、防災上必要な安全教育や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

2. 教職員に対する教育

教職員の災害、防災に関する専門的知識のかん養及び応急処置、カウンセリング等の技能の向上を図り、防災対応能力を高めるよう努める。

3. 避難訓練の実施

避難訓練を含めた発災時の対応について、児童生徒等に対する訓練を定期的に行う。

第3節 事業所防災体制の充実強化

担当	市	産業地域振興部
----	---	---------

災害を防止し、市民の生命を守るために事業所の協力が不可欠であり、特に、ショッピングセ

ンターやホールなど不特定多数の人々が集まる場所では、負傷者の発生等の混乱が予想されるため、事業者自ら防災体制を確立しておくことが求められる。

事業所は、本市等の実施する防災事業に協力するとともに、社会的責任を自覚し、災害による被害を防止するための防災計画を作成し、従業員及び市民の安全の確保に努める必要がある。

1. 事業所防災体制

- (1) 事業所は、防災責任者の設置をはじめとする自主防災組織の組織化・活性化に努め、従業員の防災意識の向上を図る。
- (2) 事業所の業態、規模等の実態に即した防災計画の作成を指導する。

2. 事業所防災訓練

- (1) ショッピングセンターや病院など不特定多数が集まる施設、並びに危険物等を取り扱う事業所に対して、消火訓練や避難訓練を実施するよう指導する。
防災に関する講習会等の実施、防災訓練の積極的な実施を働きかけ、事業所の防災活動を指導するとともに支援を行う。

第4節 家庭での防災対策の推進

担当	市	危機管理室、福祉こども部、健康長寿部
----	---	--------------------

災害に正しく立ち向かうには、日常生活の基盤である家庭における日頃の備えが大切である。

災害時の被害を軽減させるため、各家庭において災害時の家族の役割や連絡方法、避難場所の確認、非常持ち出し品の準備、飲料水・食料等の備蓄等の対策が適切に行われるよう啓発する。

また、高齢者や障害のある人など特別なニーズを持つ人がいる家庭では、生命の安全確保についてあらかじめ相談して対応を定めておくよう啓発する。

1. 家庭での防災対策の推進

隣人との協力関係の基盤となるコミュニティ活動の必要性を啓発する。

2. 家庭での備蓄の推進

各家庭においては、3日間以上（できれば1週間分）、家族が生活できるよう備蓄の促進を図る。

- (1) 飲料水は、ペットボトル・ポリタンク等を利用して備蓄を求める。
- (2) 生活用水として、風呂に常時水を張ておくことや、三角バケツの活用などを求める。
- (3) メガネや常備薬等、まずは「なくては困るもの」を優先して確保し、さらに「あって便利なもの」の確保に努めるよう求める。

第5節 災害ボランティアの育成

担当	市	福祉こども部
----	---	--------

災害時には、市だけでは対応しきれない多くの場面が想定され、ボランティアの果たす役割は大きい。特に災害発生直後におけるボランティアによる支援活動は、被害を軽減する上からも重要となってくる。

災害時のボランティア活動は、専門的な分野から生活全般に関する支援まで多岐にわたることから、平時より災害ボランティアセンターと連携し、災害レベルに応じた被害想定と必要な支援の規模等を把握し、情報の集積と災害時の情報連携のしくみづくりを行う。

また、ボランティア、ボランティアコーディネーターの養成を通して、地域住民の防災に対する意識の向上を図る。

1. 災害ボランティア等の養成

- (1) 災害ボランティアの組織づくりを支援し、応急救護をはじめ、災害情報提供活動等についての教育研修や訓練等を行う。
- (2) 災害発生時に被災地のニーズとのマッチングや災害ボランティア組織同士のコーディネートを行うボランティアコーディネーターを養成する。

2. ボランティアネットワークの整備

- (1) 専門ボランティア

医療や介護・看護等の専門ボランティアについては、平時から関係機関・施設との連携に努め、災害時における円滑な支援活動に結びつけていく。

- (2) 生活全般に関するボランティア

生活全般に関するボランティアについては、災害発生時に災害ボランティアセンターが支援活動の窓口として活動するためのマニュアルの整備を図る。

第6節 観光客保護・帰宅困難者対策計画

担当	市	危機管理室、産業地域振興部
----	---	---------------

大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時からや京都府や観光協会、輸送機関等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

また、必要に応じて、帰宅支援拠点の確保等を行うとともに、拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

1. 観光客・帰宅困難者への啓発

発災直後、市が実施する応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため、以下のことについて普及啓発を行う。

- (1) 二次被害の発生防止のため「むやみに移動を開始しない」
- (2) 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
- (3) 徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- (4) 公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する。
- (5) 帰宅できるまで、自助・共助による助け合い。

2. 鉄道・道路等の情報共有のしくみの確立

京都府は、観光客保護・帰宅困難者対策の促進のため、関西広域連合・隣接府県・鉄道機関・バス協会などとの間で情報のとりまとめ方法、情報提供のしくみを確立するものとし、市はこれに協力する。

3. 災害時帰宅支援ステーション事業の推進

「災害時における帰宅困難者支援に関する協定（関西広域連合）」を周知し、観光客・帰宅困難者支援体制を充実する。

4. 事業所等への要請

都市計画等に係る国の制度等も活用し、企業等に施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラ

スの飛散防止などの安全対策、飲料水・食料などの備蓄『3日分以上（できれば1週間分）』、一時宿泊場所の確保等について働きかける。

また、事業者は、従業員の一斉帰宅行動の抑制を働きかける。

5. 観光客への支援の検討

京都府と協力し、観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・広報に努める。また、事業所、ホテル・旅館業者、大学、寺社等に対して、災害時における観光客等の一時収容等の協力を求めていく。

外国人旅行者等に、多言語による情報の提供・相談受付等外国人支援体制を検討する。また、外国人向けの災害時の行動について普及・啓発に努める。

また、学生ボランティア等の活用について検討する。

第7節 地区防災計画策定の推進

担当	市	危機管理室
----	---	-------

災害の発生時において、自助・共助による防災活動を促進し、地域における防災力を高めるため、地区防災計画の策定を推進する。

1. 地区防災計画

(1) 計画の概要

その地区の特性に応じて、地区内の居住者及び地区内に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災活動に関する計画

(2) 計画の目的

宇治市地域防災計画と相まって、地域における防災力の向上を図ることを目的とする。

(3) 計画の内容

計画の主な内容は、次のとおり

① 計画の対象範囲

② 活動体制

③ 防災訓練や物資の備蓄等、各地区の特性に応じて地区居住者等によって行われる防災活動

2. 計画の提案

(1) 地区居住者等は、共同して、宇治市防災会議に対し、宇治市地域防災計画に地区防災計画を

定めることを提案することができる。

(2) 地区防災計画の提案にあたっては、提案を行おうとする地区居住者全員の氏名及び住所等を記載した提案書に、計画の素案及び計画提案を行うことができる者であることを証する書類を添えて行う。

(3) 地区居住者等から地区防災計画の提案があった場合、宇治市防災会議は、宇治市地域防災計画に定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、宇治市地域防災計画に地区防災計画を定める。

3. 計画策定の周知

市は、地区防災計画の策定を推進するため、地区居住者等に対して計画の例を示すとともに、計画の策定について周知に努める。

第5章 風水害等に関する調査研究

担当	市	建設部、消防本部
----	---	----------

市域の都市化の進展に伴い、山地や丘陵地の宅地開発や低地における宅地造成等も進み、異常降雨時に従来の被害事例からは想定できない様相の災害の発生が考えられる。

平成24年の京都府南部地域豪雨や平成25年9月の台風18号災害では市内各地に大きな被害をもたらした。市域の60%が山地であり、山地をかかえ、大河川が流下しているところから、過去に経験している都市災害の事例の分析を含め、総合的な防災対策のための調査研究を推進するものとする。この調査研究にあたっては、京都大学防災研究所をはじめとした自然災害等の防災に関する研究機関及び住民等の協力を得て、推進を図っていく。

第1節 洪水に対する調査研究

市域には、巨椋池干拓田やその周辺等、木津川、淀川の高水位よりはるかに低い住宅地が広く分布する。それらの地域は、すでに今まで時間雨量数10mm程度の降雨で浸水被害を受けている。もし、広域に豪雨に見舞われた場合、災害の様相が想定できない。

日本の過去の集中豪雨など降雨記録を参考に、起こりうる事態を考え、被害の様態と災害対策について調査研究を行う。

第2節 土砂災害に対する調査研究

市域の山地部には、崩壊危険箇所や土石流危険箇所など土砂災害の危険箇所をかなりかかえている。土砂災害に対する継続実効雨量と単位時間降雨強度の関係などの降雨による被害分析を含め、被害発生及び想定される災害についての調査研究を行う。

第3節 避難等の安全確保に関する調査研究

上記の調査研究により想定される災害の様態に対応して、市民の避難や救助、救援についての手法や必要な技術の開発について調査研究を行う。

第3編 災害応急対策計画

第1章 計画の方針

第1節 計画の方針

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市及び防災関係機関が有する全機能を発揮し、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど、被害の拡大防止について必要な事項を定める。

- (1) 行うべき行動をできるだけ時系列に並べ、緊急度が一目でわかるように章立てされた構成とする。
 - (2) 応急対策は、人命救助に重点をおく。
 - (3) 対策内容は、災害時における具体的な行動手順を示し、一刻も早く各機能の回復を図ることを主眼におく。

以上の考え方をまとめ、下図に示した

以上の考え方をまとめて、下図に示した。

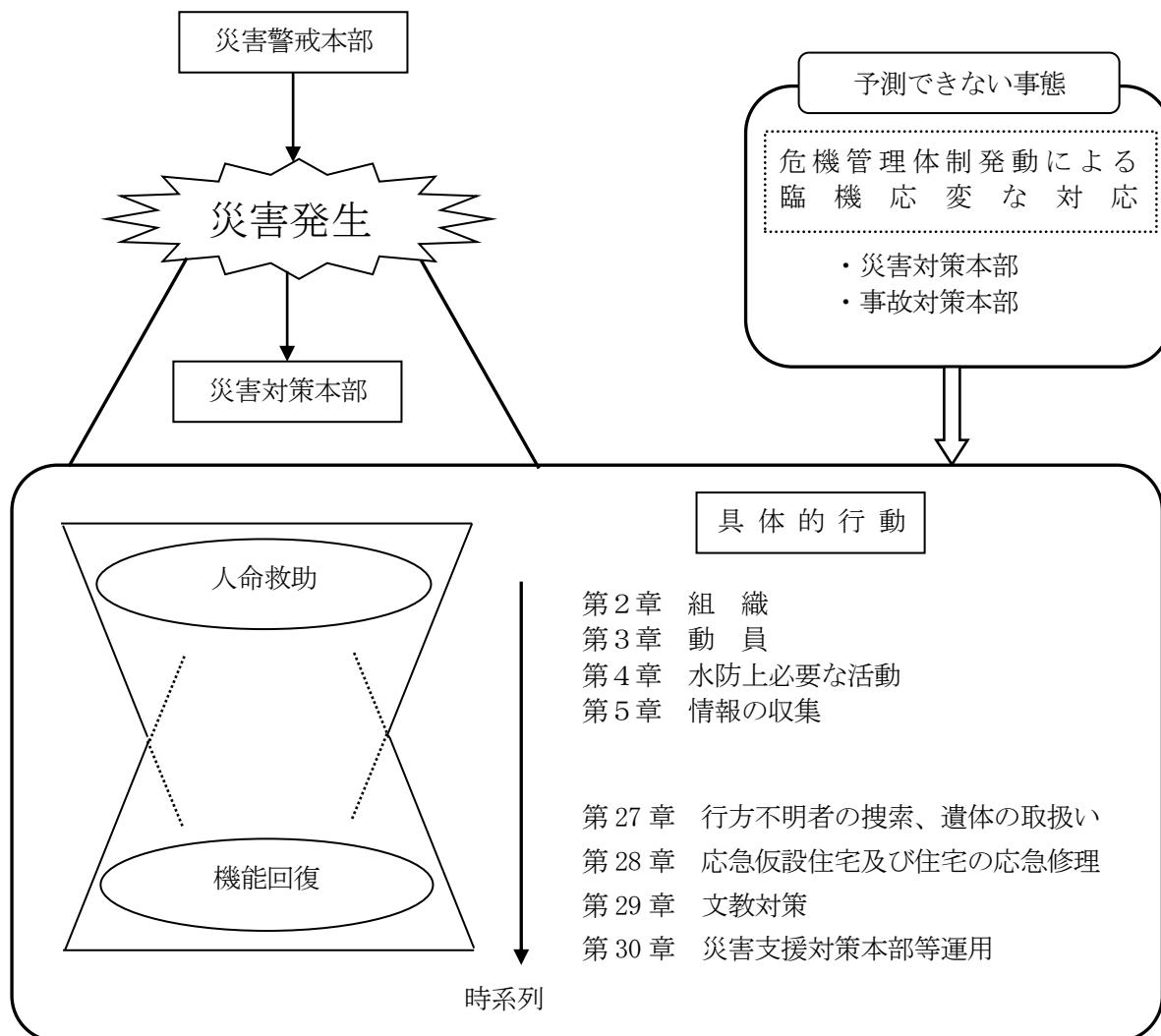


図 災害応急対策計画の考え方

第2章 組織

災害対策本部の編成、組織、事務分掌等、災害対策に必要なすべての組織及び編成について必要な事項を定める。

第1節 宇治市の防災組織等

1. 宇治市防災会議

市長を会長として、災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき組織され、宇治市地域防災計画の作成並びにその実施の推進等を図ることを目的とする。

資料1-8 宇治市防災会議条例

資料1-9 宇治市防災会議運営要綱

資料1-10 宇治市防災会議委員・幹事名簿

2. 宇治市災害対策本部

災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2第1項及び宇治市災害対策本部条例（昭和38年宇治市条例第24号）に基づく宇治市防災規則（昭和38年宇治市規則第24号）の規定に基づき、市長を本部長として組織され、地域防災計画の定めるところにより、市域にかかる災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

宇治市災害対策本部組織図は、資料1-12に示すとおりである。

資料1-11 宇治市災害対策本部条例

資料1-12 宇治市災害対策本部組織図

第2節 本部設置前の災害警戒体制

災害対策本部設置前の体制として、台風及び降雨等の状況を把握し、水防活動及び初期の応急対策を行い、あるいは災害対策本部設置のための判断資料を得るために、「宇治市災害警戒本部」を設置するものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 各班	災害警戒本部の設置 気象情報等	気象台等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	災害警戒本部の設置 災害警戒本部設置状況	各班、京都府

1. 災害警戒本部1号配備

大雨、雷雨、風雨等の注意報が発表され、被害が発生するおそれがあるとき。

2. 災害警戒本部2号配備

- ① 浸水、内水等により、局地的に被害が発生するおそれのあるとき。
- ② 大雨、洪水等の注意報又は警報が発表され、小規模な被害が発生しているとき、又は、発生するおそれがあるとき。

災害警戒本部は、その設置及び閉鎖については、副市長、危機管理監及び建設部長が協議して決定するものとし、主として気象状況等の情報収集及び災害発生前の警戒並びに災害発生初期の応急対策にあたるものとするが、各班等の業務分掌、警戒本部の運用等については、災害対策本部の場合に準ずるものとする。ただし、災害対策本部が設置された場合においては、それまでの災害警戒本部を閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

資料1-13 宇治市災害警戒本部設置規程

資料1-14 宇治市災害対策本部及び災害警戒本部の体制基準に関する実施要項

資料2-52 水防体制指標

第3節 災害対策本部の設置

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	災害対策本部の設置	
各班	震度情報、気象情報	気象台等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	災害対策本部の設置 災害警戒本部設置状況	各班、京都府

1. 本部の設置基準

災害対策本部は、次の基準に達したとき、市長が設置する。

- (1) 特別警報が発表されたとき。
- (2) 局地的集中豪雨又は暴風雨等により、本市域において相当の被害が発生するおそれのあるとき、若しくは気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水等の注意報又は警報が発せられ、本部設置の必要が認められるとき。
- (3) 大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。
- (4) 広域にわたる食中毒や薬物中毒など予測できない事態や上記で想定した以外の大規模な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

資料2-51 気象等に関する特別警報の発表基準

2. 本部会議室の位置

本部会議室は、市役所7階特別会議室、うじ安心館3階ホール及び大会議室に設置する。

3. 本部事務局

本部事務局は、危機管理室及び本部長が指名した職員が担当し、危機管理監を事務局長とする。危機管理監は、災害時に本部長を補佐し、各班間の災害対応の内容について統括的に調整する。

4. 本部会議

本部長（市長）は、副本部長、指名されている本部員を招集し、災害対策本部会議を開き、災害情報、被害状況等により、活動の基本方針を決定するものとする。ただし、本部長が本部会議を開くいとまがないときは、副本部長が代わって開く。また、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

なお、本部長職務代理者の副本部長の順位は、第1副市長、第2副市長、教育長の順位とする。

第4節 災害対策本部の運用及び任務分担等

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	災害対策本部の運用 災害の規模、程度	各班、関係機関等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	災害対策本部の運用 災害対策本部活動状況、集約した情報	各班、関係機関等

1. 災害対策本部の運用

- (1) 本部を設置するときは、災害対策本部指令により関係者に通知する。
- (2) 本部の活動は、災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとるものとする。
- (3) 本部の運営は、本部会議で決定した基本方針に基づき、業務分掌の迅速な処理に努める。
- (4) 本部の配備要員は、各業務分掌に基づき災害の程度に即応した適正な規模によるものとし、応援要員は配備された部署の職務に専念するものとする。
- (5) 本部会議で対応方針を決定するため、危機管理監が市長公室長、総務部長及び建設部長並びに必要な本部員を招集して調整会議を開催し、活動の基本方針の方向性等を統括的に議論する。
- (6) 本部の運営時には府山城広域振興局から派遣される連絡調整官を通じ、京都府との連絡を密にする。

2. 任務分担

本部各班の業務分掌の概要は、市防災規則第7条第7項の定めるところによるものとし、その活動細目等については、市防災規則（資料1-15）並びに市災害対策本部活動計画で定めるものとする。

資料1-15 宇治市防災規則

3. 現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

他の地域と比較し特に被害が大きい場合や、本部から離れた地域において、被害状況に応じて、現地対策本部を設置する。現地災害対策本部長は、本部長が指名する。

原則として、現地対策本部は、市の施設に設置する。

(2) 現地災害対策本部の業務

- ア. 本部長の指示による応急対策に関する業務
- イ. 被害状況・復旧状況の情報分析に関する業務
- ウ. 現場部隊の役割分担及び調整に関する業務
- エ. その他の緊急を要する応急対策に関する業務

第5節 本部の閉鎖

本市の区域内において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、市長は災害対策本部を閉鎖する。

第6節 災害対策本部の標識等

災害対策本部が設置され災害応急対策の業務に従事するときは、資料1-16に示す腕章及び標識をつける。

資料1-16 災害対策本部の標識等

第7節 他の機関の活動体制

1. 指定公共機関

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は法令、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務にかかる、災害及び災害応急対策を迅速に実施するとともに、市が実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じるための必要な組織、運営等についてあらかじめ定めておく。

2. 市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は法令、市地域防災計画の定めるところにより災害の予防及び災害応急対策を実施する。

第3章 動 員

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班
----	--------	-----------

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、本部要員及びその他の職員の動員について必要な事項を定める。

第1節 災害警戒本部の動員

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	災害警戒本部の動員	
総務班	気象情報、災害情報等	気象台等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	災害警戒本部の動員	
総務班	警戒本部設置状況、動員の連絡	対象となる各班長等

災害警戒本部を設置した場合における動員数は、下表によるものとし、事務局が指名する本部員は参考する。

事務局及び担当本部員は、状況に応じ各班の長及び職員に対し、待機等必要な指示を行うものとする。

表 災害警戒本部を設置した場合における動員人員の基準

班 配備	総務班	情報班	消防班	福祉班	建設班	教育班	産業班	地 区 統括班
1号配備	2人	2人	2人	0人	7人	0人	0人	0人
2号配備	9人	2人	6人	2人	14人	2人	2人	2人

※上記以外の班は別途定める。

第2節 災害対策本部の動員

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	災害対策本部の動員	
総務班	気象情報、災害情報等	気象台等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	災害対策本部の動員	
総務班	対策本部設置状況、動員の連絡	各班長、班員

1. 動員要領

(1) 動員の連絡体系

動員の連絡体系は、下図に示す。



図 動員の連絡体制

(2) 動員の方法

- ア. 動員の連絡は災害対策本部指令により庁内放送又は電話、連絡員等により系統によって行う。
- イ. 夜間・休日等の勤務時間外の災害発生時における動員の伝達は、あらかじめ確立された電話・携帯電話・電子メール等を活用する情報連絡体制に基づいて行う。
- ウ. 交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより動員が困難な場合等を想定して、動員の体制を定めておく。

(3) 動員の基準となる人数の設定

本部要員の動員招集は班ごとに基準となる動員数を定め、災害対策本部指令に基づき各班長が災害の状況に応じ、本部指令を基準として臨機応変に実施するものとする。

動員の基準となる人数は、下表に掲げる5段階によるものとし、各体制における各班の運用や役割等について別途定める。

表 災害対策本部の動員計画

(注) 数字は動員人数を示す

体制の種類	状況	動員数の基準	備考
第1号動員	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水等の注意報又は警報が発表され、小規模な被害が発生しているとき、又は、発生するおそれがあるとき。 	総務班 9人 情報班 2人 消防班 6人 福祉班 2人 建設班 14人 教育班 2人 産業班 2人 地区統括班 2人	他の班員及び施設管理者については、待機等必要な指示を行う。
第2号動員	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水等の警報が発表され、相当の被害が発生しているとき、又は、発生するおそれがあるとき。 	総務班 10人 情報班 10人 消防班 50人 福祉班 5人 建設班 14人 教育班 2人 産業班 3人 地区統括班 2人	

第3号動員	<ul style="list-style-type: none"> 局地的に相当規模の被害が発生し、被害がさらに広範囲に拡がるおそれがあるとき。 災害救助法の適用があったとき (復興班を指名する) 特別警報が発表されたとき 	各班の4分の1	
第4号動員	<ul style="list-style-type: none"> 市の区域の2分の1を超える面積について被害が発生するおそれがあるとき。 市の区域の2分の1を超える面積について被害が発生したとき。 局地的に甚大な被害が発生したとき。 	各班の4分の2	
第5号動員	<ul style="list-style-type: none"> 市の全域に被害のおそれがあるとき。 市の全域に被害があるとき。 	各班の4分の3	

※上記以外の班は別途定める。

資料2-52 水防体制指標

(4) 被害調査対応職員の指名

初期の災害対応において、早期に被害状況を把握するため、必要に応じて職員を現地に派遣し被害状況の調査を行う。

被害調査は、本部に動員されている職員の中から本部長が指名し、原則として2名1組で構成することとし、現地の被害状況の調査を実施する。

(5) 上記に定める状況以外の災害の場合、その他動員について必要な事項はそのつど災害対策本部長が指示する。

2. 災害応急対策従事可能人員

各部課等において、応急対策に従事することができる職員の数は、資料1-17に示す。

資料1-17 応急対策要員数

第4章 水防上必要な活動

担当	災害対策本部	消防班
----	--------	-----

継続実効降雨が増大したり、降雨強度が大きい場合に、洪水や浸水等の被害が想定される。本市域内の水防上必要な諸活動は災害応急対策の重要な柱である。水防法第33条の規定に基づき、本市域内の水防上必要な事項について、その要綱を示す。

第1節 水防組織

1. 水防組織と機構

水防時において市災害対策本部が設置されたとき水防業務を処理するため、消防班のなかに水防大隊を編成する。水防大隊の要員は、消防職員・団員をもってこれにあたる。

水防大隊に中隊又は小隊をおく。中・小隊は、消防署（消防分署・救急出張所を含む）及び消防分団毎にこれを設け、定められた地域の水防にあたる。ただし、被災特定地域の事態の緩急に応じ消防班長の指示により水防中・小隊は、その地域の水防業務に従事するものとする。

（1）消防班及び水防大隊の機関

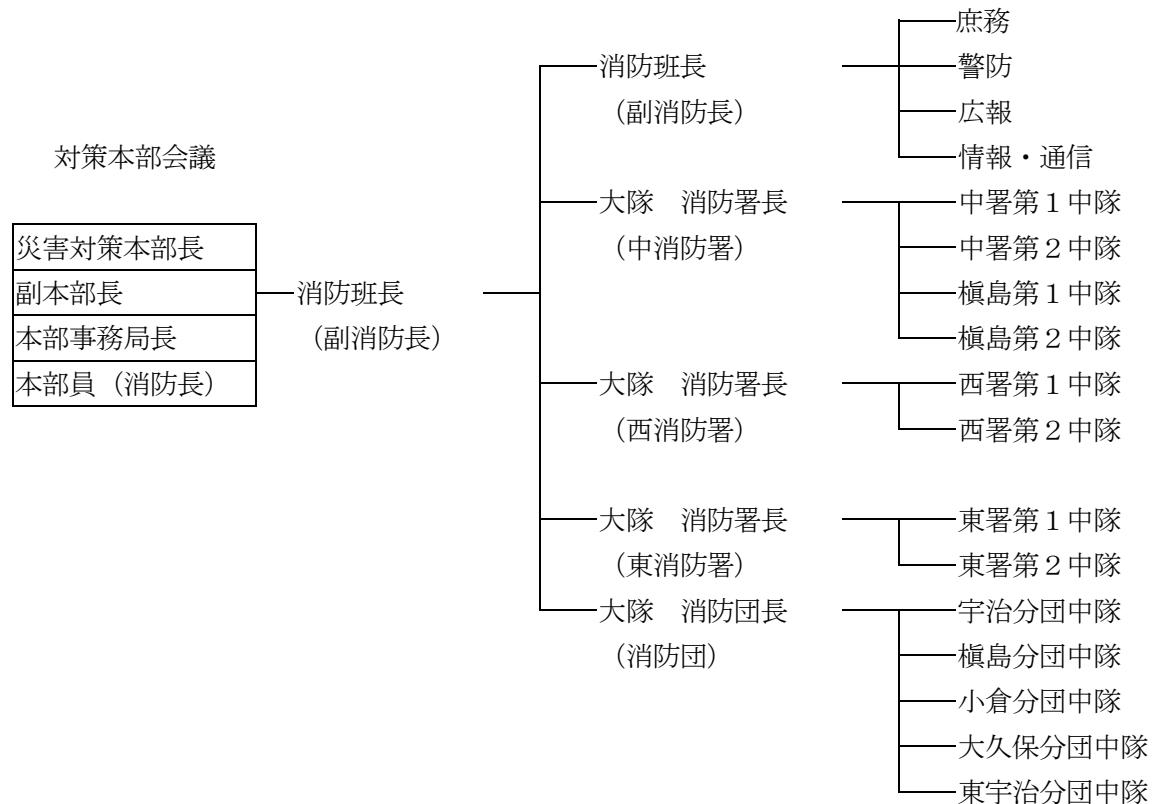


図 消防班及び水防大隊の機構図

(2) 水防大隊及び中隊並びに要員

中消防署大隊	大隊長	
中署第1中隊	中隊長	以下 13 名
中署第2中隊	中隊長	以下 13 名
檜島第1中隊	中隊長	以下 13 名
檜島第2中隊	中隊長	以下 13 名
西消防署大隊	大隊長	
西署第1中隊	中隊長	以下 23 名
西署第2中隊	中隊長	以下 23 名
東消防署大隊	大隊長	
東署第1中隊	中隊長	以下 18 名
東署第2中隊	中隊長	以下 18 名
消防団大隊	大隊長 (消防団長)	
	大隊長補佐 (副団長 4 名)	
宇治分団中隊	中隊長 (分団長)	以下 75 名
檜島分団中隊	中隊長 (分団長)	以下 50 名
小倉分団中隊	中隊長 (分団長)	以下 75 名
大久保分団中隊	中隊長 (分団長)	以下 50 名
東宇治分団中隊	中隊長 (分団長)	以下 103 名

(3) 水防事務分掌

ア. 警防

- (ア) 水防に関する諸情報の収集並びに連絡、報告
 - (イ) 水防関係機関との連絡
 - (ウ) 水防施設及び資材の整備点検

イ. 水防大隊

- (ア) 危険地域の警戒
 - (イ) 河川、溜池、堤防その他緊急を要する被害箇所の応急復旧
 - (ウ) 水害現場活動
 - (エ) 人命救助及び避難、誘導
 - (オ) その他水防に関し特命事項

2. 動員計画

- (1) 消防班の動員については、市防災規則に定める消防班の活動体制による。

(2) 消防大隊の動員については、市防災規則第9条消防班の活動体制並びに災害を予想される区域の状況等を勘案し大隊長を経て中隊毎にそのつど消防班長が指示する。

3. 担当区域

消防署水防大隊の担当区域は市域全域とする。消防団水防中隊の河川等担当区域は、資料2-17に示すとおりである。

資料2-17 消防団水防中隊の河川等担当区域一覧表

第2節 重要水防区域

宇治市管内区域の内、その現状並びに洪水が公共上及ぼす影響の大きい重要水防区域は、国土交通省重要水防区域については資料2-18、京都府重要水防区域については資料2-19、京都府河川重点警戒箇所については資料2-20に示すとおりである。

資料2-18 直轄河川重要水防箇所別調書

資料2-19 京都府重要水防箇所別調書

資料2-20 京都府河川重点警戒箇所

第3節 水防警報等の種類及び内容、通信方法

1. 気象庁の機関が行う予報及び警報等

京都地方気象台が発表する注意報及び警報の種類の表（第3編第5章1節）を参照。

2. 国土交通省が気象庁と共同して行う洪水予報

洪水によって国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川の洪水について、国土交通省（近畿地方整備局）と気象庁（大阪管区気象台）が共同して指定河川において洪水予報を行うものであり、資料1-44のとおり発表される。警戒レベル2から5に相当する。

資料1-44 指定河川洪水予報

（1）対象河川、区域等

本市域で指定された河川は、下表のとおりである。

表 國土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報の対象河川と区域等

河川名	区域	水位観測所	洪水予報発表機関
宇治川	左岸 京都府宇治市宇治塔川 36番の2地先から 桂川、宇治川、木津川三川の合流地点まで 右岸 京都府宇治市宇治紅斎 25番の8から 桂川、宇治川、木津川三川の合流地点まで	槇尾山	近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所
木津川 下流	左岸 木津川市加茂町山田野田3 右岸 相楽郡和束町大字木屋字桶渕 22-2 から淀川への幹線合流点まで	加茂	大阪管区気象台
備考	水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定による関係区域 最終改正（平成18年3月31日国土交通省告示第437号）一部改正		

（2）洪水予報基準点

洪水予報基準点を下表に示す。

表 國土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報の洪水予報基準点

水系名	河川名	基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高位	備考
淀川	宇治川	槇尾山	3.00	3.50	3.60	—	
	木津川 下流	加茂	4.50	5.90	6.00	9.01	

(3) 通報組織

洪水予報は指定河川の名称をつけて行うものであり、受報は、宇治川においては宇治川洪水予報（資料2-21）、木津川下流においては木津川下流洪水予報（資料2-22）の用紙により行うものとし、本市における通報系統は、資料2-23に示すとおりである。

資料2-21 宇治川洪水予報発表例

資料2-22 木津川下流洪水予報発表例

資料2-23 淀川水系洪水予報の通報系統図（宇治市関係）

3. 国土交通省が行う水防警報

国土交通大臣が洪水により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定した河川について、水防警報を行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

(1) 対象河川、区域等

本市域で指定された河川は、下表のとおりである。

表 國土交通省が行う水防警報の対象河川及び区域等

河川名	区域	水位観測所	地名	位置	氾濫注意水位	計画高位	発令先
淀川幹川	左岸 宇治市宇治金井戸16-5地先から大阪府堺まで 右岸 宇治市槇島町槇尾山1-2地先から大阪府堺まで	向島	京都市伏見区向島橋詰町	河口より 44.90km	2.00m	4.11m	近畿地方整備局淀川河川事務所
備考	水防法第16条第1項の規定による関係区域 (昭和54年11月8日建設省告示第1689号)						

(2) 発表の段階

第1段階 待機

水防（消防）団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。

第2段階 準備

水防資材の点検・水こう門等の開閉準備、水防要員召集準備、巡視、幹部の出動等に対するもので、主として上流の雨量又は水位に基づいて行う。

第3段階 出動

水防団員の出動の必要を勧告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。

第4段階 解除

水防活動終了の通知

(3) 発表の時期

水防警報の発表時期は、対象水位観測所の水位を基に、概ね次の時期に発表される。

表 水防警報の発表時期

地点 段階	淀川幹川
	向島
第1段階 待機	氾濫注意水位（警戒水位）を越す
	8時間前
第2段階 準備	氾濫注意水位（警戒水位）を越す
	6時間前
第3段階 出動	氾濫注意水位（警戒水位）を越す
	2時間前
第4段階 解除	水防活動の終るとき

(4) 通報組織

国土交通省が発表する警報時の受報は、淀川河川事務所水防警報・情報用紙（資料2-24）により行うものとし、本市における通報系統は、資料2-25に示すとおりである。

資料2-24 淀川河川事務所水防警報・情報用紙

資料2-25 淀川水系水防警報の通報系統図（宇治市関係）

4. 京都府知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等

(1) 水防警報

水防法第16条の規定により京都府知事に指定された河川において、洪水により相当な損害を生ずる恐れがあると認めたとき、水防警報が発表され、その警報事項等が通知される。

ア. 警報事項

- (ア) 準備…水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの
- (イ) 出動…水防団員の出動の必要性を示すもの
- (ウ) 解除…水防活動の終了を通知するもの

イ. 水防警報の発表時期

水防警報の発表時期は、対象水位観測所の水位に基づき、概ね次の時期に発表する。

河川名	水位 観測所	水防警報種別		
		準備	出動	解除
山科川	勧修寺	水防団待機水位（指定水位）に達したとき	氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき	氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防活動の必要がなくなったとき*
古川	佐古			
弥陀次郎川	弥陀次郎川			

*氾濫注意水位を上回る出水とならなかった場合は、以下のとおり。

- ①水防団待機水位（指定水位）を下回り、以降、水位上昇の見込みの無いとき
- ②気象予警報の解除により、府山城北土木事務所の水防待機体制を解除するとき

(2) 避難判断水位（特別警戒水位）に係る水位情報の通知・周知等

水防法第13条第2項の規定により、河川において洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして京都府知事に指定された河川について、避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき避難判断水位到達情報が発表・通知される。

(3) 対象河川、区域等

本市域内の指定された河川は、下表のとおりである。

表 京都府知事が行う水防警報の対象河川及び区域等

河川名	区域		水位観測所	住所	水防団待機(指定)水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防高	発表者	指定年月日
	起点	終点									水防警報
山科川	起点 安祥寺川合流点	終点 (直轄管理区域界)	勧修寺	京都市山科区勧修寺東出町	m 1.20	m 2.20	m 2.20	m 2.40	m 5.28	京都府京都土木事務所長	平成17.7.29 (平成20.5.26)*
古川	起点	終点 久御山排水機場	佐古	久御山町佐古外屋敷	m 1.80	m 2.20			m 5.30	京都府山城北土木事務所長	平成18.6.2
弥陀次郎川	起点	終点 宇治川合流点	弥陀次郎川	宇治市五ヶ庄北ノ庄	m 0.40	m 1.00			m 2.07	京都府山城北土木事務所長	平成26.6.13

※水位情報通知・周知の指定年月日

(4) 通報組織

京都府知事が発表する水防警報の受報は資料2-26、水位情報の受報は資料2-27により行うものとする。また、本市における通報系統は、資料2-28に示すとおりである。

資料2-26 山科川・古川・弥陀次郎川水防警報 連絡用紙

資料2-27 山科川 避難判断水位（特別警戒水位）情報 連絡用紙

資料2-28 山科川水防警報・水位情報及び古川・弥陀次郎川水防警報の通報組織図

（宇治市関係）

5. 天ヶ瀬ダム放流連絡の本市における通報組織

(1) 本市における通報組織

淀川幹川の洪水を調整するため天ヶ瀬ダムが放流するとき、国土交通省淀川ダム統合管理事務所（天ヶ瀬ダム管理支所）及び関西電力株天ヶ瀬発電所からの連絡は、天ヶ瀬ダム放流連絡用紙（資料2-29）の用紙により受信するものとする。また、宇治市における伝達の系統は、資料2-30に示すとおりである。

資料2-29 天ヶ瀬ダム放流連絡用紙

資料2-30 天ヶ瀬ダム放流連絡系統図

(2) 天ヶ瀬ダムの洪水調節及び概要

天ヶ瀬ダムは、治水容量 20,000,000m³を利用して、宇治川の洪水時に、ダム地点の計画高水流量 1,360m³/s を 840m³/s に調節をする。さらに、枚方が氾濫注意水位を越えたときは、ピークに対して 160m³/s に調節する。

なお、施設の概要については次のとおりである。

(目 的)	洪水調節 発電 上水道
(管 理 者)	国土交通省
(位 置)	左岸 槇島町六石 右岸 槇島町槇尾山
(河 川 名)	淀川水系淀川（宇治川）
(流域面積)	4,200k m ² （琵琶湖を含む）ただし、天ヶ瀬ダム流域は 352k m ²
(規 模)	ドーム型アーチ式コンクリートダム 堤高 73.0m 堤長 254m 総貯水量 26,280,000m ³
	主放水門扉（コンジットゲート）3門 1,110m ³ /s（能力） 840m ³ /s（計画最大放流量）
	頂部門扉（クロストゲート）4門 680m ³ /s（能力）

(3) 天ヶ瀬ダム放流連絡会（昭和 39 年発足）

特定多目的ダム法ではダム放流及び発電放流により、河川の流水状況に著しい変化があり、これによって生ずる危害を防止する必要があると認められる時は、あらかじめ関係各所に通知するとともに、一般に周知させるための措置をとらねばならないとされている。

したがってこのことを一般に周知させるため、放流による連絡網の連絡事項の的確性を増進させ事故防止に努めるべく本市等の関係機関の長を委員とする「天ヶ瀬ダム放流連絡会」が組織された。

6. 高山ダム放流連絡の本市における通報組織

淀川本川及び木津川の洪水を調整するため高山ダムが放流されるとき、高山ダム管理所からの連絡系統は、資料 2-31 に示すとおりである。受信については高山ダム放流連絡・受発信紙（資料 2-32）の用紙によるものとする。

資料 2-31 高山ダム放流連絡系統図（宇治市関係）

資料 2-32 高山ダム放流連絡・受発紙

7. 木津川水防警報の本市における通報組織

国土交通省が発表する警報等の受報は木津川水防警報受報用紙（資料 2-33）によるものとし、宇治市における連絡系統は、資料 2-34 に示すとおりである。

資料 2-33 木津川水防警報受報用紙

資料 2-34 木津川水防警報の宇治市における連絡系統図

8. 通信方法

- (1) 水防のため緊急を要する場合の通信は、水防法第 27 条第 2 項に定める一般公衆電話の非常取扱い、警察通信施設、鉄道通信施設等を利用するほか市無線通信施設を活用して行うものとする。
- (2) 通信施設途絶または近距離連絡に備え自動車、自動二輪車、自転車及び徒歩伝令員を必要により配置し円滑を図る。

水防大隊（消防団）と中隊の場所及び連絡方法は、別に定める。

第4節 水防体制

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	河川の監視、気象状況の把握 水位情報、雨量情報	京都府 天ヶ瀬ダム管理支所

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	河川の監視、気象状況の把握 災害関連初期情報	本部事務局、建設班

1. 平時の巡視

水防管理者は、関係者に隨時区域内の河川、堤防、溜池、水門等の巡視を命じ、水防上危険な箇所を発見した時は直ちに当該施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

2. 出水時の監視

気象警報を受けたときから各水防小隊は担当河川を各2名が監視し、水防団待機水位に達したときから（量水標のない小河川（以下無標と称す）においては、刻々増水しているとき）、特に重要水防区域・河川重点警戒箇所及び危険箇所に注意し、また危険箇所の早期発見に努めるものとする。

3. 報告措置

監視中危険箇所を発見し、又は水位が氾濫注意水位に達したときは（無標の河川は溢水、漏水、刻々増水のおそれがあるとき）直ちに中隊長に連絡し中隊長は、その状況を詳細に大隊長に報告するとともに、危険箇所発見の場合は必要中隊員を現場に派遣して応急措置を行うものとする。

4. 水位通報要領

(1) 毎時観測3時間通報

水防団待機水位以上で氾濫注意水位以下、前1時間の水位の上昇が30センチ以下のときは毎正時に観測。0、3、6、9、12、15、18及び21時の定時に前3時間分をまとめて通報する。なお、前1時間の水位上昇が30センチ以上となったときは次の(2)項毎時通報に切換えるものとする。

(2) 每時観測毎時通報

水防団待機水位以上氾濫注意水位以下で、前1時間の水位上昇が30センチ以上のとき及び氾濫注意水位以上となったときは、毎正時に観測し直ちに通報する。

(3) 前各号の他、特に観測通報を変更指示することがある。

(4) 通報形式

- ア. ○○中隊水位報告
- イ. ○○川、○時観測
- ウ. 量水位置、○○左（右）岸
- エ. 水位、○○メートル○○センチ

(5) 消防班長は各河川水位の状況把握に努めるとともに、河川上流地域の降雨量並びに天ヶ瀬ダム及び南郷洗堰放流量等の状況を推移判断し、増水区域の水防対策に備えるものとする。

5. 雨量観測

消防班長はうじ安心館、府山城広域振興局、天ヶ瀬ダム管理支所、西笠取辻出、菟道新池に設置の雨量計を活用し、水防対策の資料とするほか災害対策本部に適時降雨量を報告するものとする。

6. ため池、樋門等の管理

ため池管理者等は水位上昇のため危険が予想される場合は適宜樋門を開放する等、災害防止上適切な措置を講じなければならない。

ただし、水位上昇を制限するため、緊急に樋門開放を要する場合は区域内水防中隊長と連絡を密にし、不測の被害をもたらすことのないよう配慮しなければならない。

資料2-6 雨量観測所・河川防災カメラ

資料2-52 水防体制指標

第5節 水防上必要な対応及び措置

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	水防活動 災害情報	京都府 淀川木津川水防事務組合

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	水防活動 災害関連初期情報	本部事務局 宇治川観光通船

1. 現場における必要な活動

- (1) 水防に際し堤防その他の施設が決壊のおそれありと判断したときは、現場警戒責任者（中隊長）は水防大隊長を経て消防班長に通報して危険箇所に対する措置を求めるものとする。
- (2) 消防班長は、危険箇所の拡大防止のため、現況に即した水防工法を実施するものとする。
- (3) 消防班長は、山崩れのおそれ又は大洪水のおそれがあると判断し、消防機関のみにて事態の収拾困難と認めた場合は、災害対策本部長に報告するとともに自衛隊派遣要請の意見を具申するものとする。
- (4) 現場消防機関の長は、その所在を明確にするため、昼間は赤色腕章、夜間は赤灯を用いるものとする。

2. 居住者等の協力

消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、水防法第24条の規定に基づき、次の要領により本市に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

- (1) 居住者等の年齢は、18歳以上50歳未満で身体強健であるもの
- (2) 業務は、必ず水防隊員の監視下において行い、単独行動を指示してはならない。
- (3) 危険予防に細心の注意を払い、第一線現場水防工法はこれを避け、後方における土俵仕拵え、水防資材集め、事態急迫前における災害時要配慮者の避難誘導並びに連絡等の協力に従事するものとする。
- (4) 現場消防機関の長は、協力者の氏名、年齢、性別を把握し、業務終了後消防班長に報告する

ものとする。ただし、水防従事者の報告は消防機関の長が協力方について指示した居住者等であることとする。

3. 堤防等の異常報告

(1) 水防大隊の各中隊長は、前各項に規定する場合のほか、次の事項を直ちに水防大隊長を経て、消防班長へ報告するものとする。

- ア. 第3編第4章第2節重要水防区域河川の水位が急上昇しつつあるとき。
- イ. 最高水位近くに達したとき。
- ウ. 最高水位をこえ、堤防上溢水した場合。
- エ. 堤防が決壊し、又は倒壊寸前の事態が予想されるとき。
- オ. 堤防決壊により、隣接区域に災害が拡大するおそれがあるとき。

(2) 量水標示

各河川の標示場所は、次項の表のとおりである。

表 各河川の標示場所

河川名	標示場所	水位		備考
		水防団待機 (指定)	氾濫注意	
古川	佐古	1.80m	2.20m	
山科川	勧修寺	1.20m	2.20m	
弥陀次郎川	弥陀次郎川	0.40m	1.00m	

参考

河川名	標示場所	水位		備考
		水防団待機 (指定)	氾濫注意	
宇治川	槇尾山	2.00m	3.00m	
宇治川	向島	1.30m	2.00m	
宇治川	淀	2.50m	3.50m	
木津川	飯岡	2.00m	3.50m	
木津川	八幡	2.50m	4.00m	

4. 舟艇の確保

- (1) 泛濫注意水位に達したときは、宇治川観光通船に通報する。
- (2) 救助用舟艇の確保については、宇治川観光通船等に協力を要請するものとする。

5. 公用負担命令書

(1) 水防法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者宇治市長、消防機関の長又は委任を受けたる者は、早期水防現場収受策のため土地の一時使用並びに必要な資材及びその運搬器具の使用又は工作物の処分を行うことができる。この場合は、様式1(資料2-35)の命令書を目的物の所有者、管理者又はこれらに準すべき者に手渡してこれを行うものとする。

資料2-35 様式1(公用負担命令書様式)

(2) 公用負担権限証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者宇治市長、消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、様式2(資料2-35)の証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示すべきものとする。

資料2-35 様式2(公用負担命令書様式)

6. 優先通行の標識

(1) 水防のため出動する車両の優先通行標識は、資料2-36に示すとおりである。

資料2-36 優先通行標識

(2) 水防作業に従事するときは資料2-37に示す腕章をつける。

資料2-37 水防作業に従事するときの腕章

7. 水防信号

水防時における信号区分は、資料2-38に示すとおりである。

資料2-38 水防時における信号区分

8. 避難のための立退き指示

(1) 市長は、河川逆流、氾濫、堤防決壊等のため危険が切迫していると認めたときは、必要と認める区域の居住者に対して避難のための立退きを指示するものとする。

消防機関の長は、水防現場において事態の急迫を告げ、立退きの指示を受けるいとまのないときは、市長にかわって立退きのため臨機の措置をとるものとする。

市長は前項により避難勧告等を発令したときは、知事及び宇治警察署長に通知するものとする。

(2) 予定立退き先

予定立退き先は、避難計画中の避難場所とする。

9. 輸送

水防時増水地域の人命救出作業、資材の運搬及び浸水地内の連絡を容易にするため、必要な地域に舟艇を配置するとともに現場水防資材の調達、輸送状況調査連絡に備えるため、行政用超短波無線電話装置(移動局、携帯局)搭載の広報車、消防車両等及び借上計画に基づいて手配されているトラック車両をこれにあてる。

10. 応急措置

消防班長は、河川又は溜池の堤防が決壊、漏水、亀裂等が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、災害現場機関の長に急きよ応急措置の指示をするとともに管理者責任関係機関に連絡して災害の拡大防止に万全を期するものとする。

11. 水防解除

消防班長は水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要なしと判断したときは災害対策本部長に報告し、命令により水防解除を指令するものとする。災害対策本部長は、これを一般に周知させるとともに府山城北土木事務所長並びに府山城広域振興局長に報告する。

12. 水防顛末報告

(1) 水防大隊長は、水防解除の翌日までに水防活動実施報告書（様式第16号）（資料2-39）により消防班長に報告するものとする。

消防班長は、取りまとめ災害対策本部長に速やかに報告するものとする。

資料2-39 様式第16号（水防活動実施報告書）

(2) 水防解除をしたとき市長は、5日以内に水防活動実施報告書（様式第16号）により府山城北土木事務所長を経由して知事に水防顛末の報告をするものとする。ただし、警戒のみに終った場合はこの限りでない。

13. 水防訓練

水防時における防御活動の迅速・的確を期すため、年1回以上、水防訓練を行うものとする。

第5章 情報の収集・伝達

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、情報班
----	--------	---------------

災害時において、関係機関等が緊密に連携して、応急対策を実施するため、予報及び警報の伝達、情報の収集を行うとともに、その対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速、確実に実施し、災害に関する情報を市民、報道機関に周知させるために必要な事項を定める。

第1節 予報及び警報の伝達組織と周知方法

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 情報班 総務班	気象情報等の収集	
	気象注意報、気象警報等 台風情報など気象情報	気象庁
	洪水予報、水防警報	国土交通省
	山科川水防警報・水位情報及び古川・弥陀次郎川水防警報	京都土木事務所 府山城北土木事務所
	天ヶ瀬ダム放流連絡	国土交通省、関西電力㈱
	高山ダム放流連絡	淀川・木津川水防事務組合
	木津川水防警報	京都府砂防課 府山城北土木事務所
	異常気象通報	発見者、宇治市消防本部 宇治警察署

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 情報班	気象情報等の伝達	
	気象注意報、気象警報等 台風情報など気象情報	市民 (HP) 報道機関 (FAX・電話)
	気象注意報、気象警報等	各班、関係機関、住民
	洪水予報、水防警報	宇治市消防本部 淀川・木津川水防事務組合
	山科川水防警報、水位情報及び古川・弥陀次郎川水防警報	宇治市消防本部
	天ヶ瀬ダム放流連絡	天ヶ瀬ダム放流連絡会員
	木津川水防警報	宇治市消防本部 淀川・木津川水防事務組合
	異常気象通報	京都府等関係機関、住民

1. 予報及び警報の種別と発表機関

災害の発生を未然に防ぎ、また、被害を軽減させるためには、関係機関や住民等に災害に関する予報や警報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。

京都地方気象台が発表する注意報及び警報の種類と基準は、資料2-40に示すとおりである。

また、市消防本部が発表する火災に関する注意報及び警報の種類は次のとおりである。

区分	内容
火災注意報	空気が乾燥し又は風が強いため火災が発生しやすく、かつ発生した火災が延焼拡大するおそれのあるとき
火災に関する警報	気象の状況が火災の予防上危険であるとき

資料2-40 京都地方気象台が発表する注意報及び警報の種類と基準

2. 京都地方気象台の予報及び警報等の通報

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、都道府県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域「山城中部」の名称を用いる場合がある。

資料1-44 特別警報・警報・注意報

資料1-45 大雨警報・洪水警報の危険度分布等の概要

- (3) 京都地方気象台の発表する予報及び警報等の通報は、災害対策基本法、気象業務法、消防法、水防法等に定められたものによる。
- (4) 気象台が発表する気象注意報及び気象警報は、すべて同格に取り扱われる所以、新しいものが 出されたときは自動的に切りかわる。
- (5) 地面現象と浸水に関する注意報・警報事項は、それぞれの注意報及び警報の標題として発表されず、気象注意報あるいは気象警報に含めて発表される。
- (6) 宇治市に対する上記の通報は、資料2-41に示す通報連絡系統により通報される。

資料2-41 通報連絡系統

(7) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が【高】、【中】の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府）で発表され

る。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

3. 気象台が発表する気象情報

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

- ・ 予告的機能：注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や住民に伝えるもの。
- ・ 補完的機能：注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の注意事項等を具体的に解説するもの。
- ・ 解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。

なお、気象情報は、「解説事項」を図（表）などを活用して表現する図形式と、文章のみで表現する文章形式の2種類がある。

（1）台風情報（例文1）

ア. 発表

「平成△△年台風第〇〇号に関する京都府気象情報」（以下「台風情報」という。）は、予報区ごとに、京都地方気象台が発表する。

イ. 内容

台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。

資料2-42 気象台が発表する気象情報発表例（例文1）

（2）大雨（雪）情報（例文2）

ア. 発表

「大雨（雪）に関する京都府情報」（以下「大雨（雪）情報」という。）は、予報区ごとに京都地方気象台から発表する。

イ. 内容

大雨（雪）情報は、大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告または補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報ずる。

ウ. 台風情報との関係

台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。

資料2-42 気象台が発表する気象情報発表例（例文2）

（3）記録的短時間大雨情報（例文3）

ア. 記録的短時間大雨情報は、予報区ごとに京都地方気象台から発表する。

イ. 発表基準

1時間に90mm以上の猛烈な雨を観測又は解析したとき、その事実を報ずる。

ウ. 意義

記録的短時間大雨情報における1時間雨量の基準は、数年に一度程度しか観測されない値である。このような猛烈な雨は、土石流の発生や急激な出水など、重大な災害の引金となりやすい。

特に、長雨や一定以上の先行降雨があった場合に、その危険が大きい。

この情報の発表は、関係者の即座の対応を促すものである。

エ. 観測所の配置

京都地方気象台所属のアメダス観測所を、資料2-43に、その設置地点を資料2-44に示す。

資料2-42 気象台が発表する気象情報発表例（例文3）

資料2-43 観測所所在地

資料2-44 観測所配置図

(4) 土砂災害警戒情報（例文4）

京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

ア. 発表

「京都府土砂災害警戒情報」は、市町村毎に京都府と京都地方気象台が共同で発表する。

イ. 内容

土砂災害警戒情報は、警戒対象地域名、警戒解除地域名、警戒文、警戒対象市町村を示す地図からなる。

ウ. 意義

土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている状況下で、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、原則として市町村を対象に発表される。

これにより、市町村長が避難勧告等を発令する場合の参考として利用できる。

エ. 発表基準等

(ア) 土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土壤雨量指数を用い、5キロメッシュ毎に複数の土砂災害が発生した過去(1988年～2004年)の事例を参考に基準値を定めた。

平成30年に検証対象災害事例(1988年～2015年)、令和2年に検証対象災害事例(1991～2018年)を再整理した上で、基準値の見直しを実施した。

(イ) 過去の災害が無い5キロメッシュについては、等RBFN出力値を用いて、土砂災害が発生した近隣のメッシュと同等の基準値を定めた。

(ウ) 気象庁の降水短時間予報を利用して基準値に到達する数時間前に土砂災害警戒情報を発表する。

オ. 伝達

土砂災害警戒情報は、「土砂災害警戒情報伝達様式」を用いて伝達する。

資料2-42 気象台が発表する気象情報発表例（例文4）

4. 水防警報等及び天ヶ瀬ダム放流連絡

第3編第4章「水防上必要な活動」参照

5. 火災気象通報

(1) 市長は、知事から強風注意報及び乾燥注意報の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発令するものとする。(消防法第22条及び市火災予防条例施行規則第17条)

なお、火災の予防上危険であると認める気象の状況は、次に掲げるとおりである。

ア. 実効湿度55%以下、最小湿度35%以下で風速毎秒7m以上又は7m以上となる見込みのとき
イ. 風速毎秒12m以上又は12m以上となる見込みのとき

(2) 消防長は、気象等の状況が次の各号の一に該当し、必要と認めたときは火災注意報を発令するものとする。(市火災予防規程第22条)

ア. 実効湿度が65%以下で、最小湿度が45%以下となる見込みのとき
イ. 風速が毎秒7m以上となる見込みのとき
ウ. 京都地方気象台が、気象注意報又は気象警報を発したとき
エ. 火災が多発しているとき

6. 予報、警報等の周知徹底

関係者（機関）及び住民に対しては、おおむね次の方法による。

- (1) ラジオ放送、テレビ放送による方法
- (2) マイク、広報車等による方法
- (3) サイレン、警鐘等による方法

7. 通報連絡内容の略符号化

予報、警報等の通報連絡はその迅速化を図るため、あらかじめモデル文例又は略符号を定めて実施するよう努めるものとする。

8. 通報連絡体制の確立

予報、警報等の通報連絡に關係のある機関等は、あらかじめ通報及び受報責任者並びにその体制を定め、通報伝達に万全を期するものとする。

9. 異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれがある異常な現象の発見にかかる通報伝達は、2-45によるものとする。

資料2-45 異常気象通報連絡系統

10. 庁内における措置

- (1) 気象台が発表する予報、警報及び火災予防のための気象通報、情報は、京都府衛星通信系防災情報システム及びJ-ALE R T（全国瞬時警報システム）等から危機管理室が受報する。
- (2) 危機管理室は、気象台が発表する台風又は大雨に関する注意報及び警報等を受報した場合は直ちに市長、副市長に報告するとともに、関係各班（関係部課）等に伝達する。
- (3) 危機管理室は気象情報等を端末機により入手し、関係各班（関係部課）等に伝達する。
- (4) 伝達を受けた関係各班（関係部課）の長等は、直ちにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに、関係先等に伝達する。
- (5) 危機管理室は、注意報及び警報のうち、特に府内への周知を要すると認めるものについては、当該注意報及び警報を府内放送するなど、所要の措置を行う。

第2節 通信系統

有線途絶時の京都府に対する非常通信経路及び災害通信系統は、京都府防災行政無線によるものほか、それぞれ資料1-18、資料1-19のとおりである。

資料1-18 有線途絶時の非常通信経路図

資料1-19 災害通信系統図

第3節 災害情報及び被害状況の収集・報告

被害状況の迅速・的確な把握は、応急対策要員の動員、応援要請、救援物資、資器材の調達、災害救助法適用の要否等、災害応急対策において基本となる重要な事項である。

災害時における情報及び被害状況の収集・報告の要領については、法令等に特別の定めがある場合のほか、次のとおり行うものとする。ただし、市の被害が甚大で市において被害調査が実施できないとき、又は調査に特別な技術を要するため市が単独ではできないときは、府山城広域災害対策支部等に応援を求め行うものとする。

また、被害状況の調査にあたっては、関係機関相互の連絡を密にし重複、脱漏等のないよう十分留意し、異なった被害状況等は調査し調整するものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 総務班、情報班	災害情報及び被害状況の収集 災害情報、被害状況	各班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 総務班 情報班	災害情報及び被害状況の伝達 集約した災害情報、被害状況	各班、市民(HP・FB)、報道機関(FAX・電話)、関係機関、府山城広域災害対策本部

1. 情報の収集

各班の長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて関係機関と緊密な連絡をとり、被害の状況その他災害応急対策活動に必要なあらゆる情報の収集に努めるものとする。

また、勤務時間外等においては、早期に被害状況を把握するため、参集する職員が参集途中での被害情報を収集する方策について検討する。

2. 報告

各班の長は、被害状況等災害に関する情報を迅速かつ的確に災害対策本部長に報告するものとし、本部事務局にて一元化を図り適切な情報共有に努める。

(1) 報告の内容

ア. 被害の状況

イ. 災害応急対策実施状況

応急対策の実施方針及び全体計画、避難の勧告及び指示並びに救助活動、消防、水防活動の状況等すでに災害に対してとった措置、応援職員の要請その他要望事項等今後とろうとする措置

ウ. その他災害応急対策実施上参考となる事項

(2) 報告の種類

ア. 災害情報報告

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、水位、雨量、災害危険箇所の状況及び予想される被害の内容その他災害防止対策を講じるために必要な資料、またはすでに実施し、若しくは実施しようとする応急措置について、その概要を様式第4号により報告するものとする。

資料1-20 様式第4号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

なお、被害状況のうち次に掲げる事項については、被害の発生のつどその詳細を同様式により報告するものとする。

(ア) 人的被害

(イ) 建物被害

(ウ) 一般車両が通行不能となった道路、橋等の被害

(エ) 付近住家に被害を及ぼすおそれのある河川決壊またはがけ崩れ等

(オ) その他およぼす影響が大である被害

イ. 被害概況報告

初期的段階において被害の有無及び程度の全般的概況について報告するものとし、正確度より

も迅速を旨とするもので、様式第5号により被害状況の累計を報告するものとする。ただし、警報が発表されたとき、または本部長が指定するときは、被害の有無にかかわらず原則として1時間ごとに報告するものとする。

資料1-20 様式第5号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

ウ. 被害状況報告

被害概況速報で報告後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次それぞれの班に該当する事項を様式第6号により報告するものとする。

ただし、総務班が必要と認める場合は、その指示に従って報告するものとする。

資料1-20 様式第6号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

エ. 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後の報告は様式第7号により最終の報告をするものとする。

ただし、総務班が必要と認める場合は、その指示に従って報告するものとする。

資料1-20 様式第7号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

(注) 報告は、あらかじめ定められた記号を用いて、要領よく、かつ、明確に行い、受信者の復唱をまって終了するものとし、単位の呼称（人、棟、世帯、センチメートル、ミリメートル等）は省略する。

また、時刻は、24時制を採用し、午前、午後の区別は使用しない等報告の簡略化を図る。

(3) 報告の処理要領

ア. 関係各班長は、本部事務局に報告する。

イ. ア. の報告に基づき、対策本部は、次図の要領により報告を処理する。

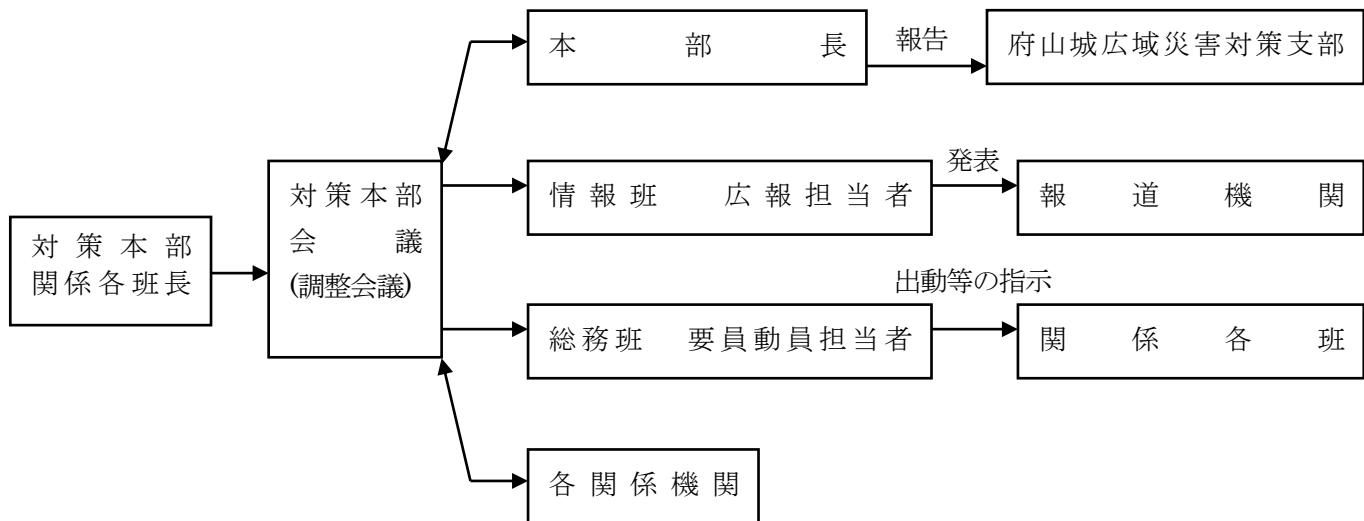


図 報告処理経路

3. 水防情報、報告

水防に関する情報等の報告要領は、第3編第4章「水防上必要な活動」に定めるところによる。

4. 被害状況等の報告系統

被害状況等の一般的な報告の系統は、おおむね下図のとおりとする。

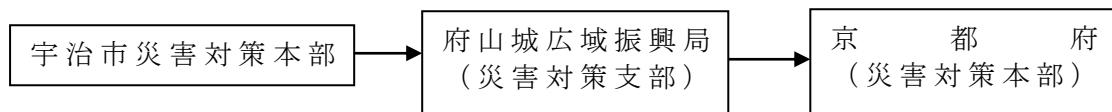


図 被害状況等の一般的な報告の系統

5. 日曜日、休日及び夜間における初期の防災業務

日曜日、休日及び夜間において、市長がその必要を認め、職員が登庁するまでの間における各種注意報の伝達、気象状況等の把握、又は被害状況の収集等と関係者に対する連絡については、警備員がこれにあたるものとする。

第4節 災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準

災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準は、資料1-21に示す。

資料1-21 災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準

第5節 非常無線通信等の利用

次の方法により連絡の確保を図るものとする。

1. 防災行政無線設備の運用

防災行政無線設備は、電波法、同法施行令及び別に定める市地域防災無線管理要綱に基づき運用するものとする。

2. 防災系非常通信経路の利用

有線の途絶時の京都府に対する連絡については、京都府防災行政無線を活用するほか、「有線途絶時の非常通信経路図」(資料1-18)を利用する。

資料1-18 有線途絶時の非常通話経路図

3. 既存の通信機器以外の通信手段の確保

状況により、固定電話や防災行政無線に加え、より多くの通信手段の確保の必要性があると判断した場合は、国等への通信機器の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。

4. 通信途絶時の措置

各機関の通信施設においても連絡不能の場合は、災害対策本部からの連絡員の急派により、連絡の確保に努めるものとする。

第6章 広報・広聴活動計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、速やかに市民に対する災害情報・措置情報を広報し、人心の安定を図り、必要な行動を促すための広報活動を実施する。

また、被災市民等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な処置を実施するため、問い合わせ・相談窓口を設置する。

第1節 広報活動

担当	災害対策本部	本務事務局、総務班、情報班
----	--------	---------------

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 総務班 情報班	避難の指示・勧告等のもとになる情報 災害情報、生活関連情報、救援措置情報 災害情報、被害情報、生活関連情報、救援措置情報	気象台、各班、対策本部会議、関係機関等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 総務班 情報班	避難の指示・勧告等の緊急広報 災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報 緊急広報、一般広報	各班、市民（広報車・エリメール・電子メール・HP・SNS・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）

1. 広報の基本方針

- (1) 情報班は、関係班、関係防災機関と連携して災害情報のうち、市民の安全にかかる避難の指示・勧告等を「緊急広報」として実施する。また、総合的な一般情報（緊急広報以外の災害情報、生活関連情報、救援措置情報）を「一般広報」として実施する。
- (2) 各班は、定期的に本部事務局と情報班に対して災害情報、生活関連情報等を報告する。本部事務局及び情報班は、これらの情報のリスト化を図り、定期的に広報用資料、関係防災機関への閲覧用資料を作成するとともに、各班への情報提供を行う。
- (3) 市民に対する防災情報伝達を確実に行うために、以下3.に示すあらゆる方法を用いることとし、平常時から、市の防災情報にかかる伝達方法、その他防災情報の収集・入手手段についての周知を行い、市民の情報収集の選択肢を広げる。

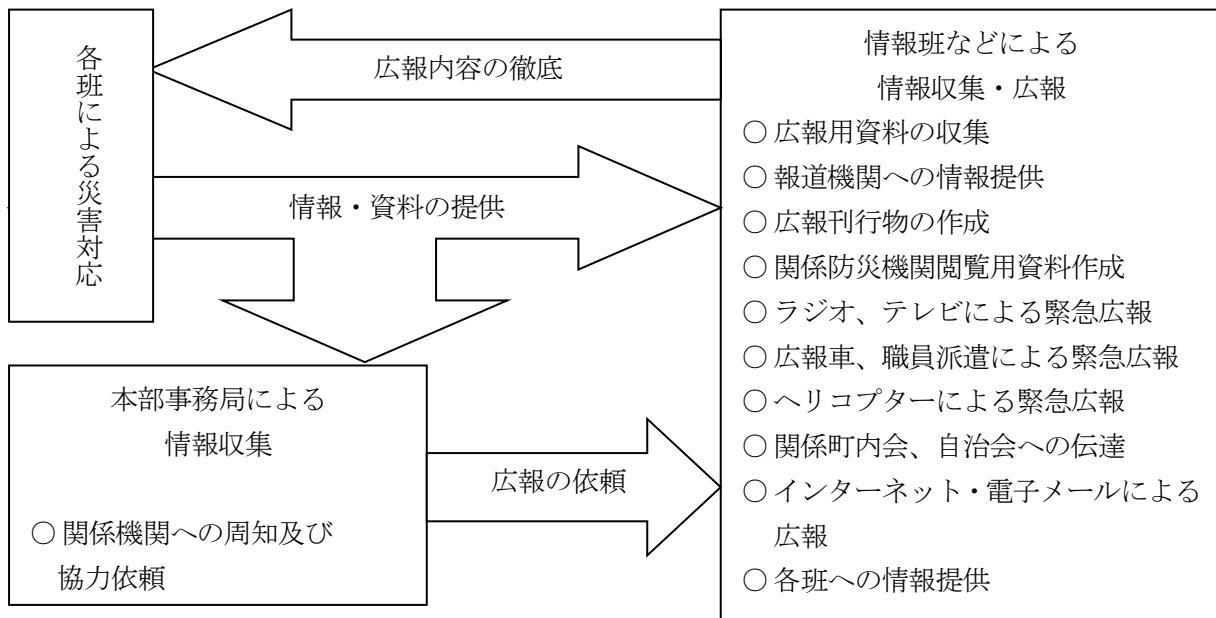


図 広報活動の流れ

2. 広報事項

(1) 災害情報

- ア. 気象、河川の水位及び被害の状況等、収集された情報
- イ. 本部等の設置と活動状況
- ウ. 避難誘導及びその他注意事項
- エ. 市内の被害状況
- オ. 家庭、職場での対策と心得
- カ. その他必要な事項

(2) 生活関連情報

- ア. 電気、ガス、水道、通信施設等の被害状況と復旧見込み
- イ. 食糧、生活必需品等供給状況
- ウ. 道路交通状況
- エ. 鉄道、バス等交通機関運行状況
- オ. 医療機関の活動状況
- カ. その他必要な事項

(3) 救援措置情報

- ア. 災証明書等の発行状況
- イ. 各種相談窓口の開設状況
- ウ. 市税、手数料等の減免措置の状況
- エ. 災害援護資金等の融資情報
- オ. 仮設住宅等の臨時住宅の提供状況
- カ. 市業務の再開状況
- キ. その他必要な事項

3. 広報の方法

(1) 本部による緊急広報の方法

ア. ラジオ、テレビによる緊急広報

本部は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合、その通信のため特別の必要があるときは、各放送機関（日本放送協会京都放送局、株京都放送、エフエム宇治放送株）に対して必要事項の放送要請を行う。

本部長は、必要と認めるときは、エフエム宇治放送株に対し、「うじ安心館」内に臨時スタジオを設置するよう要請する。

なお、気象業務法により、特別警報については、その内容を迅速かつ確実に伝えるため、市は住民等へ周知の措置を義務づけられている。

資料2-51 気象等に関する特別警報の発表基準

イ. 広報車、職員派遣による緊急広報

本部は、必要に応じて、被災地域に広報車や職員を派遣して緊急広報を実施する。その際、災害用広報イントロを活用する。

ウ. ヘリコプター等による緊急広報

本部は、ヘリコプター等による緊急広報の必要があると判断した場合は、京都府等防災関係機関等に協力を求め、緊急広報を実施する。

エ. 電子メールによる緊急広報

本部は、必要に応じて、京都府防災・防犯情報メール、エリアメール、緊急速報メール等を用いて住民に対して緊急広報を行う。なお、災害時はメールが遅延する可能性があるため本文中には必ず発信時間を記入する。

オ. 町内会、自治会等への連絡

本部は、必要に応じて、町内会、自治会長へ緊急連絡を行う。

(2) 市管理施設、事業所等の緊急広報の方法

ア. 不特定多数の市民が利用する施設や繁華街、事業所等の管理者及び事業者は、災害発生時の混乱の防止を図るため、利用者が冷静に初動行動ができるように館内放送や非常用放送設備を用いて広報を実施する。

イ. 商店街等の事業者は、災害発生直後の来街者の安全確保のため、有線放送等を用いて広報を実施する。

ウ. 鉄道事業者は、利用客の安全な避難誘導を行うため広報を実施する。

エ. 有線放送事業者は、災害発生直後には混乱防止放送内容について、広報を実施する。

(3) 一般広報の方法

ア. 報道機関との連携

(ア) 本部長は、本部が設置されたときは、広報担当の責任者を置き、定期的な報道連絡や記者会見を行い、市民に対して速やかに情報提供を行う。

(イ) 情報班は、報道機関（日本放送協会京都放送局、株京都放送、エフエム宇治放送株、日刊紙、日刊地方紙等）に対して、災害情報、生活関連情報、救援措置情報の提供を行う。

なお、報道機関への広報は、広報用専用室を設けて行い、適切な方法に沿って実施し正確な情報提供に努める。

(ウ) 情報班は常に情報を収集し、一貫して報道資料を作成し隨時公表するものとする。

また報道機関からの照会、問い合わせの受付及び返答についても、原則として同班を通じて行うものとする。

イ. 広報刊行物の発行

- (ア) 情報班は、「宇治市政だより号外」などの広報刊行物を作成し、各班等へ送付する。
- (イ) 各班は、広報刊行物に掲載する広報内容を情報班に提出する。
- (ウ) 地区班は、地元組織等に対して広報刊行物の配布の協力を依頼する。
- (エ) 地元組織等は、地区班と協力して避難所への配布、被災地への個別配布、掲示板への掲示を行う。
- (オ) 各班は、市民に広報された内容については、班職員への徹底を図る。

ウ. 現地広報

被災地の付近住民に対する被害状況、応急対策に関する現場広報は、情報班が関係機関と協議して行う。ただし、緊急を要するときは、消防班等の現場指揮者の判断により行う。

エ. その他の広報

- (ア) 情報班は、市民への広報刊行物等による広報内容について、必要に応じて、ソーシャルメディアや宇治市ホームページ等のインターネットを利用して情報提供を図る。
- (イ) 本部事務局及び情報班は、ボランティア等と連携して、外国語による広報刊行物を作成するとともに、報道機関に対して外国語の広報文を提供し、広報を依頼する仕組みを検討する。

4. 記録写真等資料の収集

本部事務局及び情報班は、被災地の状況をビデオ又は写真撮影するほか、必要に応じて関係機関からの資料収集を行い、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。さらにソーシャルメディア等インターネットで情報収集を行えるサービスの活用を検討する。

第2節 広聴活動

担当	災害対策本部	総務班、地区統括班
----	--------	-----------

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	広聴活動	
地区統括班	災害情報・被害状況、問合せ、要望、相談等	市民、本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	広聴活動 災害情報、被害状況等	本部事務局、情報班、市民

1. 緊急問い合わせへの対応

- (1) 総務班は、災害発生直後に多発すると想定される電話による市民からの問い合わせや相談に対し、「問い合わせ対応チーム」(仮称)を組織して対応する。
- (2) 総務班は、「問い合わせ対応チーム」の編成にあたり、電話回線の確保や場所の確保など必要な連携を行う。
- (3) 「問い合わせ対応チーム」は、問い合わせへの対応方法の内容を本部事務局へ確認し、統一的な回答文書として作成し、掲示または班員へ配布してその後の対応の迅速化を図る。
- (4) 「問い合わせ対応チーム」は、当日の問い合わせ内容、件数を記録、集約し、同種多数の問い合わせ内容については情報班へ報告し、必要に応じて広報紙等への掲載を依頼する。

2. 臨時相談所の開設・運営

- (1) 他の地域と比較し特に被害が大きい場合や、本部から離れた地域において、地区班は、本部長の指示により被災地域内の公共施設や避難所等に臨時相談所を開設する。
- (2) 地区班は、臨時相談所における相談内容、苦情等を聴取し、速やかに各関係機関へ連絡し、早期解決を図るように努力する。
- (3) 地区班は、相談内容の処理の正確性及び統一性を図るため、「相談内容聴取用紙」を用いて相談等の記入を行う。

資料1-22 相談内容聴取用紙

- (4) 地区班は、相談内容、件数、処理内容、件数等を相談内容等報告書により定期的に本部へ報告する。ただし、急を要すると判断される場合は、本部にファックス等により速報する。

資料1-23 相談内容等報告書

第7章 災害救助法の適用

担当	災害対策本部	共通、本部事務局、福祉班
----	--------	--------------

災害により、災害救助法の適用基準を超える大きな被害が生じた場合、被災者の保護と社会秩序の保全の面から、災害救助法の適用を受け、被災者に必要な救助を実施する。

本章では、災害救助法が適用された場合の対応について必要な事項を定める。

第1節 災害救助法の適用基準

1. 災害救助法による救助の実施

本市域の災害が、災害救助法（昭和22年10月18日 法律第118号 以下「救助法」という。）の適用基準を超える場合、府知事より、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助が実施される。

市長は、救助法に基づき府知事が救助に着手したときは、府知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに府知事が救助の事務の内容及び期間を市長に通知することにより、市長が救助を実施する。この場合において、市長は、すみやかにその内容を詳細に府知事に報告しなければならない。

なお、緊急を要する時は、府知事による救助法に基づく救助の実施を待つことなく、市長は、救助に着手し、その状況を直ちに府知事に報告し、その後の処理について指示を受けるものとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊き出し等食品の給与
- (3) 飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
- (5) 医療
- (6) 助産
- (7) 災害にかかった者の救出
- (8) 住宅の応急修理
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) 遺体の捜索
- (12) 遺体の処理
- (13) 障害物の除去

2. 救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位の被害が次の各号の一つ以上に該当する災害で、かつ、現に応急的な救助を必要とするときは、市町村ごとに実施する。

- (1) 本市の区域において、100世帯以上の住家が滅失した場合
- (2) 京都府の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,000世帯以上の場合であって、本市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が上記の滅失世帯数の半数以上であること。
- (3) 京都府の区域内で住家の滅失した世帯の数が9,000世帯以上であって、本市の区域内の被害世帯数が多数であること。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものである

こと。

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生省令で定める基準に該当すること。

3. 被災世帯の算定基準

(1) 住家の滅失の算定

救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は次のとおり算定する。

- ア. 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1世帯とする。
- イ. 住家が半壊又は半焼したものにあっては2世帯をもって1世帯とみなす。
- ウ. 住家が床上浸水、土砂の堆積などにより一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

- ア. 住家が全壊、全焼又は流失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のもの。

- イ. 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の20%以上50%未満のもの。

- ウ. 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
 - ア. 及びイ. に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったもの。

(3) 世帯及び住家の単位

- ア. 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

- イ. 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。

ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

4. 災害救助法による災害救助の方法、程度、期間の基準

資料1-24に示す。

資料1-24 救助の方法、程度、期間等早見表

第2節 活動計画

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報		情報入手先				
本部事務局	府知事への報告						
	<table border="1"> <tr> <td>災害情報及び被害状況</td> <td>各班、関係機関</td> </tr> <tr> <td>災害救助法に関する情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害救助法に関する情報</td> <td>厚生労働省、京都府等</td> </tr> </table>		災害情報及び被害状況	各班、関係機関	災害救助法に関する情報		災害救助法に関する情報
災害情報及び被害状況	各班、関係機関						
災害救助法に関する情報							
災害救助法に関する情報	厚生労働省、京都府等						

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報		情報伝達先
本部事務局	府知事への報告 災害救助法の適用要請		京都府知事
	災害救助法の適用周知 災害救助法に関する情報		市民

1. 救助法適用時の措置

救助法を適用する場合、本部長は復興班の担当部署を指名し、速やかに次の措置を講ずる。

復興班は関連する部局と協力し、り災調査、り災証明書の発行、災害救助法に伴う各種支援業務、府との連携による支援事業、本市の支援事業のとりまとめを行う。

- (1) 本市における被害状況の実態把握
- (2) 救助法の適用基準該当の有無判定
- (3) 災害救助の種類の判定
- (4) 災害救助実施計画の策定
- (5) 救援救護活動

2. 救助の実施状況及び費用のとりまとめ

救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用についてまとめる。

3. 救助費用の精算

救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務は、市から府知事に対して行う。

初動対応から救助が完了するまでの間、救助の実施状況の記録、実施した救助の費用にかかる関係書類を整備保存する。

4. 府知事への報告

- (1) 災害に際し、本市における災害が「本章第1節」の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は、ただちにその旨を府知事に報告するとともに、救助法を適用する必要がある場合は、あわせてその旨を要請する。
- (2) 災害の事態が急迫して、府知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は救助法による救助に着手し、その状況をただちに府知事に報告し、その後の処置に関して指揮を受ける。

5. 救助法の具体的な検討

各救助などの実施にあたっては、救助法の要件や基準と合致するよう、実施の指示・契約・発注・支出方法などの事務処理について整理するものとし、業務の内容についても、事前の想定等により検討を行うものとする。また、これらの事前検討作業に基づき、担当課、執行体制、事務フローの具体化に努めるとともに、必要に応じて速やかに予算措置等を講ずるものとする。

第8章 交通規制及び災害警備活動

担当	関係機関	警察署
----	------	-----

災害時には、さまざまな社会的混乱や道路交通の混乱の発生が予測される。負傷者の搬送、応急資機材及び食料品の搬入など救援・救護のための緊急通行車両がスムーズに通行できるよう交通規制、被災地を犯罪から守り市民が安心して過ごせるよう治安維持のための警戒警備が必要である。警察、民間警備会社等と協力と連携を図り、交通規制及び災害警備の必要な事項について定める。

第1節 交通規制

災害時の交通の確保は、被害を最小限に抑える上からも重要である。消火活動、救援・救護活動、負傷者の搬送、緊急物資及び食料の輸送などを迅速に行うには、交通規制は欠かせないものである。

1. 交通規制の実施

(1) 緊急交通路の確保

京都府地域防災計画による緊急輸送道路である京滋バイパス、国道24号、主要地方道京都宇治線、宇治淀線、城陽宇治線をはじめとした主要幹線道路における緊急通行車両のスムーズな通行のため、警察に対して、これら主要幹線道路への一般車両の進入を規制する等の交通規制の実施を要請する。

また、道路管理者は区間を指定して車両等の移動を命令、若しくは自ら移動させることができる。

(2) 交通規制等

災害発生直後は、警察官は、災害対策基本法に基づく交通規制が実施されるまでの間、一般車両の被災地への流入を防ぐための交通規制を実施する。また、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、当該現場に警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、それぞれの運転する緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることができる。

2. ボランティア、警備会社との協力

一般車両の交通規制にあたり、警察官だけでは人員が足りない場合もあるため、警備会社、ボランティアなどの協力を求めるものとする。

3. 広報活動

被災者及び一般住民に対して、被災地の交通状況や規制の状況について、報道機関等を通じて迅速な広報活動を行う。

(1) 報道機関への広報要請

テレビ、新聞、ラジオ等の報道機関に対して、一般車両の被災地への運行を抑制するため、被災地の交通状況、交通規制の状況等についての広報を要請する。

(2) 被災地における広報

被災地における通行車両の運転者等に対し、交通規制の情報を広報して、車両運行の抑制、協力を依頼する。

第2節 災害警備活動

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生する等、社会的な混乱が生じることが予想される。

災害の発生に際しては、速やかに実態を把握し、的確な情勢判断のもとに初動体制を確立する。更に防災関係機関と連携を保ち、被災者の救出救助、交通規制及び被害の拡大防止に努めるなど適切な警備活動を実施し、住民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地の公共の安全と秩序の維持を図るものとする。

1. 警備体制

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、必要に応じて宇治警察署に「対策本部」を設置するとともに、必要な警備体制をとるものとする。

2. 災害警備措置と活動

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、その状況に対応し、次の警備措置と活動を行い、被災地などにおける住民の安全確保に努めるものとする。

- (1) 住民等への避難誘導
- (2) 被災者の救出救助
- (3) 被災地及び周辺地域における交通規制
- (4) 行方不明者の捜索
- (5) 遺体の検視、死体調査、身元確認等
- (6) 遺族への対応
- (7) 被災地及び避難所等に対する警戒活動
- (8) 被災地等における犯罪の予防及び取締り
- (9) 住民等への広報
- (10) その他必要な警察活動

3. 突発的災害の警備

突発的災害の発生に際しては、速やかに実態を把握し、的確な情勢判断のもとに初動体制を確立して、関係機関と警察との連携を保ち、適切な警備活動を実施し、被害者の救出救助及び被害の拡大防止に努め、災害発生地における秩序の維持と住民の安全を図る。

4. 気象予報等の伝達系統

災害時の気象通報伝達系統図は、資料2-46のとおりである。

資料2-46 災害時の気象通報伝達系統図

第9章 消防対策

担当	災害対策本部	消防班
----	--------	-----

大規模な事故や災害が発生した場合には、被害の軽減を図り、その拡大を防ぐため、迅速かつ的確な活動態勢をとり、必要な消防活動（消火、救助、救急活動等）を行わなければならない。

この災害時における消防活動及び災害による被害を軽減するための必要な事項について定める。

第1節 消防署の活動態勢

消防署は、住民の生命、身体及び財産を災害による火災等から守るとともに、被害を最小限にとどめるため、消防活動に万全を期するものとする。

第2節 消防活動

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	災害現場活動 災害情報	市民、防災関係機関等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	災害現場活動 災害関連初期情報	本部事務局、消防団等

1. 出動区分

災害出動は市警防規程に基づくものとする。

(1) 消防署

ア. 消防署の出動区域は本市全域とする。

イ. 消防車の出動は出動計画に定める台数とし、災害種別や規模により出動させるとともに、招集者による消防隊員の確保及び消防相互応援協定等に基づき、近隣市町へ出動を要請する。

(2) 消防団

ア. 消防団の出動区域は各分団の担当区域とする。

イ. 災害の状況に応じ、他分団区域へ応援出動を行う。

資料1-25 消防情勢の現況

資料1-26 消防信号

第3節 消火栓以外の消防水利の活用

災害により消火栓の利用ができないことも予想されるため、その場合は、他の消防水利を活用する。

1. 学校プール水の活用

事前に整備された学校プールに設けられた取水口を活用する。

2. 河川水等自然水利の活用

事前に整備され、直接汲み上げることが可能な河川・池の水を活用する。

3. 防火水槽、消火（防災）用井戸の活用

事前に整備された防火水槽、消火用井戸を活用する。

第4節 応援要請

災害の規模が甚大となるおそれが生じ、市の消防力で対応しきれないときには、他の市町村、消防機関あるいは府に応援を要請する。

- (1) 市域における災害が著しく拡大し、市の消防力で対処できない場合、近隣市町（京都市、城陽市、久御山町、京田辺市、大津市間（一部の区域）と消防相互応援協定に基づく）に消防隊等の派遣を要請する。
- (2) (1)においても、対処できない場合は、広域消防応援を要請する。
大規模災害及び特殊災害を広域的に処理するためには、京都府広域消防相互応援協定が定められている。
- (3) (1)、(2)においても、対処できない場合は、市長は本編第10章「応援要請計画」に基づき、緊急消防援助隊等の応援を要請する。

資料1-27 京都府広域消防相互応援協定書

第10章 応援要請計画

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、建設班
----	--------	---------------

大規模な災害が発生した場合、本市だけでは対応が困難な場合、国、府、他市町村等の各機関に対して応援を要請する。

なお、本計画は、関西広域連合が定める「関西防災・減災プラン」及び京都府地域防災計画との整合性を図ることにより、実効性を確保する。

第1節 他の地方公共団体等への応援要請

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 総務班、建設班	他の地方公共団体等への応援要請 災害情報及び被害状況	各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 総務班、建設班	他の地方公共団体への応援要請 災害状況、理由、希望機関、希望人員・物資、場所・期間、活動内容	京都南部都市災害時応援協定締結市町、府知事、協定締結市、近畿地方整備局

1. 災害時相互応援協定締結市町への応援要請

本市は、災害時の相互応援を行うことを目的として京都南部都市災害時相互応援協定及び遠隔地の都市との災害時相互応援にかかる協定等を締結している。大規模な災害発生に本市だけでは対応が困難な場合、本部長は関連部局と協議の上、次の事項を明確にし、連絡体制（資料1-28）に従い、各市町に要請する。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を希望する人員、物資等
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

資料1-28 京都南部都市災害時相互応援協定団体 連絡体制

2. 京都府への応援・応援あっせん要請

本市又は近隣市町の相互応援体制では災害応急対策を円滑に実施することができない場合、本部長は、府知事に応援又は応援のあっせんを求める。ただし、緊急を要し、また、やむを得ない事情のあるときは、各班等の長の判断により所管業務に係る要請を行うことができる。その場合においては、速やかに本部長にその旨を報告するものとする。

応援要請に当たっては、原則として、次の事項を明らかにして行う。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 適用する法令、協定等
- (3) 応援を希望する機関名
- (4) 応援を希望する人員、物資等
- (5) 応援を必要とする場所、期間
- (6) 応援を必要とする活動内容
- (7) その他必要な事項

3. 緊急消防援助隊の応援要請

本市域における災害が甚大で、府内の市町村の消防力で対処できないと認める場合は、府知事に緊急消防援助隊の応援要請をする。

資料1-29 緊急消防援助隊連絡体制

4. 国土交通省近畿地方整備局への応援要請

本市内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合等に「災害時等の応援に関する申し合わせ」に基づき、国土交通省近畿地方整備局長に応援を要請する。

なお、要請する際は、京都府に要請内容等を報告するものとする。

第2節 関係協力機関への連絡及び要請

消防を除く関係協力機関及び連絡や要請する事項は、資料1-30に示す通りである。

資料1-30 関係協力機関及び連絡、要請事項一覧表

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

天災地変その他の災害に際して、市民の人命又は財産を保護するため、必要があると認められる場合における自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣について、その要請手続きを定める。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	自衛隊災害派遣要請 災害情報及び被害状況	各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	自衛隊災害派遣要請 自衛隊災害派遣要請、災害状況、理由、必要資源（人員・物資）	府山城広域振興局長他

1. 災害派遣要請基準

(1) 市長は、市域に災害が発生し、又はその恐れがある場合で、消防や警察等の関係機関の機能をもってしても、なお災害対策活動の万全を期し難いときは、府山城広域振興局長を通じて知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

- (2) 市長は、通信途絶等により府山城広域振興局長を通じて知事への派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び市域に係る災害の状況を市域に係る災害派遣担当部隊長に直接通知することができる。この場合、市長はすみやかにその旨を府知事に報告しなければならない。
- 上記(1)、(2)の派遣要請に関する手順を資料1-31に示す。
- 直接派遣を要請する連絡先は、陸上自衛隊第4施設団長（宇治市）とする。

資料1-31 自衛隊派遣要請系統図

2. 災害派遣要請要領

市長が知事に自衛隊の災害派遣要請を具申しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するため文書をもつてしては時機を失する場合は、口頭又は電話等によるものとし、後刻すみやかに文書を作成して正式に要請する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3. 災害派遣部隊の受け入れ態勢

自衛隊の派遣が決定された場合、次の受け入れ態勢を図るものとする。

- (1) 受け入れ準備
 - ア. 自衛隊の宿泊施設・野営地、車両・資機材等の保管場所は山城総合運動公園（太陽が丘）とする。
また、災害の状況によっては資料編に示す集結適地から活用する。また、派遣部隊用のNTT電話回線を準備する。
 - イ. 災害派遣部隊にヘリコプターが含まれる場合は、「第20章 輸送」に示す資料1-32 ヘリコプター離着陸予定地一覧より指定する。

資料1-32 ヘリコプター離着陸予定地一覧

- ウ. 災害派遣部隊及び府との連絡要員をおく。
- エ. 災害派遣部隊の活動にあたり、現場責任者をおき、自衛隊現地指揮官と協議し、作業を円滑に進める。
- オ. 災害派遣部隊で保有する使用可能資機材等以外の必要なものについては、市においてあらかじめ準備できるように努める。
- (2) 派遣部隊到着時の措置
 - ア. 知事に災害派遣部隊の到着を報告する。
 - イ. 災害派遣部隊の到着が、他の災害救援及び災害復旧機関と競合重複することがないよう効率的な作業の分担について協議する。

4. 撤収の要請

災害派遣部隊の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、市長は速やかに知事に自衛隊の撤収要請の連絡をとるものとする。

第4節 受入に向け必要な業務や体制の確立

国や他の自治体等からの応援を効率的かつ効果的に受けるため、関係機関の応援部隊の展開、活動拠点の確保を図るなど、必要に応じて次の業務や体制づくりに取り組む。

- (1) 消火、救助、救急部隊等受入
- (2) 重症患者広域搬送・DMAT、救護班受入
- (3) 救援物資受入
- (4) 他自治体等の応援要員受入
- (5) 広域避難
- (6) 宇治市災害ボランティアセンターへの要請とボランティア受入表明

第11章 避難誘導計画

風水害時の浸水やがけ崩れ等の災害発生により、市民の避難を要する地域が出現することが予想される。

このように災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険地域にある住民に対して避難のための立退きを勧告又は指示し、安全な場所に避難させる等、人命の被害の防止・軽減を図るために必要な事項について定める。

第1節 避難勧告等の発令

担当	災害対策本部	本部事務局、消防班
----	--------	-----------

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	避難勧告等の発令 気象情報等（河川、土砂等）	気象台等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	避難勧告等の発令 避難の勧告又は指示等	市民、府知事、関係機関

1. 実施責任者

災害の種類等により、避難勧告等発令の実施責任者は、下表のとおりである。災害全般については、第一次的に住民に直結する市長が勧告又は指示を行うものとする。また、避難所の開設についても市長が（災害救助法が適用された災害にかかるものについては知事の補助執行者として）行うものとする。また、事態の推移によっては避難の勧告又は指示が予想される場合に、要配慮者が早めの避難を開始する目安とすることを目的に避難準備・高齢者等避難開始についても、市長が行うものとする。

なお、避難勧告や指示等を行うために、外部からの情報を速やかにかつ的確に把握し、早い段階から気象情報・警報、地域の情報の入手に努めるとともに伝達手段の多様化（インターネットの活用等）を促進する。

また、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、警戒レベルを用いた避難情報を提供し、住民等の避難行動等を支援する。

資料2-53 警戒レベルと防災気象情報の関係

表 災害の種類等による避難勧告等発令の実施責任者

実施責任者	災害の種類	根拠法
市長（準備情報、勧告、指示）	災害全般	災害対策基本法第56条、第60条
警察官（指示）	〃	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条第1項
海上保安官（指示）	〃	災害対策基本法第61条
知事又はその命を受けた職員（指示）	洪水、高潮、地すべり	水防法第29条 地すべり防止法第25条
水防管理者（指示）	洪水、高潮	水防法第29条
自衛官（指示）	災害全般	自衛隊法第94条

2. 避難の対象及び基準

(1) 対 象

対象者：災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある地域の居住者、滞在者その他の者。

(2) 基 準

避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の3段階の発令基準等を下表に定める。

なお、近年の集中豪雨等では、瞬間的に局地的な被害が発生する場合があるため、状況によっては、以下の基準にこだわらず、今後の雨量予測の値を考慮することとする。

〔(警戒レベル3) 避難準備・高齢者等避難開始の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕

区分	基 準 及 び 状 況		
条件	河川	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報河川において、「氾濫注意情報」が発表され、今後、「避難判断水位」に達する見込みがあるとき 洪水予報河川において、「避難判断水位」に達したとき 水位周知河川及び河川が氾濫注意水位を突破し、洪水のおそれがあるとき 天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時操作への移行の可能性があるとき 堤防の漏水、浸食が発見されたとき 	
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、実況または予想で大雨警報発表基準の土壤雨量指数を超過し、今後、土砂災害警戒情報発表基準を超過するおそれがあるとき 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高いとき 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想されるとき 	
発表時の状況	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況		
立退き避難が必要な居住者等に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 		

〔(警戒レベル4) 避難勧告の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕

区分	基 準 及 び 状 況	
条件	河川	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報河川において、「氾濫警戒情報」が発表され、今後、「氾濫危険水位」に達する見込みがあるとき ・洪水予報河川において、「氾濫危険水位」に達したとき ・水位周知河川において、「避難判断水位」に達したとき ・天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始する3時間前 ・河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき ・異常な堤防の漏水、浸食が発見されたとき
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合
発表時の状況	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	
立退き避難が必要な居住者等に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって生命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 	

〔(警戒レベル4) 避難指示（緊急）の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕

区分	基 準 及 び 状 況	
条件	河川	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報河川において、「氾濫危険情報」が発表され、今後、堤防高まで水位上昇の見込みがあるとき ・天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始する1時間前 ・堤防の決壊につながるような大量の漏水、浸食や亀裂等を発見したとき ・樋門、水門等に機能障害が発見されたとき
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき ・避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要のある場合
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり、山崩れ及び土石流などにより、著しく危険が切迫しているとき（山間地域は除く） ・特別警報が発表される可能性が高まったとき
発表時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 	
立退き避難が必要な居住者等に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって生命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 	

〔(警戒レベル5) 災害発生情報の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕

区分	基 準 及 び 状 況	
条件	河川	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報河川において、「氾濫発生情報」が発表されたとき 決壊や越流が発生したとき
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害が発生したとき
	その他	<ul style="list-style-type: none"> その他、住民の生命に重大な影響を及ぼす恐れのある災害が発生したとき
発表時の状況	<ul style="list-style-type: none"> 生命に重大な影響を及ぼす恐れのある被害の発生した状況 	
立退き避難が必要な居住者等に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> 生命を守るための最善の行動をとる。 	

〔水災害から身を守る行動〕

地域で予測されている危険	想定される災害	行動のきっかけになる注意すべき情報	いざという時の行動
2 m以上の浸水が予測される区域			避難情報 避難指示（緊急） 避難勧告 避難準備・高齢者等避難開始
0.5m～2 m未満の浸水が予測される区域			特別警報、大雨洪水警報が出たら2階へ避難
0.5m未満の浸水が予測される区域			むやみな移動はかえって危険
地下空間			早めに地上に避難
特に何も予測されていない区域	河川の氾濫による浸水 側溝やマンホールからあふれ出た水による浸水（内水氾濫）	河川の水位情報 河川の氾濫警戒情報（洪水警報） 氾濫危険情報（洪水情報） 降雨情報 気象台による特別警報 大雨洪水警報	むやみな移動はかえって危険

なお、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」の発令の判断基準を資料2-47、資料2-48に示す。

※「京都府土砂災害警戒情報システム」の情報が何らかの理由で得られなくなった場合の避難勧告等は「うじ安心館」に設置している雨量計の情報及び、今後の予想雨量を京都府土砂災害警戒情報システムの数式で計算した数値及び、気象台の情報等を参考に定める。

資料2-29 天ヶ瀬ダム連絡用紙

資料2-47 一般的事象における避難勧告等の発令の判断基準（河川の氾濫）

資料2-48 土砂災害警戒区域における避難勧告等の発令の判断基準

3. 方 法

災害対策本部長（市長）は、本市域内において危険が切迫し、必要と認めた場合には、宇治警察署長、消防長と協議のうえ、住民等に対して避難勧告等を発令する。この場合、本部長は速やかに知事に報告するとともに、避難の必要がなくなったときはただちに公示し知事に報告する。

なお、警察官又は自衛官が指示する場合は次のとおりである。

(1) 警察官の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において市長が指示できないと認められるとき又は市長から要求があったときは、警察官は自ら立退きを指示する。この場合、警察官は直ちにその旨市長に通知する。

(2) 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいない場合に限り、市長、消防長等と連絡協議のうえ避難措置を行い、又は協力するものとする。

4. 避難勧告等の伝達及び事前措置

避難の指示者及び関係の各機関は、避難勧告等を発令したとき、又は指示等を承知したときは、次の要領により当該地域の居住者等及び関係機関に連絡し、その周知徹底を図るものとする。また、避難のための立退きの万全を期するため、事故災害の発生により危険の予想される地域内の住民に避難場所、避難経路及び警鐘、サイレン等による周知方法等について、あらかじめ徹底させておくものとする。

なお、気象業務法により、特別警報については、その内容を迅速かつ確実に伝えるため、市は住民等へ周知の措置を義務づけられている。

資料2-51 気象等に関する特別警報の発表基準

(1) 伝達の方法

ア. ラジオ、テレビ放送等による伝達

日本放送協会京都放送局、株京都放送、エフエム宇治放送株等の放送局に対して勧告、指示等を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。

イ. 広報車による伝達

市、消防署、警察署の広報車により、関係地区を巡回して伝達する。その際、災害用広報イントロを活用する。

ウ. 個別巡回による伝達

市職員（地区班員）、消防職員、警察官、消防団員などにより関係地区を巡回し、携帯スピーカー等を利用して口頭伝達を行うほか、必要あるときは各家庭を個別に訪問して伝達の周知徹底に努める。

エ. 電子メールによる伝達

本部は、必要に応じて、京都府防災・防犯情報メール、エリアメール、緊急速報メール等を用いて住民に対して緊急広報を行う。

オ. 町内会、自治会等への伝達

必要に応じて、町内会、自治会長へ電話等により伝達する。

カ. 宇治市ホームページ等による周知

宇治市ホームページやフェイスブックにて、周知する。

キ. ファックスによる伝達

河川の洪水情報または土砂災害警戒情報や避難情報を、洪水浸水想定区域内または土砂災害（特別）警戒区域内にある地下街、要配慮者利用施設へ伝達する。

資料2-7 洪水浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び

要配慮者利用施設一覧

資料2-8 土砂災害防止法に基づく指定区域及び

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

(2) 伝達の内容

避難勧告等を発令する場合の伝達内容は次のとおりとする。

- ア. 避難勧告等を発令する者
- イ. 避難勧告等を発令する理由
- ウ. 避難を要する地域
- エ. 避難所の名称及び所在地
- オ. 避難経路（必要がある場合）
- カ. 注意事項（盗難の予防、携行品、服装等）

第2節 警戒区域の設定

担当	災害対策本部	本部事務局、消防班
----	--------	-----------

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条の規定に基づいて、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの撤去を命じることができる。

第3節 避難の方法

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、消防班、福祉班、地区統括班
----	--------	-------------------------

1. 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の点の周知徹底を図るものとする。

- (1) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。
- (2) 大雨、台風期には災害に備えて、家屋（屋根・雨戸）を補強し、浸水が予想される場合は家財を2階等に移動させる等の応急処置をとる。
- (3) 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による毒物・劇物や油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
- (4) 避難者は、避難する時にまず持ち出すものとして貴重品、衣類、応急医薬品、携帯ラジオ、非常食品、照明器具等を1次持ち出し品として携行する。
- (5) 避難者はできるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）を準備する。
- (6) 服装は軽装とするが、素足、無帽はさけ、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行するとともに、運動靴を履くようにする。
- (7) 災害直後の数日間を自給できるようにするための食料品、水、燃料等の2次持ち出し品を各家庭でも備蓄する。
- (8) 各号のうち、平素から用意しておける物品等は「非常持出し」の標示した袋等に入れて迅速に持ち出せるようにする。
- (9) なお、病院、老人ホーム、保育所等多数の病人、老人、乳幼児を収容している施設にあっては、平常時において避難計画をたて、市、消防署、警察署等との連絡を密にするものとする。

2. 避難の誘導

避難の誘導については、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 避難の誘導は、警察官、消防職員、市職員（地区班員）等が行うものとするが、誘導にあたっては極力安全と統制を図るものとする。なお、地域住民組織・町内会、自治会等自主防災組織等とも連絡をとり、協力を求めるものとする。
- (2) 避難にあたっては、妊産婦、傷病人、老幼者、障害者等を優先する。
- (3) 誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、誘導の安全を期するものとする。
- (4) 水害時に道路冠水が始まり、避難のため外へ出ることが危険と判断される場合は、状況により垂直避難（自宅や隣接建物の2階などの高いところへ緊急的に避難する）を行う。

3. 移送の方法

避難、立退きにあたっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による立退きが不可能な場合は、車両、舟艇等により行うものとする。

なお、被災地が広域で大規模な立退き移送を必要とし、市において処置できないときは府山城広域災害対策支部に対し応援要請を行うものとする。

第4節 学校等の集団避難計画

担当	災害対策本部	福祉班、教育班
----	--------	---------

学校、園においては、平素から関係機関と協議のうえ、避難訓練等を実施するとともに、適切な処置、行動ができるよう、その組織等を確立して、園児、児童、生徒の生命の安全について万全を期するものとする。

なお、休校（園）、登下校の指導については、本編第3編第29章「文教対策」計画に準じて実施する。

第5節 火災に対する避難計画

担当	災害対策本部	消防班
----	--------	-----

病院、工場、事業所、興行場、社会福祉施設等の防火管理者又は施設の長等は、非常時に際して的確な避難行動ができるようあらかじめ避難計画をたて、必要な訓練を行うものとする。

第6節 洪水浸水想定区域内の地下施設及び要配慮者利用施設の避難計画

担当	災害対策本部	福祉班、教育班、産業班
----	--------	-------------

洪水浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び要配慮者利用施設で市長が必要と認める施設の所有者又は管理者は避難確保計画を作成し、この計画に基づき避難・誘導を行う。

第7節 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難計画

担当	災害対策本部	福祉班、教育班
----	--------	---------

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で市長が必要と認める施設の所有者または管理者は避難確保計画を作成し、この計画に基づき避難・誘導を行う。

第12章 避難収容対策計画

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、福祉班、教育班、地区統括班
----	--------	-------------------------

災害により住家を失った被災者等に対しては、速やかに避難所を開設し、これを受け入れる。避難所の管理・運営は施設管理者、地元組織が協力して対応するものとする。

第1節 避難所の開設

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 教育班 地区統括班	避難所の開設の判断	
	災害情報及び被害状況	各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 教育班 地区統括班	避難所の開設 避難所の開設指示	地区統括班・教育班を通じて地区班・学校長等施設管理者

1. 避難施設と収容可能人員

避難所は、公共施設等の建物の中から、指定緊急避難場所、指定避難所、その他避難所及び福祉避難所を設置する。避難所施設は、耐震性、防災性及び設備の充実等に努める。

- (1) 一時集合場所は、近所の集会所や公園・空地など一時的に集合して様子を見る場合又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所として、地域の自主防災組織等が位置づけるものとする。
- (2) 指定緊急避難場所については、想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。
- (3) 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができる。
- (4) その他避難所は、災害がある程度落ち着いても、なお引き続き避難を必要とする場合の中長期的な避難所として位置付ける。
- (5) 福祉避難所は「特に配慮が必要な人たち」の収容が可能な施設とし、協定を締結している福祉施設や、一般の避難所に、福祉避難コーナー設置ガイドラインに基づき確保したスペースとする。
- (6) 台風接近状態等で、まだ災害が起きて、避難希望者があるような状態においては、指定緊急避難場所のうちから浸水の恐れがない施設を自主避難場所として選定する。
なお、収容可能人員は、資料1-2に示すとおりである。
- (7) 感染症の流行期においては、必要に応じ発熱者等用避難所の開設を行う。

2. 避難所の開設

(1) 避難所

ア. 避難所の開設及び閉鎖は市長が行い、地区班と学校長等施設管理者は、互いに協力して避難所の運営管理を行う。

イ. 開設にあたっては指定緊急避難場所（市立の小中学校）を優先して開設する。避難所として使用する施設は、原則として学校教育等に支障が生じない範囲とし、あらかじめ定めておく。

なお、災害の規模に応じた避難所の開設のあり方について別に定めておくこととする。

ウ. 各避難所においては、避難者の受け入れ場所、介護、医療等スペースをあらかじめ決めておく。

(2) 開設基準

避難所の開設は、災害救助法の開設基準に準じて開設する。

(3) 対象

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

(4) 開設期間

災害発生の日から7日以内（必要な場合は、期間を延長する。）

第2節 避難所の運営

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	避難所の運営	
地区統括班	避難所運営状況	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	避難所の運営	
地区統括班	避難所運営状況	市民

1. 避難所の運営

市は避難所の運営のために職員を派遣する。

避難所の運営にあたっては、警察等の防災関係機関、自主防災リーダーや地域住民組織等の協力、支援を受け行う。避難者の安全確保と治安維持を図るため、消防、警察は、巡回パトロール等を実施する。

(1) 避難所での生活

ア. 多くの避難者が共同で生活するため、避難所開設・運営マニュアル及び避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づいて、避難所での生活ルールを徹底するとともに、感染予防対策等必要な措置を講じるよう努める。

イ. 大規模な災害により避難所生活が長期化することが見込まれる場合、可能な限り避難者が自主的な運営を行うよう努める。

(2) 避難所の管理

- ア. 避難所の担当職員は、避難所開設・運営マニュアル及び避難所運営における新型コロナウイルス感染症マニュアルに基づいて避難所の管理を行う。
- イ. 学校使用の場合は、学校は、避難所運営について協力・援助する。

2. 避難所の運営内容

避難所開設後、避難所運営マニュアルに基づき、速やかに次の事項を行う。

避難所における多様な性の視点に十分配慮しながら生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

特に、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

(1) 名簿の作成

避難所の担当職員は、当初の段階は避難者数の概数把握を優先するが、その後、できるだけ速やかに、入退所届けにより避難者名簿を作成し、地区統括班に報告する。

(2) 避難所の状況報告

避難所の担当職員は、避難所日報を作成し、収容状況、地域住民のニーズ等を地区統括班に報告する。

(3) 「特に配慮が必要な人たち」の援護

避難所の担当職員は、「特に配慮を必要とする人たち」の状況把握に努め、優先的な食料等の配布、適切なスペースの確保など、必要な援護を行う。

(4) 飲料水、食料、物資等の配布及び需要把握

避難所の担当職員は、避難所に届けられる飲料水、食料、物資等を受領し、避難者等に配布する。

また、食事供与の状況、トイレの設置・利用状況等から、需要量を把握し地区統括班に連絡する。

(5) 自宅避難者等に係る情報の把握

避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の把握に努め、本部への報告を行う。

(6) 避難生活の長期化に伴う対応

避難の長期化等の必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

その他、災害の規模・被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(7) 感染症に伴う対応

災害時の避難所では、感染リスクが高まるため、十分な感染予防対策を徹底するとともに、避難所運営における新型コロナウイルス感染症マニュアルに基づき、避難者の健康管理に配慮する。

第13章 特に配慮を必要とする人達の安全確保

災害時の避難所への避難誘導や避難所での生活にあたって、特に配慮を必要とする人達に対して、特段の支援と配慮が必要であり、これらに対応するには、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力が不可欠である。

本章は、特に配慮を必要とする人達に対する配慮について必要な事項を定める。

第1節 高齢者、障害のある人達への配慮

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

要介護高齢者や独居高齢者及び介護をする障害のある人たちに対しては、周辺住民による迅速な救援が最も有効である。そのため、地域住民やボランティア団体等との協力体制を平常時において確立しておくことが重要である。

1. 発災後の避難誘導における介護支援体制の確立

- (1) 要介護高齢者や独居高齢者及び介護をする障害のある人等、自力での避難が困難な市民に対しては、周辺住民による迅速な救援が最も有効であるため、自主防災組織やボランティア等との協力体制を整えておき、すみやかな避難に対応できるように努める。
- (2) ケースワーカー、保健師、地域包括支援センター職員、民生委員等と地域ボランティア等が連携・協力し、安否確認、介助等の必要な支援ができる体制を整え、避難等の救護、救援にあたる。
- (3) 協力体制の確立されていない地域については、重点的に救援体制を組む。

2. 避難所における配慮

避難所では、特に配慮を必要とする人に対して、生活環境面等に特段の配慮と支援が必要である。また、高齢者や障害者等、地理に不案内の人なども生活をすることになり、それぞれのニーズと視点に応じて十分配慮した応急対策を実施する必要がある。

福祉避難コーナー設置ガイドラインに基づきスペースを確保するほか、要介護高齢者や障害のある人で、一般の避難所での生活が困難であると認められる場合、福祉避難所の設置運営等に関する協定に基づき福祉避難所の開設を要請し、福祉施設での収容に努める。

- (1) 仮設トイレの設置等について配慮し、プライバシーに対しても十分配慮する。
- (2) 情報の伝達にファックス、ラジオ、インターネット、電子メール等の活用や手話、要約筆記、筆談、点訳、音訳、代読、拡大写本について手話通訳者等の協力を得るなど、情報伝達手段を工夫し、対応する。
- (3) 医薬品や治療及び補装具を必要とする市民に対して、関係機関と連携して支援できる体制を整備する。

3. 福祉全般の相談窓口の開設

高齢者や障害のある人達に対するきめ細かな援護体制を確立するため、早期に総合的な相談窓口を開設する。

4. 社会福祉施設等の早期復旧と平常業務の再開

- (1) 社会福祉施設等（高齢者福祉施設、障害者福祉施設）は、要介護高齢者や障害のある人にと

って不可欠な施設であるため、被災後の早期復旧と平常業務の早期再開に努める。

- (2) 重度の要介護高齢者や障害のある人に対しては、社会福祉施設の避難所としての利用を図る。
- (3) 管内の社会福祉施設と連携し、被災者の受け入れと水、食料、保健福祉サービス等が速やかに提供できる体制の確立に努める。
- (4) 移動が可能で希望する要介護高齢者と障害者については、府内及び近隣府県の社会福祉施設等への緊急入所を勧める。

第2節 女性・乳幼児等への配慮

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

1. 女性・乳幼児等への配慮

女性被災者については、女性のための相談コーナーの開設、避難所には着替えや授乳のためのスペースを設ける等のプライバシーに対する配慮を行う。

避難所では、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を確保、提供できるよう努める。

2. 要保護児童への対応

要保護児童を発見した時は、児童相談所に連絡するとともに、事態を把握し親族等への情報提供を行う。

必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行う。

3. 児童福祉施設の早期復旧と平常業務の再開

保育所等の児童福祉施設は、被災後の早期復旧と平常業務の再開に努める。

4. 妊婦にかかる対策

妊婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。

また、妊婦の健康管理には特に留意することとし、京都府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。

第3節 外国人、観光客保護・帰宅困難者対策計画

担当	災害対策本部	産業班
----	--------	-----

「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、駅周辺の混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

1. 観光客・帰宅困難者への広報

「むやみに移動を開始しない」ことの広報を行う。

また、災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用方法についても広報する。

2. 交通情報の提供・一時収容施設等の提供

(1) 駅での情報提供

駅構内・駅前の滞留者に対し避難施設等の情報を提供する。また、災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を推進する。さらに、帰宅可能

地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。

(2) 帰宅支援拠点等の提供

帰宅支援拠点は、「災害発生時における観光客等帰宅困難者の施設使用に関する協定」に基づき、協定締結者に対し一時滞在施設の開設を要請する他、京都府等と連携し公共施設や民間事業所を問わず安全な施設を確保する。

帰宅支援拠点の収容能力には限りがあるため、高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦の受入を優先する。

3. 災害時帰宅支援ステーションの情報提供

京都府が、災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して帰宅支援サービスの提供の実施を要請した場合、その開設状況の把握に努め、把握した開設情報について駅及び帰宅支援拠点等において情報提供を行う。

4. 外国人への配慮

日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、外国語に堪能な職員及びボランティアの協力を得て、外国人被災者を対象とした窓口を開設する。

また、ホームページや電子メール、ソーシャルメディア等さまざまな媒体を活用し、多言語による情報提供に努める。

避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める

第4節 避難行動要支援者の支援

担当	災害対策本部	本部事務局、福祉班
----	--------	-----------

市は災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する避難行動要支援者に対する支援対策を講じ、その取組みについては、町内会、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、地域支援者等避難支援等の関係者と連携し、協力体制の構築を図り、「市民と行政等が一体となった防災体制」の確立を目指す。

1. 地域における支援体制の確立

避難行動要支援者への支援は「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域の連帯感に基づいている。市は、地域の中での役割を明確にし、避難行動要支援者支援体制の確立に努める。

2. 対象者の把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。また、避難行動要支援者名簿の作成に必要があると認められるときには京都府知事及び関係機関に要配慮者に関する情報の提供を求めるほか、避難行動要支援者の名簿の作成に向け、対象者の把握や名簿への登録について、積極的な呼びかけを行う。

(対象者の範囲)

- (1) 要介護3～5の認定者のうち在宅の方、
65歳以上で一人暮らし、65歳以上の方のみの世帯の方
- (2) 身体障がい者手帳1・2級、療育手帳Aの認定を受け在宅の方

(3) その他自力での避難が困難な方

(名簿の記載事項)

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所または居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3. 避難支援等関係団体

町内会、自治会、警察、自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者等避難支援等の関係者（以下「避難支援等関係団体」という。）は自ら安全確保のうえ、避難支援にあたることとし、日ごろから避難行動要支援者に対する見守りや声掛け等を行い、情報の把握・共有を図り、災害時に助け合える地域づくりに努める。

また、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援関係者等による支援は、自らの安全を確保しながら無理のない範囲での支援となり、災害状況によって、支援者自身が被災し、支援を行うことができないことも想定されるため、災害時の支援が必ず保証されるとは限らないとの理解を得るようにする。

市は避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報の適切な管理について協定を締結するなど情報漏えいを防止するための措置を講じ、避難行動要支援者本人の同意を得たものの登録情報を避難支援等関係団体に平常時から提供する。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係団体に対し、本人の同意の有無に関わらず名簿情報を提供する。

なお、把握した避難行動要支援者の個人情報については、受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないようにするなど適切に取り扱い、定期的に更新し適切に管理する。

第14章 被災者救出

担当	災害対策本部	消防班
----	--------	-----

風水害等による災害発生時には、多数の救助・救出事象の発生が予想される。関係機関との協力体制を確保し、迅速・的確な対応により災害発生による生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して救助・救出活動の万全を期すことが必要である。

本章はこれら救助・救出活動について必要な事項について定める。

第1節 救助・救出の対象

被災者の救助・救出は、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者に対して行う。

- (1) 火災時に火中に取り残された場合
- (2) 倒壊家屋の下敷になった場合
- (3) 流失家屋及び孤立した地点に取り残された場合
- (4) 山津波等により生き埋めになった場合
- (5) 列車、自動車、航空機、雑踏、爆発等の重大事故が発生し、乗客等の救出が必要な場合
- (6) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある者

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	災害現場活動 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">要救助者の把握、災害情報</div>	警察、自衛隊、各班等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	災害現場活動 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">災害情報、救助情報</div>	本部事務局、近隣消防本部 京都府、警察、自衛隊 消防団

第2節 救助・救出の方法

- (1) 救出を要する状態にある者を発見した者は、直ちに市役所または警察官若しくは消防職(団)員に通報する。

- (2) 救出は、消防機関が担当する。

救出方法は、災害の種別、被災地域の状況等災害条件によってそれぞれ異なるが、関係機関が所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保って、その活動を実施する。

なお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配慮するものとする。

第3節 関係機関への協力要請

消防機関のみで救助・救出が困難な場合は、府山城広域振興局、宇治警察署、その他隣接市町等に協力を要請するとともに必要に応じて自衛隊及び緊急消防援助隊等の派遣を要請する。

第4節 災害救助法による救出

(1) 費用の限度

舟艇、その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費

(2) 救出の期間

災害発生の日から3日以内

第5節 慘事ストレス対策

救助・救出活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第15章 医療助産

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

災害により傷病者が多数発生したとき、また、被災地域の医療の機能がなくなり、若しくは著しく不足し、又は医療機関が混乱した場合、各防災機関と密接な連携をとりながら、被災者の救護及び医療・助産の万全を期するための必要な事項について定める。

第1節 実施責任者

災害時における医療及び助産は市長が独自の応急対策として実施するものとするが、災害救助法を適用した場合及び府知事が必要と認めた場合には府知事が行うものとする。

第2節 医療及び助産の対象者

- (1) 災害による負傷者及び傷病者
- (2) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者
- (3) 災害発生の日前後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者

第3節 初動医療体制

災害により負傷した人々に対して、応急処置を速やかに実施するため、初動医療体制を確立する。

1. 救護班の編成・派遣の要請

災害時には状況に応じて、府山城北保健所等関係機関と協議により救護班を編成する。また、「災害医療救護活動に関する協定」に基づき、宇治久世医師会、宇治久世歯科医師会、城南薬剤師会に医療班の派遣を要請する。

必要に応じて、府を通じて日本赤十字社、国・府等の医療機関に対して救護班の設置を要請する。被災現場において、救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められる場合は、京都府に対して、緊急災害医療チーム（災害・事故等の急性期（発生後概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けたチームであり、医師・看護師等で構成）の派遣を要請する。

2. 救護所の設置

災害の状況により、各医療機関、公共施設など適当な施設を選定し、救護所を開設する。

(1) 設置場所

被災現場、避難所に設置する。

(2) 業務内容

負傷者の応急処置、重傷者の後方医療へ搬送、助産救護、死亡の確認等の他、状況に応じて遺体の検案に協力する。

3. 医療品等の調達

医療品等が不足した場合は、府山城北保健所と協議し、調達の協力要請を行う。

また、市外からの救急医療物資は、消防等の輸送車両により搬送する。

第4節 後方医療体制

救護所での治療が困難な重症者、特殊治療を要するものについては、後方の医療機関に応援要請、又は搬送する。

「救護班の応援要請」「空輸のための応援要請」については、市長が府山城広域振興局へ連絡要請を行う。

第5節 助産

原則として、妊婦を助産施設に収容して行う。

第6節 医療、助産活動に必要な携行資材、補給方法

- (1) 救護班は、医療助産に必要な資材並びに次の諸用紙を携行するものとする。
診療録、死亡届、出生届、伝染病発生届
- (2) 補給は、原則として調達により、病院又は診療所を基地として必要に応じ行うものとする。

第7節 医療品等の調達

医療品等の調達については、府山城北保健所と協議し、必要に応じてその処置をとるものとする。

第8節 避難者の健康対策

1. 健康対策の方針

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や、生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図る。

2. 支援活動体制及び活動内容

被災者の健康問題に対応するため、京都府と連携し、保健師や栄養士等の支援チームを編成し支援活動にあたる。

(1) 自宅滞在している被災者への保健活動

- ア. 地域住民の被災状況を把握するとともに、居宅滞在者の健康調査を実施する。
- イ. 健康維持や生活活動等に必要な保健・医療・福祉（介護）の情報を提供するとともに必要に応じた支援を行う。

(2) 避難所の被災者への保健活動

- ア. 被災住民への健康相談により、被災者の健康状況を把握する。
- イ. 医療が必要な者を早期に発見し、必要な医療・保健指導を行うため、巡回診療体制を準備し、実施する。

第9節 心のケア

災害により激しいショックを受け、精神的に傷ついた心における障害に対し、心のケアが必要である。精神疾患及びP T S D（心的外傷後ストレス障害）等に適切に対応できるよう、以下の対応を整える。

- (1) 府山城北保健所と協議の上、相談室等を設置する。
- (2) 精神科医とカウンセラー等の巡回チームを編成して心のケアにあたれる相談体制を整える。
- (3) 心のケアを図れる精神保健に関する情報提供とともに、電話相談を行う。
- (4) 近隣自治体の精神保健医療従事者の応援を求めるとともに、精神保健ボランティアの受け入れ体制の確立を図る。

第16章 給水

担当	災害対策本部	上水道班
----	--------	------

災害による給水施設の破壊、飲料水の枯渇、汚染などにより、現に飲料に適する水を得ることができない者に対する応急給水体制の確立を図るための必要な事項について定める。

さらに、生活用水について、災害時給水用井戸として登録した井戸のほか、確保・提供の方法について検討する。

第1節 実施責任者

飲料水供給の実施は、原則として市が行うものとするが、当市において実施できないときは、隣接市町の協力を得て実施するものとし、災害救助法が適用された場合及び知事が必要と認めた場合の給水は、府が実施するものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
上水道班	水道災害対策本部会議の開催 被災状況（水道施設、市内各地）	本部事務局、上水道班等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
上水道班	水道災害対策本部会議の開催 給水活動方針等	上水道班

第2節 給水の方法

飲料水は、おおむね次の方法によって支給し、又は確保するものとする。

- (1) 給水車又は容器により運搬供給し、給水場所・時間の事前広報により、効率的に供給する。
- (2) 仮設配水管により供給する。
- (3) 消火栓に仮設給水栓を設置し、応急給水する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
上水道班	計画に沿った体制 断水等の状況（全市域）	本部事務局、上水道班等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
上水道班	計画に沿った体制 動員体制、給水方法	上水道班全職員

第3節 災害救助法による飲料水の供給

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
上水道班	法に則った給水活動 適用の有無	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
上水道班	法に則った給水活動 災害救助法による飲料水の供給	上水道班全職員

(1) 対象

災害のため現に飲料水を得ることができない者（必ずしも住家に被害を受けた者に限らない。）

(2) 費用の限度

ろ水機、その他給水に必要な機械器具の借入費、燃料費及び浄水用の薬品等で、当該地域における通常の実費

(3) 供給期間

災害発生の日から7日以内

第4節 市有応急給水用機器の種別、能力及び調達可能数

市有応急給水用機器の種別、能力及び調達可能数を資料1-33に示す。

資料1-33 市有応急給水用機器の種別、能力及び調達可能数

第17章 食料供給

被災者等に対して速やかに食料供給ができるよう、供給・調達その他必要な事項を定める。その際、被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第1節 食料供給の方法

担当	災害対策本部	総務班、福祉班、教育班、産業班、調達班
----	--------	---------------------

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
調達班	食料供給の対象者、内容の決定 食料供給を必要とする対象者の居場所、人数	総務班、地区統括班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
調達班	食料供給の対象者・内容の決定 食料供給の実施及び対象者、内容、数量	対象者

1. 実施責任者

実施責任者は、市長とする。

2. 食料供給の対象者

- (1) 避難所、救護所等に収容されている被災者
- (2) 住家被害で炊事のできない被災者
- (3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先の一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者及び災害ボランティア計画で定めるボランティア

3. 食料供給の内容

炊き出し、乾パン、給食業者からの米飯その他食品による給食とする。

なお、学校等公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により適温食の確保に努めるとともに、高齢者など配慮を必要とする者について適切な食料が供給されるよう努める。

第2節 給食に必要な米穀の確保

担当	災害対策本部	産業班
----	--------	-----

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
産業班	災害時における米穀の調達 給食に必要な米穀の数量	本部事務局
	災害救助法が適用された場合の米穀調達 給食に必要な米穀の数量	

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
産業班	災害時における米穀の調達 市内米穀小売業者から調達が困難な場合、米穀調達要請	府知事
	災害救助法が適用された場合の米穀調達 知事の指示により政府米の引渡し要請	農林水産省政策統括官付貿易業務課（米穀業務班）

1. 災害時における米穀の調達

市長は、市内の米穀小売業者から調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を府山城広域振興局長を経由して、府知事に要請するものとする。この場合において、政府米の直接売却を受けたときは、市長は、とう精機所有者にとう精を依頼するものとする。

2. 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

- (1) 市長は、給食に必要な備蓄米の情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先を府山城広域振興局長を経由して知事に報告するものとする。
- (2) 市長は、備蓄米の供給要請を知事に行う他に、農林水産省政策統括官付貿易業務課（米穀業務班）に対して直接連絡を行うことができるとしている。
この場合、市長は、必ず連絡内容を知事に報告し、知事からの供給要請を依頼する。
- (3) 市長は、知事の指示により備蓄米の引き渡しを受けるものとする。
- (4) 市長は、引き渡しを受けた米穀の日別及び倉庫別の種類、等級別及び数量を知事に報告するものとする。

第3節 乾パンの調達

担当	災害対策本部	調達班
----	--------	-----

市長は、乾パンによる給食が必要な場合においては、府山城広域振興局長を経由して知事に要請するものとする。

第4節 その他の食品の調達

担当	災害対策本部	調達班
----	--------	-----

市長は、市内の販売業者から調達が困難な場合においては、知事にあっせんを要請するものとする。
または、京都南部都市災害時相互応援協定団体において協定を締結している民間業者に要請する。
なお、食品の調達にあたっては衛生管理に注意を払い、適切な方法に沿って実施し安全な食品調達に万全を期す。

資料1-7 民間業者等との協定締結一覧

第5節 輸送

担当	災害対策本部	総務班、調達班、地区統括班
----	--------	---------------

原則として「本編第20章輸送」によるものとするが、必要に応じて臨機に措置するものとする。

第6節 炊き出しの計画

担当	災害対策本部	福祉班、教育班
----	--------	---------

1. 炊き出し実施場所、施設状況等

炊き出し実施場所、設備状況等は、資料1-34のとおりである。

資料1-34 炊き出し実施場所、設備状況等一覧表

2. 炊き出しの方法

炊き出しの実施にあたっては、教育班、宇治市社会福祉協議会、町内会、自治会又は女性の会及びその他一般協力団体の協力を得て実施するものとする。

3. 炊き出し時の食品衛生

炊き出し時には、これによる伝染病等の発生を防止するため、炊き出し作業員及び食品の衛生について十分留意するものとし、消毒液その他必要薬品を炊き出し施設ごとに備え付けるものとする。

第7節 災害救助法による炊き出しその他食品の給与基準

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

1. 対象

避難所に収容された者、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等のため、炊事のできない者及び一時縁故地等へ避難する必要のある者

2. 費用の限度

災害救助法施行細則に定める額以内

3. 給与期間

災害発生の日から7日以内。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内を現物支給

第18章 生活必需品その他物資供給

被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品及び応急復旧資材について、これらの迅速な確保と配給又は貸与の円滑化を期すために必要な事項について定める。

第1節 物資の調達等

担当	災害対策本部	調達班
----	--------	-----

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
調達班	調達体制の確立 物資保有業者の情報	本部事務局

1. 責任者

物資の調達は、災害の状況に応じて、市長は、あらかじめ各種物資保有業者を把握し、必要に応じ直ちに調達できる体制を確立しておくものとする。なお、被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

2. 生活必需品

被災者の支給又は貸与する生活必需品とは、次の品目をいう。

- (1) 寝 具 就寝に必要な最小限度の毛布、布団、枕等の類
- (2) 衣 服 普通着で、作業衣、婦人服、子供服及び雨衣、防寒衣等の類
- (3) 下 着 肌着、靴下の類
- (4) 身回り品 タオル、ゴム長靴、サンダル、手袋、かさ、懐中電灯の類
- (5) 炊事道具 鍋、包丁、コンロ、まな板、ヤカン、バケツ等の類
- (6) 食 器 茶わん、皿、はし等の類
- (7) 日 用 品 石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等の類
- (8) 光熱材料 マッチ、ローソク、乾電池、LPGガス、灯油等の類

3. 応急復旧資材

応急復旧資材とは、おおむね次の品目をいう。

ガラス、セメント、木材、畳、トタン板、パネル、くぎ、針金、かわら等の類

資料1-40 災害時における生活必需品及び応急復旧資材の調達先一覧表

第2節 災害救助法適用の場合の措置

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

- (1) 福祉班は、世帯別構成員別被害状況等に基づき、配分計画をたてる。
- (2) 配分計画に基づき、直ちに必要量を府山城広域振興局長に要請する。
- (3) 府山城広域振興局長から送付された物資は、配分計画に基づいて、速やかに被災者に配分する。

第3節 災害救助法が適用されない場合の措置

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

災害救助法が適用されない場合においては、市長は被災の実情に応じ適宜同法に定める基準に応じて、生活必需品の給与又は貸与を行うものとする。

第4節 市内の物資の主な販売業者

担当	災害対策本部	調達班
----	--------	-----

市内の生活必需品その他物資の取扱店は別途定めるものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
調達班	調達体制の確立 物資保有業者の情報	本部事務局

第5節 物資の輸送、配給方法と配給場所

担当	災害対策本部	総務班、調達班、地区統括班
----	--------	---------------

現地への物資の輸送は原則として本編第20章「輸送」によるものとするが、必要に応じ臨機の措置をとるものとし、町内会、自治会長等を通じ配給するものとする。また、配給場所は、指定避難所とする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	物資の輸送、配給方法と配給場所 物資供給量・時間・場所	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	物資の輸送、配給方法と配給場所 物資供給量・時間・場所	秘書広報課（車両係）、人事課

第6節 災害救助法による生活必需品等の給（貸）与基準

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

1. 対象

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2. 品目

- (1) 被服、寝具及び身のまわり品
- (2) 日用品等
- (3) 炊事用具及び食器

(4) 光熱材料

3. 費用の限度

季節、世帯区分及び被害別により、1世帯当たりに対し災害救助法施行細則に定める額以内（季節の区分は、災害発生の日をもって決定する）

4. 給（貸）与期間

災害発生の日から10日以内とする。

第19章 障害物の除去

担当	災害対策本部	建設班、産業班
----	--------	---------

災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くとともに交通路を確保し、必要物資の輸送を円滑ならしめるなど、災害の応急対策に資するために必要な事項について定める。

第1節 道路上の障害物除去

【活動を実施するためには必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	市道上の障害物を除去、交通路の確保 災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民、各班、関係機関等
産業班	林道上の土砂、倒木等の撤去 災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民、各班、関係機関等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	市道上の障害物を除去、交通路の確保 災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	本部事務局、各班、自衛隊、国道事務所、府山城北土木事務所、警察署、消防、占用者、災害協定業者等
産業班	林道上の土砂、倒木等の撤去 災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	本部事務局、各班等

- (1) 土砂等の崩壊による場合は、市道については市長が行うものとし、国、府が管理する道路についてはそれぞれの関係機関に速やかに連絡しその除去を要請する。除去の方法は崩壊の程度により消防機関、地元応援による除去又は請負による除去により実施する。
- (2) 電柱、電線等占用物の倒壊等による場合は、建設部長が当該物件の管理者に連絡し除去を求める。
- (3) 道路状況により、交通規制、う回路が必要な場合は、宇治警察署と協議のうえ適切な措置をとるものとする。

第2節 住宅関係の障害物除去（災害救助法適用の場合の基準）

【活動を実施するためには必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	住宅の障害物の除去を災害救助法により、除去の器具、輸送、人夫の費用 災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	住宅の障害物の除去を災害救助法により、除去の器具、輸送、人夫の費用 災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	本部事務局

1. 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれ、一時的に居住できない状態であり、かつ、自己の資力では障害物を除去することができない者

2. 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具の借上費、輸送費、人夫賃等とし、災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

3. 期間

災害発生の日から10日以内

第20章 輸送

移送及び輸送は、情報の収集・伝達と並んであらゆる応急対策活動の基幹をなし、輸送手段や輸送拠点の確保に万全を期すための必要な事項について定める。

災害時の応急対策活動において、被災者、応急対策要員及び救援物資の緊急な移送及び輸送は極めて重要である。

第1節 実施責任者

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班
----	--------	-----------

災害時における輸送力の確保措置は、災害対策本部において行う。ただし、災害が激甚のため災害対策本部で確保することが困難な場合は、関係機関の応援を求めて実施するものとする。

第2節 輸送及び移送の方法

担当	災害対策本部	総務班、調達班、地区統括班
----	--------	---------------

輸送及び移送は、被害の状況及び地形等により判断し、次のうちの最も適切な方法により行うものとする。また、食料を輸送する場合にあっては、発注する段階から食品の衛生や安全に配慮し、輸送を行うものとする。

- (1) トラック、バス等
- (2) 舟艇等
- (3) 鉄道等
- (4) 航空機等
- (5) 作業員等

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	輸送及び移送の方法 物資供給量、時間、場所、被害状況、地形等	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	輸送及び移送の方法 輸送方法指示、協力要請	各班、関係機関

第3節 輸送力の確保

担当	災害対策本部	総務班
----	--------	-----

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	輸送力の確保 物資供給量、時間、場所、被害状況、地形等	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	輸送力の確保 輸送方法指示、協力要請	総務班（車両）、関係機関

1. 公用自動車等の配車

公用自動車等の配車計画については総務班が行うこととし、配車要領の細部内容については災害対策本部各班活動計画において定めるものとする。

2. 自動車等の借上げ

市所有のものを使用してもなお不足する場合は、関係機関又は民間の自動車等を使用又は借上げるものとする。この場合借上げ手続き、その他必要事項は総務班において措置するが、おおむね次の事項を明示して要請するものとする。

- (1) 輸送（移送）区間及び借上げ期間
- (2) 移送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集合場所及び日時
- (5) その他必要事項

3. 人力による輸送

災害の状況により、車両、ヘリコプター、舟艇等により輸送手段が講じられない場合は、必要に応じて人力による輸送を行う。

第4節 輸送力確保についての協力要請

担当	災害対策本部	総務班
----	--------	-----

総務班においては、救助物資等の輸送の万全を期するため、災害の状況に応じて、次に掲げる関係機関に対し、連絡又は必要な措置を講ずるよう、協力を要請するものとする。

- (1) 西日本旅客鉄道(株)
- (2) 京阪電気鉄道(株)
- (3) 京都京阪バス(株)
- (4) 近畿日本鉄道(株)
- (5) 京都市交通局（京都市営地下鉄）
- (6) その他の民間運送機関

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	輸送力確保についての協力要請 物資供給量、時間、場所、被害状況、地形等	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	輸送力確保についての協力要請 輸送方法指示、協力要請	各班、関係機関

第5節 航空機等による輸送、移送

担当	災害対策本部	本部事務局、消防班
----	--------	-----------

地上輸送、移送がすべて不可能な場合は、直ちに府山城広域振興局及び大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定に基づき京都市長に対して航空機の要請を行う。

なお、災害時のヘリコプター発着予定場所は、資料1-32のとおりとする。

資料1-32 ヘリコプター離着陸予定地一覧

第6節 緊急輸送車両の取り扱い

担当	災害対策本部	本部事務局
----	--------	-------

災害対策基本法第76条の規定による、緊急輸送のための車両通行の確認を受ける必要があるときは、緊急通行車両等事前届出書及び緊急通行車両等確認申請書を警察本部、宇治警察署又は交通検問所に提出し、標章及び確認申請書の交付を受けるものとする。ただし、緊急自動車が傷病者の救護等のため通行する場合であって、事前に確認申請書の提出手続きがとれない場合には、事前又は事後に電話連絡等により報告するものとする。

資料1-36 緊急通行車両取扱様式

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	緊急輸送車両の取り扱い 被害状況	各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	緊急輸送車両の取り扱い 緊急通行車両確認証明書の発行要請	警察本部 宇治警察署又は交通検問所

第7節 災害救助法による輸送基準

担当	災害対策本部	総務班
----	--------	-----

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	災害救助法による輸送基準 輸送に要する経費	関係課

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	災害救助法による輸送基準 輸送に要する経費	財務課

1. 対象

被災者の避難、医療及び助産、災害にかかった者の救出、飲料水の供給、遺体の搜索、遺体の処理、救済用物資の整理配分のための輸送に要する経費

2. 費用の限度

当該地域における通常の実費

3. 期間

当該救助の実施が認められる期間以内

第8節 公用自動車等（市有車両）の現況

担当	災害対策本部	総務班、消防班、福祉班、生活環境班 建設班、上水道班、教育班
----	--------	-----------------------------------

公用自動車等一覧表は、資料1-37のとおりである。

資料1-37 公用自動車等(市有車両)一覧表

第21章 ライフライン施設等の応急復旧対策

電気、水道、ガス、通信等のライフラインは、日常の生活と密着しており、災害による機能の停止は、生活機能そのもののマヒをもたらすおそれがある。

迅速なライフラインの復旧が生活基盤の安定につながることからも、ライフライン施設等の応急復旧対策を迅速に図っていく必要がある。

本章では、ライフライン施設等の応急復旧対策について必要な事項を定める。

市は必要に応じて、電気、ガス、通信等のライフライン業者と応急復旧対策において、効率的なライフラインの復旧が図れるよう統合的な調整を行うものとする。

第1節 電気施設

担当	災害対策本部	本部事務局
	関係機関	関西電力(株)

災害時における電力設備の保全及び被害の復旧は、関西電力(株)の防災業務計画に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行うものとする。

災害により、電力設備が被災した場合、二次災害を防止し、迅速に応急復旧対策を講じ、機能回復を図る。市と関西電力(株)は互いに連絡を密にとり双方が連携して、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行うものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	電力設備 被害情報、状況、住民からの情報	関西電力(株)、各班 関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	電力供給状況 被害情報、復旧状況	市民

1. 情報収集

市職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、関西電力(株)に情報を提供する。同時に関西電力(株)からも、収集している情報を入手する。

本部事務局は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行う。

2. 災害時の活動

関西電力(株)は、災害時において停電箇所は、原則として送電する。建物倒壊等により送電による危険があり、事故を拡大するおそれがあるときは送電の停止等の適切な危険予防措置をとる。公益性及び治安維持上の観点から送電可能な範囲で送電を継続する。

電力設備が被災し、運転不能が予測される場合は運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

3. 情報伝達

市及び関西電力(株)は、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、インターネット、広報車等を通して伝達する。

4. 復旧対策

関西電力(株)は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各電力設備の復旧は、原則として、被害状況や復旧の難易度や道路復旧状況等を考慮し、供給上効果が大きいものから行う。

第2節 上水道施設

担当	災害対策本部	上水道班
----	--------	------

災害により、水道施設が被災した場合、迅速に応急復旧対策を講じ、機能回復を図る。給水に関する応急対策については、本編第16章「給水」に定める。

1. 被害状況の把握

市職員により、被害状況を速やかに調査し、関係機関に伝達する。

本部事務局は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況の把握を行う。

2. 情報伝達

被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、インターネット、広報車等を通して伝達する。

3. 復旧対策

浄水機能に大きな支障をきたす取水、導水の被害は、最優先して復旧を行う。

優先順位として、水源より浄水場並びに配水池に至る導送水管、ポンプ設備等の復旧を最優先とし、ついで配水本管及び配水支管等の順とする。

また、被害状況により、市指定給水装置工事事業者、管工事業者、一般土木建築業者及び隣接市町の応援を要請し、復旧の円滑を図る。

第3節 下水道施設

担当	災害対策本部	下水道班
----	--------	------

下水道管及び処理施設の被害を早急に把握するとともに、二次災害の防止等安全の確保を最重点として、速やかに復旧し、機能回復を図る。

1. 被害状況の把握

市職員により、被害状況を速やかに調査し、関係機関に伝達する。

本部事務局は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行う。

2. 情報伝達

被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、インターネット、広報車等を通して伝達し、生活排水に関する不安を解消する。

3. 復旧対策

災害による機能阻害の内容、被害の原因を分析し、汚水の疎通に支障のないように、必要な応急復旧対策を講じる。

処理場等の被害に対しては、電源施設、処理施設等の復旧対策を行う。

また、被害状況により、不足する資器材について早急に発注手配するとともに、建設業者、排水設備指定工事業者、浚渫業者及び隣接市町へ応援の要請を行う。

第4節 ガス施設

担当	災害対策本部	本部事務局
	関係機関	大阪ガス㈱

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	ガス施設 被害情報、状況、住民からの情報	大阪ガス㈱、 各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	ガス供給状況 被害情報、復旧状況	市民

1. 基本方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏えいによる二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

2. 応急対策

災害発生時には、「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

(1) 情報の収集伝達及び報告

ア. 気象情報の収集、伝達

気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

イ. 通信連絡

(ア) 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

(イ) 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

(ウ) 対策本部を設ける事務所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ. 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

ア. 災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

又、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

イ. 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 危険防止対策

災害発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のロック化を行う。

(5) 応急復旧対策

ア. 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

イ. 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

第5節 通信施設

担当	災害対策本部	本部事務局
	関係機関	西日本電信電話(株)等の電気通信事業者

災害時における通信施設の保全及び被害の復旧は、西日本電信電話(株)等の電気通信事業者の災害対策規定に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行うものとする。

災害により、通信施設が被災した場合、社会的混乱を招いたり、応急活動に大きな影響を与えるため、迅速に応急復旧対策を講じ、機能回復を図る。西日本電信電話(株)等の電気通信事業者と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行うものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	通信施設 被害情報、状況、住民からの情報	西日本電信電話(株)等の電気通信事業者 各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	復旧状況 被害情報、復旧状況	市民

1. 情報収集

市職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、西日本電信電話(株)等の電気通信事業者に情報を提供する。同時に西日本電信電話(株)等の電気通信事業者からも、収集している情報を入手する。

本部事務局は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行う。

2. 災害時の活動

西日本電信電話㈱等の電気通信事業者は、災害により電気通信施設が被災した場合に、当該の通信設備及び通信回線の復旧に関し応急の措置を行う。

3. 情報伝達

市及び西日本電信電話㈱等の電気通信事業者は、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこ の地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、インターネット、広報車等を通して伝達する。

4. 復旧対策

下表に定められた優先順位に従って復旧対策を行う。

表 回線の復旧順位表

第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送機関、通信機関、電力機関
第2順位	ガス・水道機関、選舉管理機関、金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国、地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

第22章 公共施設等の応急復旧対策

災害への速やかな応急復旧対応を可能とするため、いち早く拠点となるべき公共施設、道路、橋梁、鉄道、金融機関などの機能回復を図る必要がある。

さらに機能損傷を受けた施設については、二次災害等を防止するための応急診断を迅速に遂行し応急復旧を行う必要がある。

本章では、公共施設等の応急復旧対策について必要な事項を定める。

第1節 公共建築物

担当	災害対策本部	共通
----	--------	----

病院、社会福祉施設、学校等公共建築物は、災害時の医療救護や避難施設として利用される。それらの施設入所者の生命身体の安全確保を図るとともに、公共建築物としての機能を維持するため、次の対策をとる必要がある。

- (1) 市における公共建築物の被害状況を調査する。
- (2) 被害状況の調査結果に基づいて被害額、復旧方法を検討する。特に市庁舎、消防署など防災機関となる施設を優先的に応急復旧対策を行う。
- (3) 被害施設の復旧が長期にわたるおそれがある場合は、入所者の安全を考慮し、近くの公共施設を利用するかもしくは仮設の施設を建設するなどの措置を講じる。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
共通	公共施設 各所管の公共施設の被害状況	担当による確認等
建設班	市の公共施設の被害状況の調査、復旧対応、使用できない場合の仮設建物の建設 災害情報（現地の状況）、各種連絡	担当による確認等
本部事務局	公共建築物 公共施設の被害状況	各班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
共通	公共施設 各所管の公共施設の被害状況	本部事務局
建設班	市の公共施設の被害状況の調査、復旧対応、使用できない場合の仮設建物の建設 災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	本部事務局
本部事務局	公共建築物 集約した公共施設の被害状況	各班

第2節 公共土木施設

担当	災害対策本部	建設班、産業班
----	--------	---------

道路、橋梁、河川等の被害による交通の遮断は、災害時の初動体制に大きく影響を及ぼし、緊急輸送等に支障をきたす。

従って、災害により被害を受けた危険な箇所など被害の程度の把握を迅速に行い、応急復旧活動体制を早期に立ち上げる必要がある。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	災害による道路等の被害の応急復旧 災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民、各班、関係機関等
産業班	農業用水路、ポンプ、林道等の応急復旧 災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民、各班、関係機関等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	災害による道路等の被害の応急復旧、 災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	本部事務局、各班、国道事務所、河川事務所、府山城北土木事務所、警察署、消防、占用者、災害協定業者等
産業班	農業用水路、ポンプ、林道等の応急復旧 災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	各班、関係機関

1. 河川及び内水排除施設

- (1) 市は、管内における河川等の被害状況を調査する。調査結果の被害状況は、府に迅速に報告する。
- (2) 堤防、護岸が破壊や損傷を受けた場合は、被害状況を調査し、応急復旧対策として、土のうによる応急対策や応急仮締切り工事等を行う。
- (3) 水門、排水機場等の被害の場合は、被害状況を調査し、その施設の応急復旧に努めるとともに全力をもって移動ポンプ車等により内水の排除を行う。
- (4) 復旧対策については、緊急性度等を考慮し、現状を把握した上で復旧計画を迅速に作成し、復旧に取り組む。

2. 道路・橋梁

- (1) 市は、管内における道路・橋梁及び付帯施設の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、必要な応急措置を実施する。調査結果の被害状況は、府に迅速に報告する。
- (2) 道路の陥没等放置すると二次災害のおそれもあるものについては、迂回路の選定、交通規制等を行い通行車両、歩行者の安全を確保する。
- (3) 復旧対策については、緊急性度等を考慮し、現状を把握した上で復旧計画を迅速に作成し、復旧に取り組む。

第3節 鉄道施設

担当	災害対策本部 関係機関	本部事務局 各事業者
----	----------------	---------------

台風等異常気象時の災害を防止するため、各機関はそれぞれの定める運行基準により対処するものとする。

災害時は、人命の安全を図り、輸送の確保を図るため、迅速かつ適切な応急措置を講ずることが必要である。

西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、京都市交通局（京都市営地下鉄）は、災害により電車や構造物等の鉄道施設が被災した場合は、旅客の保護を第一とし、関係機関と緊密な連絡をとって、輸送業務の早期復旧を図る。

1. 災害発生時

各事業者が、それぞれの防災計画に沿って行動するとともに、自衛隊、消防署、警察署、市、医療機関等と緊密に連絡をとり、連携した応急対策及び復旧対策を行う。

2. 復旧対策

関係機関と連携のもとに、緊急輸送路等を考慮し、早期再開が行えるよう作成された復旧計画のもとに取り組む。

第4節 放送施設

担当	災害対策本部 関係機関	本部事務局、情報班 各事業者
----	----------------	-------------------

災害時における放送施設の保全及び被害の復旧は、日本放送協会京都放送局、(株)京都放送、エフエム宇治放送(株)の災害対策規定に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行うものとする。

放送施設は、災害時における情報伝達の上からも、重要な役割を果たすため、市においても、緊密に連絡をとり、連携した復旧対策を行う。

第5節 金融機関

担当	災害対策本部 関係機関	本部事務局 各事業者
----	----------------	---------------

民生の安定を図る上からも、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整が必要である。

通貨の円滑な供給が行われるよう関係行政機関と密接に連絡をとり、金融機関の所要現金の確保を図るよう要請する。

金融機関の営業開始、預貯金の便宜払戻措置等については、金融機関と協力し、市民に対し迅速に周知徹底を図る。

第23章 災害ボランティアセンターとの連携

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

災害時において被災住民に対してきめ細かい対応をするためには、ボランティアの活動が重要な役割を担っている。地元住民によるボランティア活動、地域外からのボランティア活動等が、効率よく行なわれるよう体制の整備をすすめていく必要がある。

本章では、災害時において災害ボランティアセンターと連携し、その活動を支援する体制について必要な事項を定める。

第1節 災害ボランティアセンターの災害時体制への移行要請

災害対策本部は、市社会福祉協議会に対し、「災害ボランティア活動の推進に関する協定」に基づき、災害ボランティアセンターの災害時体制への移行を要請する。

市社会福祉協議会は、災害対策本部の要請を受けて災害ボランティアセンターを災害時体制に移行し、ボランティアの受付及び各ボランティア団体間の調整を行い、総合福祉会館等をボランティアによる救援活動を円滑に行うための拠点とする。

第2節 災害ボランティアセンターの運営

災害対策本部は、災害ボランティアセンターと隨時協議を行い、必要な支援を行う。

1. ボランティア募集等に関する広報への協力

活動内容、活動場所、活動期間、必要人数、活動場所への移動手段の周知に協力する。

2. ボランティアの派遣に伴う協議・調整

ボランティアを被災状況、要請内容にあわせて派遣するにあたり、災害ボランティアセンターと協議し、必要な協力をを行う。

3. 活動資材等の調整・提供

ボランティアの被災地での活動状況を把握し、隨時必要な活動資材等の調整・調達を行う。

4. ボランティアの滞在場所（サテライト）の調整

災害対策本部は、ボランティアが支援活動に参加する際の滞在場所（サテライト）について配慮するなど、活動を支援する。

ボランティア団体等の組織においてボランティアを派遣する場合は、できる限り各団体において、滞在場所（サテライト）を確保してもらうよう要請する。

5. ボランティアの撤退時期についての協議

被災住民の自主的な再建を念頭におき、適当な時点で、災害ボランティアセンターと協議を行い、ボランティア活動の方向性の検討を行う。

第24章 労務供給

災害応急対策を迅速的確に実施するため、これに従事するための必要な要員の確保に努めるものとし、平常時からそのための必要な労働者を把握し、災害時に対応できる態勢を確立しておくことが必要である。災害時における労務供給について必要な事項を定める。

第1節 ボランティアの受け入れ

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

1. ボランティアの受付

日本赤十字奉仕団をはじめボランティア活動の申し入れがあった場合は、災害ボランティアセンターと協力し、その奉仕、内容、人員等を把握し、各班の労務要請に応じて必要人員を配備するものとする。

2. ボランティアの活動内容

- (1) 炊き出し及び救護
- (2) 救援物資の整理、運搬
- (3) 飲料水の供給
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 被災調査等
- (6) 災害応急措置のうち危険を伴わない作業
- (7) その他

第2節 作業員等の雇用

担当	災害対策本部	総務班
----	--------	-----

市職員及びボランティアのみではなお応急対策に従事する人員が不足し、また、土木作業、清掃作業等の特別な労力が必要なときは、作業員等を雇用する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	作業員等の雇用 作業員等の雇用必要状況	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	作業員等の雇用 作業員等の雇用依頼	人事課、関係機関

1. 労務供給の範囲

無技能者

有技能者（大工、左官、石工等）

2. 労務供給の方法

- (1) 知事に対し労務の供給を依頼する。
- (2) 町内会、自治会等に労務供給の協力を依頼する。
- (3) 市内登録建設業者等に土木建築技術者及び作業員供給の協力を要請する。

3. 費用の負担

- (1) 知事が直接供給した作業員の費用は府が負担する。
- (2) 市が要請し供給を受けた作業員の費用は市が負担する。

第3節 災害救助法による救助実施のための作業員等の雇用範囲、その他の基準

担当	災害対策本部	総務班
----	--------	-----

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	災害救助法による救助実施のための作業員等の雇用範囲、その他の基準 作業員等の雇用必要状況	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	災害救助法による救助実施のための作業員等の雇用範囲、その他の基準 作業員等の雇用依頼	人事課、関係機関

1. 作業員等の雇用範囲

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 災害にかかった者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 遺体の捜索
- (6) 遺体の処理
- (7) 救済用物資の整理配分

2. 賃金の程度

市内における通常の実費

3. 雇用期間

当該救助の実施が認められる期間

第25章 一般廃棄物処理に対する対策

担当		災害対策本部	生活環境班
----	--	--------	-------

災害により、被災地には大量のごみの発生やし尿処理の問題が発生し、住民の日常生活や道路交通等に大きな障害となることが考えられる。このような事態に的確に対応するため、被災地におけるごみ及びし尿の収集、処理等の業務を迅速適切に処理し、環境衛生の万全を期すための必要な事項を定める。

第1節 一般廃棄物等の収集運搬、処理処分

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
生活環境班	一般廃棄物等の収集体制、ごみ等の運搬及び処分、緊急し尿くみ取り 災害廃棄物処理手数料の減免、産業廃棄物処理手数料の減免、応援要請 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">災害情報（現地の状況）</div>	本部事務局、各班他

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
生活環境班	一般廃棄物等の収集体制	
	ごみ処理・し尿処理の量等の情報	城南衛生管理組合 宇治廃棄物処理公社
	ごみ等の運搬及び処分	
	減免対象となるごみの種類、量等についての詳細	城南衛生管理組合 宇治廃棄物処理公社
	緊急し尿くみ取り	
	減免対象となるし尿くみ取りについての詳細	城南衛生管理組合
	災害廃棄物処理手数料の減免	
	減免の対象とするべきかどうかの情報	城南衛生管理組合 宇治廃棄物処理公社
	産業廃棄物処理手数料の減免	
	減免の対象とするべきかどうかの情報	京都府
	応援要請	
	廃棄物の詳細情報、処理施設の能力等	京都府等

1. 一般廃棄物等の収集体制

災害によって発生するごみやし尿等、一般廃棄物の収集体制（災害救助法の適用される場合若しくはこれに準じる場合）については、資料2-49に示すとおりである。

資料2-49 一般廃棄物等の収集体制

2. ごみ等の運搬及び処分

災害により生じた1.で規定する以外のごみ等の運搬及び処分については、災害の状況に応じて、あらかじめ関係処理施設と協議のうえ受入れに万全を期すものとする。

(1) 処分地への搬入方法

ア. 処分地への収集及び運搬は自己搬入を原則とする。

イ. 特に市長が必要と認めた場合は市が収集運搬する。

(2) ごみ処理手数料の減免範囲

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成8年宇治市条例第10号）第19条第4項の規定に基づき、次の場合に、搬入ごみ処理手数料の減免措置を講じることができる。

ア. 災害救助法の適用を受けた地域に居住する者及びこれに準ずるものとして、災害対策本部が認めた場合

イ. その他特に市長が必要と認めた場合

(3) 減免手続き

ごみ処理手数料の減免についての手続きは原則としてごみ減量推進課（生活環境班）が担当するものとするが、状況に応じて関係処理施設と協議のうえ、必要な措置を講じるものとする。

3. 緊急くみ取り

本市の場合、し尿に関しては、収集・運搬・処理・処分及び料金徴収にいたるまで城南衛生管理組合が業務を行っており、1.の場合と同様の措置をとるものとするが、その要領については次のとおりである。

(1) 対象

豪雨等に起因して浸水のあった家屋を緊急くみ取りの対象とする。

(2) 緊急くみ取り要否判定基準

次の各号の一に該当する場合で、かつ浸水によりし尿が便槽からあふれ、外部に流出する家屋を緊急くみ取りの必要がある家屋と判定する。

ア. 河川等の決壊若しくは氾濫、又は排水溝の不良若しくは不完全等のため、浸水の原因が自己的責に帰さない場合

イ. 浸水家屋の占有者、管理者又は所有者が便槽浸水を予防するために必要な施設を改善することが、立地条件、経済的条件等から不可能であると判断できる場合

(3) 作業要請連絡

災害対策本部で把握した内容又は市民等からの連絡による緊急くみ取りの要請は、すべて生活環境班で統括し、直ちに現地調査を行い必要事項を城南衛生管理組合に連絡するとともに作業の要請を行うものとする。

(4) 手数料の免除

緊急くみ取りの場合のくみ取り手数料は市費によるものとする。

4. 災害廃棄物処理手数料の減免

災害廃棄物にかかる手数料の減免等については府、城南衛生管理組合及び（一財）宇治廃棄物処理公社と協議し、状況に応じて減免の措置を行う。

第2節 処理施設等の現況

処理施設等の現況は、資料1-38に示すとおりである。

資料1-38 処理施設等の現況

第26章 防疫活動

担当	災害対策本部	福祉班、生活環境班、産業班
----	--------	---------------

災害発生時には、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により、感染症等の発生が懸念されるため、保健衛生上の防疫措置及び消毒等を迅速に実施して感染症等の発生及び流行を未然に防止する。

第1節 実施責任者

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
生活環境班 産業班、福祉班	防疫に対する実施責任者	
生活環境班 福祉班	防疫班の編成、薬剤の調達等準備 災害状況及び応援職員の人数	府山城北保健所
生活環境班 福祉班	防疫活動の実施 活動範囲	府山城北保健所
福祉班	保健衛生上の応急救助 状況の把握	本部事務局 府山城北保健所他

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
生活環境班 産業班、福祉班	防疫に対する実施責任者	
生活環境班 福祉班	防疫班の編成、薬剤の調達等準備 活動内容の連絡、発注	応援職員、業者
生活環境班 福祉班	防疫活動の実施 協力要請	府山城北保健所
福祉班	保健衛生上の応急救助 状況の集約、把握	府山城北保健所、医療機関

- (1) 健康調査、細菌検査、食品衛生監視は府知事が実施する。
- (2) 家屋、便所等の消毒及び鼠族・昆虫駆除は府知事より指示を受け市が実施する。ただし、市で実施できないときは業者委託や府に依頼する。
- (3) 感染症患者の入院勧告等の措置は府知事が実施する。

第2節 防疫班の編成可能班数

- 1班4人を原則として、実情に応じて編成するものとする。
 ただし、大規模災害により市で実施できないときは業者委託や府に依頼する。

第3節 防疫の実施基準

災害時における防疫活動は、「災害防疫実施要綱」(厚生省公衆衛生局長通知)の基準により行うものとする。

第4節 家畜伝染性疾患の予防

災害発生に伴う家畜伝染性疾患の発生予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、府山城家畜保健衛生所（城陽市寺田北山田 31、電話 0774-52-2040）を主体として、検査、衛生指導、予防注射及び消毒等を実施する。

なお、り災家畜の収容については、避難計画に定める避難所へ誘導繫留する等により対処する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
産業班	検査、予防注射及び消毒等の要請 災害情報（現地の状況）、各種連絡	京都府等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
産業班	検査、予防注射及び消毒等の要請 災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	京都府、本部事務局

第27章 行方不明者の搜索、遺体の取扱い

災害の発生により不幸にして死者や行方不明者が発生したときは、搜索、埋葬などを速やかに行うことにより、人心の安定を図ることが必要である。そのため、災害によって死亡したと推定される者の搜索及び死亡者の収容、処置、埋葬等の実施に関して必要な事項を定める。

第1節 搜索の実施

担当	災害対策本部	消防班
----	--------	-----

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	災害現場活動 行方不明者の情報	警察、自衛隊 近隣消防本部、京都府

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	災害現場活動 災害情報	本部事務局

1. 搜索の対象

- (1) 行方不明の状態にある者で、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者
- (2) 死亡した原因は問わない。

2. 搜索の実施

市長が、消防関係機関、宇治警察署その他の機関の協力を得て実施する。場合によっては地域住民の協力を得る。

3. 応援要請

市ののみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町の応援を要する場合又は遺体が流失等により他市町に漂着していると考えられる場合は、府山城広域振興局及び隣接市町並びに遺体の漂着が予想される市町に対して、次の事項を明示して応援を要請する。

- (1) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- (2) 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- (3) 応援を要する人員又は舟艇、器具等

第2節 遺体の収容処置

担当	災害対策本部	消防班、福祉班
----	--------	---------

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	災害現場活動	

	遺体の確認	警察、自衛隊 近隣消防本部、京都府
--	-------	----------------------

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	災害現場活動 災害情報	本部事務局、福祉班

1. 実施者及び方法

遺体の処理は、市長が、消防関係機関及び宇治警察署に協力を要請して実施する。また、必要に応じ市内の医師、地域住民等の協力を求める。

2. 変死体の届出

変死体については直ちに宇治警察署に届出し、検視後に遺体の処理にあたる。

3. 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族又は市長に連絡のうえ遺体を引き渡すものとする。

4. 遺体の処理**(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理**

泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは、人道上からも衛生上からも好ましくなく、遺体の識別を容易にするためにも洗浄の処置が必要となる。

市は、必要に応じて、作業員を雇い上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置を実施する。

(2) 遺体の安置

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合は、あらかじめ遺体安置場所予定地として指定された公共施設や寺院等の施設を借り上げ又は野外に天幕を設置する等により埋葬するまで安置する。

なお、遺体の安置場所の指定においては、避難所開設場所との重複を避けるとともに、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定すること。

また、指定施設が災害などによって損壊し使用できることを想定し、複数の施設を指定すること。

第3節 身元不明者に対する措置

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

戸籍法、行旅病人及び行旅死亡人取扱法、災害救助法等により措置する。

なお、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保存する。

第4節 遺体の火葬

担当	災害対策本部	福祉班、生活環境班
----	--------	-----------

災害により死亡した者について、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず火葬を行うこと

が困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、応急措置として遺体の火葬を行うものとするが、その方法としては、市が直接火葬に付し、次の点に留意する。

- (1) 事故死等による遺体については、宇治警察署から引き継ぎを受けた後火葬する。
- (2) 身元不明の遺体については、警察署に連絡し、その身元調査にあたるとともに火葬する。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の火葬は、行旅死亡人としての取り扱いにする。
- (4) 火葬が市において実施できないときは近隣火葬場の協力を得て行う。
- (5) 火葬場の所在、名称、処理能力等は、下表のとおりである。

表 火葬場の所在、名称、処理能力等一覧表

宇治市斎場	燃 料	炉 数	処理能力		所 在 地	電 話
	灯 油	8 基	通常時	非常時	宇治金井戸7-37	39-9203
			16体 (1日当り)	32体		

なお、近隣火葬場は以下のとおり。

- ① 京都市中央斎場
京都府京都市山科区花山旭山町 19-3
TEL : 075-561-4251、FAX : 075-561-4249
- ② 枚方市立やすらぎの杜
大阪府枚方市車塚 1 丁目 1-30
TEL : 072-857-4123、FAX : 072-857-4114

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報		情報入手先
福祉班 生活環境班	警察署からの引継ぎ		
	遺体に関する情報	警察署	
	身元調査		
	遺体に関する情報	警察署	
	火葬		
	遺体に関する情報、火葬場の状況	警察署、本部事務局 宇治市斎場、病院、遺族等	
応援要請			
	災害状況、職員のり災状況、火葬場の状況	本部事務局、宇治市斎場、 隣火葬場	
火葬料の減免			
	災害救助法適用の有無	本部事務局	

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報		情報伝達先
福祉班 生活環境班	警察署からの引継ぎ		
	火葬の実施について	遺族等	
身元調査			
	火葬の実施について	遺族等	

火葬	火葬の依頼、火葬の実施について	遺族等、宇治市斎場
	応援要請	京都市、枚方市他及びその他の火葬場
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	京都市、枚方市他及びその他の火葬場
	災害救助法に基づく火葬料の減免 減免措置について	市民等、宇治市斎場

第5節 遺体の埋火葬

担当	災害対策本部	福祉班、生活環境班
----	--------	-----------

災害により死亡した者について、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない遺体等については、市長が埋火葬を実施する。埋火葬に要する資材は、民間事業者等との連携により確保する。

第6節 災害救助法による基準

担当	災害対策本部	福祉班、生活環境班
----	--------	-----------

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
福祉班	遺体の埋葬	
	遺体に関する情報	本部事務局
生活環境班	埋葬物品の調達	
	埋葬する遺体数	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
福祉班	遺体の埋葬	
	埋葬の実施について	遺族等
生活環境班	埋葬物品の調達	
	発注	京都中央葬祭業共同組合

1. 遺体の捜索

(1) 対象

死亡した者の居住地、住家、死亡の原因と関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されていれば捜索の対象とする。

(2) 費用の限度

舟艇その他捜索のための機械器具等の借上賃、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 期間

災害発生の日から 10 日以内

2. 遺体の処理

(1) 対象

災害の際死亡した者

(2) 処理の内容

- ア. 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- イ. 遺体の一時保存
- ウ. 検査

(3) 費用の限度

- ア. (2)のア.については、災害救助法施行細則に定める額以内
- イ. 遺体の一時保存で既存建物利用の場合は当該施設の借上費について通常の実費、既存建物を利用できない場合は1体当たり災害救助法施行細則で定める額以内
- ウ. 検査は原則として日赤救護班が行う。日赤救護班によることができない場合は当該地域における慣行料金の額以内

(4) 期 間

災害発生の日から10日以内

第28章 応急仮設住宅及び住宅の応急修理

災害のため住家が全壊、全焼又は流失し、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置、災害のために、住宅が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理することができない者に、日常生活に欠くことのできない部分を応急修理するための必要な事項を定める。

第1節 被災住宅の応急修理

担当	災害対策本部	建設班
----	--------	-----

被災した住宅が補修等により居住が可能な場合について、災害救助法に基づいて補修等を支援する。
この場合の基準は次のとおりである。(災害救助法が適用されない場合は、災害の規模に応じて長が定める)

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	災害救助法適用に伴う被災住宅の応急修理 災害情報(現地の状況)、各種連絡	市民、各班等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	災害救助法適用に伴う被災住宅の応急修理 災害状況、理由、必要資源(人員・物資等)	市の斡旋する業者

1. 応急修理の対象者

住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理することができない者

2. 応急修理の方法

市のあっせんする業者により、市長が行う。

3. 費用の限度

1戸あたりの限度額は、災害救助法施行細則に定める額以内

4. 工事期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として発災の日から1ヶ月以内に完了するものとする。

第2節 公営住宅等へのあっせん

担当	災害対策本部	本部事務局、建設班
----	--------	-----------

市域における公営住宅等に空き室がある場合には、被災者に対し、これら空き室への一時的な入居のあっせんを行う。

また、民間の住宅所有者の協力を得て、民間住宅への入居をあっせんする。り災の状況が地域で異なることに鑑み、広域的支援が必要な場合は、近隣市町と支援体制を組んで対応する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	公営住宅、民間住宅への一時入居の斡旋 災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民、各班等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	公営住宅、民間住宅への一時入居の斡旋 災害状況、理由	府、市営住宅(他県市含む) 民間住宅

第3節 応急仮設住宅建設と供与

担当	災害対策本部	建設班
----	--------	-----

災害救助法が適用された災害により住家を消滅した被災者に、長期避難生活が可能な施設や公営住宅の空き室で対応しきれない場合、応急仮設住宅を供与する。ただし、り災の状況が地域で異なることから、府、近隣市町村の広域的支援による応急仮設住宅の供与も考慮する。

応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用の場合は、府知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合は、市長が特に必要と認めた場合、設置する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	応急仮設住宅の設置、供与 災害、避難情報（住家の消滅状況）、設置場所の選定	市民、各班等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	応急仮設住宅の設置、供与 災害、避難状況、（世帯の数量）	府、市(他県市含む)

1. 応急仮設住宅設置場所の選定

公共用地を優先して選定し、あらかじめ建設予定地を定めておくものとする。

選定するにあたって、飲料水の確保、交通の便、保健衛生、教育等を可能な限り考慮する。

資料 1-35 応急仮設住宅建設候補地一覧

2. 応急仮設住宅供与対象者

住家が全壊（焼）又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者

3. 選定・あっせんにあたっての考慮事項

- (1) 応急仮設住宅入居者の選考にあたっては、入居者選考の機関を設置し、高齢者、障害者、ひとり親世帯等を優先し、生活条件などに考慮する。
- (2) 応急仮設住宅は、被災者に一時入居の場所を提供するための仮設住宅であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅のあっせん等を積極的に行う。

4. 規模

1戸あたり29.7平方メートルを基準として災害救助法施行細則に定める額以内

5. 応急仮設住宅の着工期間

災害発生の日から20日以内に着工する。

6. 応急仮設住宅の管理

- (1) 供与できる期間は、竣工の日から3ヵ月以内にその存続につき特定行政庁の許可を受けた場合には、その許可を受けた日から2年以内とする。
- (2) 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の管理は、原則として府が行うものとし、入居者管理等は市が行う。なお、災害救助法が適用されない場合に市長が設置するものについては、市が管理を行う。
- (3) 応急仮設住宅の管理者は、入居者の生計基盤等を把握し、状況に応じて一般住宅への転居を勧める。
転居を勧めるにあたり、各種貸付制度等による住宅資金のあっせん等積極的な活用を図る。

7. 自らの資力では住宅を得ることのできない者の範囲

- (1) 生活保護法による被保護者及び要保護者
- (2) 特定の資産のない失業者、勤労者、小企業者、高齢者、寡婦及び母子世帯、病弱者及び身体障害者
- (3) 前各号に準ずる経済的弱者
- (4) その他市長が必要と認める者

第4節 応急仮設住宅の運営管理

担当	災害対策本部	本部事務局、建設班
----	--------	-----------

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第29章 文教対策

災害発生時における児童生徒等、教職員の生命及び身体の安全及び教育活動の確保を図るため、幼稚園や小中学校等（以下「学校等」という。）における災害予防、応急対策について万全を期す必要がある。

災害時の文教対策について、情報の収集・伝達、学校等の安全対策、教育に関する応急措置、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救護活動への連携・協力、文化財の応急対策等に對処するための必要な事項を定める。

また、保育所、育成学級における対策についても本章を準用し、同様の取り扱いを行うものとする。

第1節 情報の収集・伝達

担当	災害対策本部	福祉班、教育班
----	--------	---------

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
福祉班、教育班	被害情報の収集、伝達 被害状況	学校等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
福祉班、教育班	被害情報の収集、伝達 被害状況	本部事務局等

1. 情報の把握

災害が発生するおそれがある場合、気象官署その他関係機関との緊密な連絡を保ち、テレビ、ラジオ等の情報にも留意し、気象及び災害情報の収集に努める。

2. 被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるように努め、学校等において各自の計画に基づき災害に対する所要の応急措置が講じられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により電話、ファックス等の通信が途絶した場合、防災無線や携帯電話等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ等の情報など、必要に応じあらゆる手段で情報の収集・伝達に努める。

第2節 施設・設備の緊急点検等

担当	災害対策本部	福祉班、教育班
----	--------	---------

災害発生後、二次災害の防止や教育活動再開等のため、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡回を実施するとともに、被災により教育の実施が困難となった場合、必要な応急措置を講じる。

また、速やかに被害状況等を報告し、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講じる。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
教育班	施設、設備の緊急点検結果 被害状況	学校等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
教育班	施設、設備の緊急点検結果 被害状況	本部事務局、学校教育課

第3節 学校等における安全対策

担当	災害対策本部	福祉班、教育班
----	--------	---------

1. 学校における安全対策

在校中に災害が発生するおそれがある場合は、予測される災害の規模等を勘案し、必要に応じ、児童生徒等の保護者への引き渡し、学校での適切な保護又は安全な場所への集団避難等を適切に行い、児童生徒等の安全対策に万全を期す。

2. 学校以外の教育機関における安全対策

学校以外の教育機関においては、災害の状況に応じ、利用者の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

第4節 教育に関する応急措置

担当	災害対策本部	福祉班、教育班
----	--------	---------

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
教育班	休校、登下校の措置	
	気象状況、災害状況	本部事務局等
	給食の措置	
	被害状況	小学校

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
教育班	休校、登下校の措置	
	登下校、休校措置等	学校→保護者
	給食の措置	
	応急措置	小学校

1. 休校、登下校の措置**(1) 授業開始後の措置**

気象警報のうち特別警報、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、洪水警報のいずれか（以下「警報」という。）が発表された場合、学校（園）長は速やかに休校措置をとるものとする。

ただし、午前中に局地的大雨等の一時的な警報が発表され、通常の授業終了時刻までに解除されることが見込まれる場合は、校長会長と市教育委員会とで協議を行い、学校待機させるこ

ととする。

なお、保育所においては特別警報、暴風警報、暴風雪警報のいずれかが発表された場合に休所措置をとる。

また、警報発表前において災害が発生し、又は発生が予想される場合は、学校（園）長の判断により市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

なお、帰宅させる場合は気象状況、災害の状況等を十分に把握し、園児、児童、生徒の生命の安全について万全を期するものとする。

（2）登校前の措置

午前7時現在において、警報の発表があった場合は、学校（園）長は、園児、児童、生徒を自宅待機させ、午前9時までに警報が解除されたときは、速やかに登校させる。この場合においては、園児、児童、生徒等の保護者に連絡の徹底を図るものとする。

なお、保育所においては午前9時30分までに警報が解除されたときは、速やかに開所する。

（3）その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長（園長）会長又は学校（園）長が、市教育委員会と協議し、決定するものとする。

在校時以外に災害が発生した場合は、園児、児童、生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

2. 学校施設の確保等

- (1) 復旧が長期にわたる見込の場合には、事情に即し園児、児童、生徒の登校（園）の安全を考慮したうえで、できる限り授業の確保に努めるものとし、校舎等破損の場合はその状況に応じて、附属施設、近隣の公共施設、隣接校の空き教室等を利用するものとする。
- (2) 復旧のうえは、事後における教育計画を変更するなど、年間授業時間の確保、学力低下の防止に努める。

3. 応急教育の実施

- (1) 災害時には、校長は準備した応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。
- (2) 災害の様態によって、通常の教育が実施できない場合、校長は市教育委員会と協議し、応急教育計画を決定し、その計画を速やかに保護者及び児童生徒に周知徹底を図る。
- (3) 校長は、災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡のうえ、平常授業にもどすよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

4. 実施者の確保

教職員の被災に伴う補充措置に関して、与えられた権限内において、府教育委員会の指導助言を得て市教育委員会が措置する。

5. 学用品の調達並びに支給

災害により住家に被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある児童・生徒に対し、被害の実情に応じ、次の規定にしたがって教科書、文房具、通学用品を支給する。

（1）災害救助法が適用された場合

教育班はこれを調査し、必要あると認定された学用品について調達支給する。災害救助法による学用品の給与基準は次のとおりである。

ア. 対象

住家が全壊（焼）、流失、半壊又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障

のある小学校児童、中学校生徒（特別支援学校の小学部児童、及び中学部生徒を含む。）

イ. 学用品の品目及び費用の限度

- (ア) 教科書（教材を含む）・・・実費
- (イ) 文房具・・・災害救助法施行細則に定める額以内
- (ウ) 通学用品・・・文房具と同様

ウ. 期間

- (ア) 教科書・・・災害発生の日から1カ月以内
- (イ) 文房具及び通学用品・・・災害発生の日から15日以内

(2) 災害救助法の発動のない場合

教育長が各学校等の教科書のそうち失またはき損の状況を調査する。

その報告に基づき、補給する必要のある冊数をまとめて、府山城教育局を経て府教育委員会へ補給について必要な要請をする。

なお、給与の費用期間等については、災害救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

6. 給食の措置

- (1) 学校給食施設、設備及び給食物資納入業者の被害状況を調査し、完全給食の実施が困難な場合は、調理を要しない食品等による応急措置をとるとともに状況に応じて学校給食を中止する。
- (2) 被害状況が判明した後において、具体的な復旧対策をたて、速やかに実施する。

7. 園児、児童、生徒等の健康管理

- (1) 被災した園児、児童、生徒等に対し、保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等を行う。また、必要に応じて健康診断を実施する。
- (2) 災害の状況に応じ、被災した園児、児童、生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、校舎内外の清掃や伝染病予防等の措置及び健康診断を実施する。

第5節 学校等における保健衛生及び危険物等の保安

担当	災害対策本部	福祉班、教育班
----	--------	---------

1. 保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病の予防等の措置並びにそれらに必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

2. 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

第6節 被災者の救護活動への連携・協力

担当	災害対策本部	福祉班、教育班
----	--------	---------

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、災害対策本部と連携を図り、次の対応をとる。

1. 避難所の開設

学校長等施設管理者は、地区班と互いに協力して避難所を開設する。避難所として使用する施設は、原則として学校教育等に支障が生じない範囲とする。

2. 教職員の協力

避難所の運営については、あらかじめ作成したマニュアルに従う。その運用にあたっては教職員の協力を得て、円滑な活動が行われるよう努める。

3. 長期避難

できる限り授業の早期確保に努めることを原則とし、長期避難に対してはあらかじめ作成したマニュアルに従う。

4. 給食施設の提供

学校長等施設管理者は、災害対策本部の要請に従い、炊き出しに際して給食施設の提供を行う。

資料1-34 炊き出し実施場所、設備状況等一覧表

第7節 文化財の応急対策

担当	災害対策本部	消防班、福祉班、建設班、教育班
----	--------	-----------------

文化財は、人類共通の貴重な財産であり、後世に伝えていくためにも災害から守り、被害を最小限に食い止める必要がある。

1. 防火・消火活動

災害による火災を防止するとともに、火災が発生した場合、被害を最小限に食い止めるため所有者、消防署・消防団、自主防災組織、地域住民が連携して活動する。

- (1) 近隣で火災が発生している場合、延焼の危険性、飛び火の監視等を行うと同時に、既存の防災設備の損壊状況を調査し、損壊している場合は、代わりの消火方法を用意する。
- (2) 延焼、飛び火の危険性が高い場合は、持ち出し可能なものについて、搬出等の措置を講ずる。
- (3) 文化財そのものに火災が発生している場合は、消防署・消防団と自主防災組織等が連携をして消火にあたる。

2. 被害の把握

文化財所有者は、被災後速やかに現地を巡回し、所有している文化財について被害状況を把握するとともに、被害状況を行政機関等に連絡する。

建設班は、所有者からの被害状況の情報を活用し、被害状況を把握し、優先順位をつけ対策にあたる。

本市が所有する文化財については、建設班等により現地調査を行い、被害状況、金額、復旧方法等を調査する。調査結果に基づいて、以下の対策を講じる。

- (1) 半壊状態で倒壊する危険のあるものについては、建造物支柱の設置など応急補強対策を行う。
- (2) 被害の大小にかかわらず、防護柵を設けて現状保存を図る。
- (3) 美術工芸品等の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、一時的に別の管理体制・設備が整った公共施設等に保管する。
- (4) 盗難対策として、監視体制の強化、保管場所の施錠、防犯装置の設置等を行う。

第30章 災害支援対策本部等運用

担当	災害対策本部	本部事務局
----	--------	-------

近隣市町村において、大規模な災害が発生した場合は、被災者の救援等災害支援体制を取り、応援に駆けつける。

本章では、災害支援対策本部等運用について必要な事項を定める。

ただし、京都南部都市災害時相互応援協定団体の構成市町については、本文の規定にかかわらず6市4町の相互応援体制の取り決めに沿って行動する。

また、他都道府県において大規模な災害が発生し、京都府が被災都道府県に対する応援を実施する場合には、関西広域連合（以下、「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性も図ることにより実効性を確保する。

第1節 災害支援対策本部体制

近隣市町村において大規模な災害が発生した場合、被災者救済のため、災害支援対策本部を設置する。

1. 災害支援対策本部の設置

市長は、近隣市町村において、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められたときは、災害活動の推進を図るため、災害支援対策本部を設置する。

2. 災害支援対策本部の組織・運用

第3編第2章の組織の災害対策本部の組織・運用に準ずる。

3. 災害支援対策本部の閉鎖

近隣市町村において、災害が発生するおそれが解消したときと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき、市長が災害支援対策本部を閉鎖する。

第2節 他都道府県への災害支援体制

1. 発災時の情報収集

情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保し、関西広域連合（以下、「広域連合」）及び京都府と連携して、災害の状況や災害対策本部の設置状況、被害予測情報等を把握する。

2. 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣

広域連合として緊急派遣チームを派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。その際、京都府から要請があれば、被災都道府県への緊急派遣チームの要員を確保する。

3. 応援の実施

(1) 体制の確立

広域連合に設置される「災害対策本部」又は「災害対策支援本部において決定される当面の対策や応援方式（カウンターパート方式等）」等の事項を踏まえて必要な体制を確立する。

(2) 応援ニーズの把握と調整

京都府との調整に基づき、被災地のニーズを踏まえた効果的な応援が実施できるよう努める。

(3) 応援内容

京都府との調整に基づき、以下の支援を行う。なお、人的支援の実施においては、派遣職員登録制度を通じて支援経験者を活用するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。

ア. 救援物資の供給

イ. 被災地への人的支援の実施

ウ. 被災者の宇治市内への受け入れ

エ. 市民のボランティア活動の促進

第3節 広域一時滞在

1. 府内における広域一時滞在

(1) 広域一時滞在を行う必要がある場合

市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。

市は、府に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

(2) 広域一時滞在の協議を受けた場合

市は、府内他市町村から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

2. 府外における広域一時滞在

(1) 広域一時滞在を行う必要がある場合

市は、府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。

(2) 広域一時滞在の協議を受けた場合

市は、府から他の都道府県の被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

3. 被災住民に対する情報提供と支援

(1) 広域一時滞在を行う場合

市は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

(2) 広域一時滞在の協議を受けた場合

市は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の把握と、被災住民が必要する情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第4編 災害復旧計画

第1章 計画の方針

第1節 計画の方針

担当	災害対策本部	本部事務局
----	--------	-------

災害時には、多くの人々が被害を受け、混乱した事態の発生も想定される。これらに対し、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、関係機関が協力し、民生安定の緊急措置を講じるものとする。さらに、災害発生後被災した各施設の原形復旧に併せて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策について実施を図るものとする。

以上の考え方をまとめて、下図に示した。

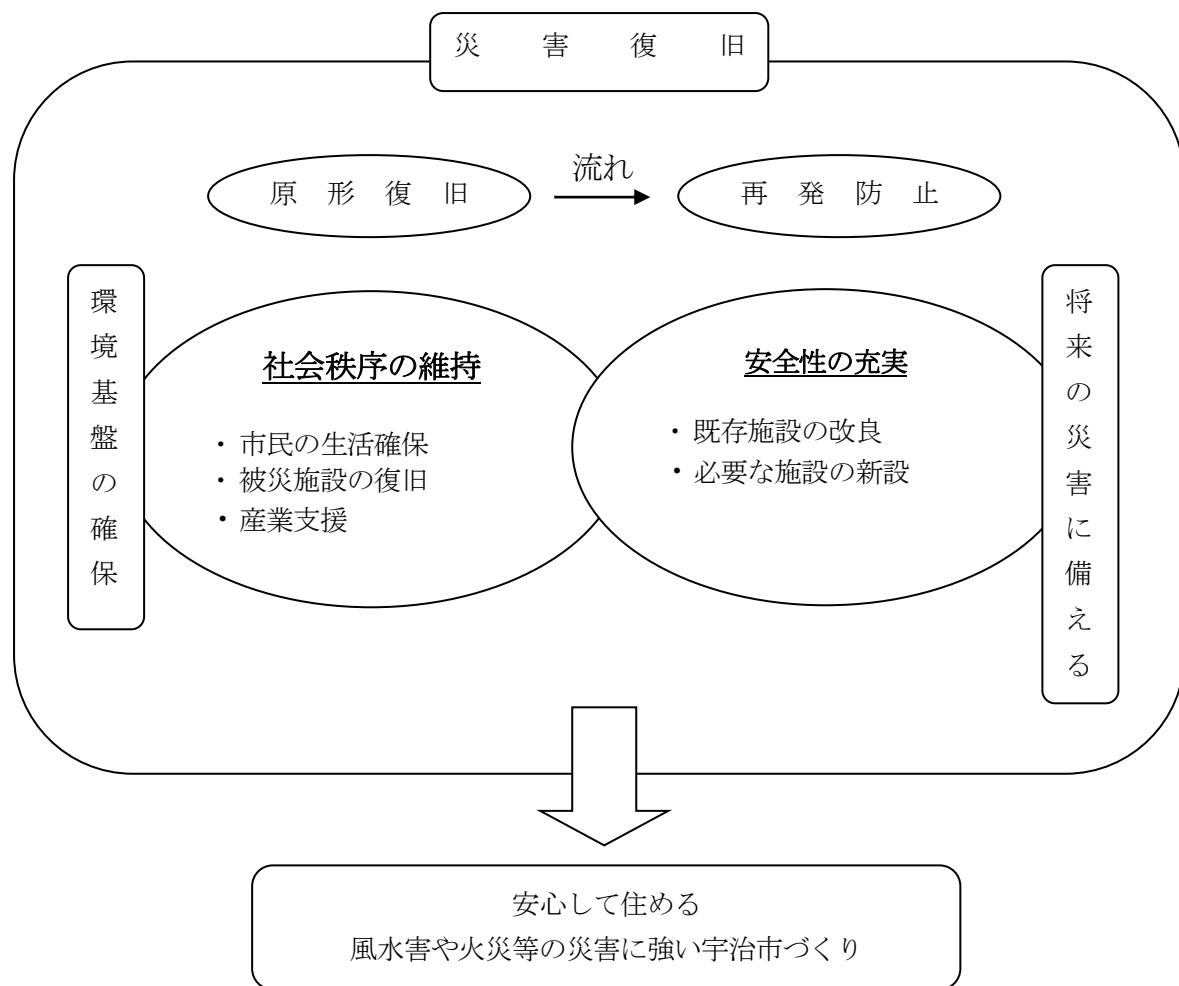


図 災害復旧計画の考え方

第2章 市民の生活確保

災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起更生できるよう、被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、市税の徴収猶予及び減免、賃金の融資等を行い被災者の生活を確保するための応急対策についての必要な施策を定める。

第1節 生活相談

担当	災害対策本部	復興班、各班
----	--------	--------

災害により住居や財産を失ったり、生活基盤を失った被災者は、災害で受けた衝撃や生活再建への不安などから精神的にも大きな苦難を背負っている。

被災者の生活の状況把握、被災者からの苦情、要望等の声を聞き取り、その解決を図るよう努めるほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するなど、すみやかに生活再建へ向けての支援を行う。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
復興班	広聴活動、相談窓口の設置 生活支援窓口の開設	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
復興班	広聴活動、相談窓口の設置 生活支援窓口の開設	人事課、関係機関

1. 生活支援窓口の設置及び実施体制

被災住民の相談、要望、苦情を広く聞き、支援を行うために、支援窓口を設ける。

2. 総合的情報提供

震災後、時間経過とともに、被災者の関心事も多様になることが予想されるため、義援金の給付など各種の支援施策等の総合的情報を提供していく。

また、問い合わせに対しても、必要に応じて適切な窓口を紹介するなど対応していく。

3. り災証明

(1) 家屋被害認定調査

災害による被害状況を把握し、り災証明発行の根拠となる家屋の被害の程度を認定するため、家屋被害の調査を行う。

(2) り災証明書の発行

災害救助法が適用された場合等に、被災者の生活再建への取り組みを支援するための各種支援制度の適用に必要となるり災証明書の発行を速やかに実施する。

被災家屋の調査・認定の結果をまとめた被災者台帳を作成し、被害を受けた居住者等の申請

により、り災証明書を発行する。

(3) 京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの円滑な運用

大災害時においては、短期間に膨大な数のり災証明書を発行する必要が生じる。そのため、京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの適切な運用によって、可能な限り省力化を図る必要があり、システムの円滑な運用の確立、訓練等を通じた実施体制の構築を推進する。

4. 生活再建支援

被災者が速やかに生活再建に向けて取り組めるよう、設置した被災者支援窓口を設置し各種支援制度や義援金の支給等を行い、生活再建支援を実施する。

被災者に対し、各種支援制度の広報に努めるとともに、被害の程度に応じた支援を実施する。

第2節 災害弔慰金等の支給

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

市は自然災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

また、災害により障害を受けた市民に災害障害見舞金を支給する。また、家財等に被害があった場合は、生活の安定、自立の助長の資金として災害援護資金を貸し付ける。

1. 災害弔慰金の支給

(1) 支給対象者

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定める災害により死亡した市民の遺族

(2) 支給額

ア. 主たる生計維持者の死亡

1人当たり 条例等に定める額

イ. その他の者の死亡

1人当たり 条例等に定める額

2. 災害障害見舞金の支給

(1) 支給対象者

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定める災害により次に掲げる程度の重度の障害を受けた市民

ア. 両眼が失明したもの

イ. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの

ウ. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

エ. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

オ. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの

カ. 両上肢の用を全廃したもの

キ. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの

ク. 両下肢の用を全廃したもの

ケ. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度がア～クと同程度以上と認められるもの

3. 災害援護資金の貸付け

(1) 貸付対象者

- 府内のいづれかの市町村に災害救助法が適用された災害により次の被害を受けた市民
- ア. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1カ月以上の場合
 - イ. 家財の1/3以上の損害を受けた場合
 - ウ. 住宅の半壊または全壊、流失

(2) 貸付限度額

世帯主の負傷
世帯主の負傷と家財の1/3以上の損害
世帯主の負傷と住居の半壊
世帯主の負傷と住居の全壊
家財の1/3以上の損害
住居の半壊
住居の全壊
住居全体の滅失または流失

それぞれ条例に定める額

(3) 貸付条件

償還期間	10年（うち据置3年）
償還方法	年賦又は月賦、半年賦で元利均等償還
利子	保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5%（据置期間中は無利子）
連帯保証人	任意
所得制限	条例等に定める額

第3節 市税の徴収猶予及び減免等

担当	災害対策本部	総務班
----	--------	-----

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	市税の徴収猶予及び減免等 市税の徴収猶予及び減免等	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	市税の徴収猶予及び減免等 市税の徴収猶予及び減免等	財務課、市民税課、資産税課、納税課

1. 期限の延長

地方税法第20条の5の2及び市税条例第7条の規定に基づき、納税者が災害により申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないときは、市長は当該期限の延長を認めることができる。

2. 徴収の猶予

地方税法第15条の規定に基づき、納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合においてその徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、市長は1年以内の期間に限りその徴収を猶予することができる。

3. 減 免

地方税法及び市税条例第46条第1項第4号及び第78条第1項第1号の規定に基づき、市長は災害の場合その被害の程度に応じて市民税等の減免措置を行うことができる。

第4節 国民健康保険料および一部負担金の減免等

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

1. 保険料の徴収の猶予および減免

市国民健康保険条例第27条第1項第1号および第28条第1項第3号により、納付義務者が災害によって、その資産について損害を受け保険料の納付が困難と認められる場合は、申請によって、市長は保険料の徴収猶予又は減免を行うことができる。

2. 一部負担金の支払いの猶予および減免

国民健康保険法第44条第1項により、被保険者が、災害によって、その資産に著しい損害を受けて被保険者が死亡または重篤な負傷を被った場合や業務を廃止・休止した場合で、一部負担金の支払いが困難と認められる場合は、申請によって、市長は一部負担金の支払いの猶予又は減免を行うことができる。

第5節 介護保険料および利用者負担額の減免等

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

1. 保険料の徴収猶予および減免

介護保険法第142条、市介護保険条例第10条および第11条により、第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害によって損害を受け、納付すべき保険料の全部又は一部を一時的に納付することが困難であると認められる場合は、申請によって、市長は保険料の徴収猶予又は減免を行うことができる。

2. 利用者負担額の減免

介護保険法第50条および第60条、介護保険法施行規則第83条および第97条、市介護保険規則第7条により、要介護・要支援被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害によって住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた場合は、申請によって、介護保険利用者負担額の減免を行うことができる。

第6節 後期高齢者医療保険料および一部負担金の減免等

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

1. 保険料の徴収猶予および減免

高齢者の医療の確保に関する法律第111条、府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第17条、第18条により、被保険者又はその属する世帯主が、災害によって損害を受け、納付すべき保険料の全部又は一部を一時的に納付することができないと認める場合は、申請によって、

府後期高齢者医療広域連合長は保険料の徴収猶予又は減免を行うことができる。

2. 一部負担金の徴収猶予および減免

高齢者の医療の確保に関する法律 第69条、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第33条により、被保険者が、災害によって住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合は、申請によって、府後期高齢者医療広域連合長は一部負担金の徴収猶予又は減免を行うことができる。

第7節 国民年金保険料の免除等

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

1. 保険料の免除等

国民年金法第90条第1項、第90条の2第1項、第2項及び第3項並びに第90条の3第1項並びに平成16年改正法附則第19条第1項及び第2項、及び国民年金法施行規則第77条の7により、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)が、その価格のおおむね二分の一以上である損害を受けたときは、申請により国民年金保険料が免除等される。審査は日本年金機構により行われる。

第8節 融資対策

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年8月14日厚生省第398号）に基づき府社会福祉協議会が実施しているが、市社会福祉協議会と緊密な連携のもとにこの貸付事業の推進を図る。

(1) 対象

災害により被害を受け生活困窮等により自立更生のために資金を必要とする低所得世帯

(2) 貸付限度

1件につき要綱に定める額以内

(3) 貸付条件

ア. 償還期間 7年以内

イ. 利子

(ア) 据置期間（貸付の日から3ヶ月以内）無利子

(イ) 据置期間経過後 保証人あり 無利子

保証人なし 年1.5%

(4) 申請期間

災害発生の日から概ね6ヶ月以内

第9節 文教復旧対策

担当	災害対策本部	建設班、教育班
----	--------	---------

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

1. 学校等の施設の復旧対策

被災した文教施設・設備について、できる限り速やかに現地調査を実施し、災害復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。災害復旧計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から耐災害性の向上等可能な限り改良復旧に努める。

また、府に対して必要に応じ、計画策定に関しての指導援助、技術職員の派遣等技術的支援を要請する。

2. 教育活動の再開

- (1) 被災地域の学校においては、被災後、行っていた教育に関する応急措置から可能な限り早期に通常の教育活動を再開できるよう努める。
- (2) 学校等が避難所となつた場合においては、府等の災害対策担当部局と密接に連携をとり、避難者の状況を十分配慮しつつ、平常の教育活動が早期に再開できるよう努める。
- (3) 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。
 - ア. 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学援助について国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」、「学校給食法（昭和29年法律第160号）」による補助金の交付に関すること。
 - イ. 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）」による就学奨励費負担金及び交付金の交付に関すること。
 - ウ. 災害を受け、就学困難になった優秀な学生・生徒に対する「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）」による学資貸与金の特別措置に関し必要な措置を講ずること。
 - エ. 被災教職員に対する救済措置に関すること。
- (4) 児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障害等、児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談活動等の支援体制を整備する。

3. 文化財の復旧対策

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

第10節 被災者生活再建支援金支給計画

担当	災害対策本部	復興班
----	--------	-----

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給を行う。

1. 対象災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- (1) 「災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害」

- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した府内における自然災害
- (4) 府内で(1)又は(2)の自然災害が発生した場合に、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害
- (5) (1)から(3)の区域のいずれかに隣接し、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が、2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）

2. 対象世帯

- (1) 1の対象災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯
- (2) 1の対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 1の対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続する世帯

3. 支給金額

次の(1)+(2)の合計を支給

- (1) 基礎支援金
 - ア. 全壊世帯 100万円（単数世帯 75万円）
 - イ. 大規模半壊世帯 50万円（単数世帯 37.5万円）
- (2) 加算支援金
 - ア. 住宅を建設又は購入する世帯 200万円（単数世帯 150万円）
 - イ. 住宅を補修する世帯 100万円（単数世帯 75万円）
 - ウ. 住宅を賃借する世帯 50万円（単数世帯 37.5万円）

第11節 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業

担当	災害対策本部	復興班
----	--------	-----

1. 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付

大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、市は被災住宅の再建等を行う者に対して、その費用の全部又は一部について地域再建被災者住宅等支援事業補助金を交付する。

資料1-41

大規模自然災害に係る宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱

2. 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。

第3章 災害復旧

災害復旧事業の施行については、当該災害の発生年度において定める災害復旧計画により具体的な施行計画を定めるものとするが、災害復旧計画の種別及び事業の概要等については、次に掲げるとおりである。

第1節 公共土木施設災害復旧事業

担当	災害対策本部	建設班
----	--------	-----

被災した公共土木施設の原形復旧を速やかに実施し、施設機能の回復を図るとともに、再度災害の発生を防止するため、被災原因の究明と必要な改良等を行う。

第2節 農林水産業施設災害復旧事業

担当	災害対策本部	産業班
----	--------	-----

被災した農林水産業施設の原形復旧を速やかに実施し、農林漁家の経営の回復、安定を図るとともに、被害の状況を十分検討して防災に必要な施設の整備等を行う。

第3節 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ① 河川災害復旧事業
 - ② 道路災害復旧事業
 - ③ 下水道災害復旧事業
- (2) 都市災害復旧事業
 - ① 街路災害復旧事業
 - ② 公園施設災害復旧事業
 - ③ 市街地埋没災害復旧事業
 - ④ 都市排水施設災害復旧事業
- (3) 農林水産業施設災害復旧事業
- (4) 上水道施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業
- (11) 単独災害復旧事業（国庫負担（補助）の対象とならない事業）

第4章 産業への支援

担当	災害対策本部	産業班
----	--------	-----

災害により被害を受けた商店街や中小企業・地場産業が迅速かつ円滑な復旧、復興を図ることは市民の生活確保の面からも極めて大切である。そのため、事業の復旧や復興に必要な資金の融資など、事業の安定を図るために各種の支援対策を整備しておく。

第1節 中小企業への支援

災害により、被害を受けた中小企業に対し、事業再建に向けて必要な資金の融資を行い、一日も早く、事業の安定化を図る。

災害時において、緊急に必要とする資金の融資等に関し、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

また、中小企業の被害状況に応じてその都度判断し、各種の対策を講じる。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
産業班	事業再建に向けて必要な資金融資等を行う 復旧状況	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
産業班	事業再建に向けて必要な資金融資等を行う 中小企業融資制度の案内	宇治商工会議所 被災事業所

第2節 地場産業への支援

地域の生活の安定、地域の活性化の面からも、地場産業の再建が大きな牽引力となる。災害からの痛手を軽減し、事業の再建・再興を図るため、必要な資金の融資等について、国、府及び関係機関に要請する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
産業班	事業の再建・再興を図るため必要な資金の融資等について、国、府等に要請 復旧状況	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
産業班	事業の再建・再興を図るため必要な資金の融資等について、国、府等に要請 災害にかかる融資制度の適用・新設	国 京都府

第3節 風評被害対策

発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、国、府、関西広域連合、経済団体等の関係機関と連携し、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報すると共に、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執るものとする。

第5章 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

担当	災害対策本部	総務班
----	--------	-----

災害復旧事業費の決定は、知事、市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて援助される事業は、次に掲げるとおりである。

第1節 法律により一部負担又は補助する事業

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による事業
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による事業
- (3) 公営住宅法による事業
- (4) 土地区画整理法による事業
- (5) 伝染病予防法による事業
- (6) 清掃法による事業
- (7) 予防接種法による事業
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による事業
- (9) 都市災害復旧事業は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で国庫補助される。
- (10) 文化財保護法による事業

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	法律により一部負担又は補助する事業 法律により一部負担又は補助する事業	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	法律により一部負担又は補助する事業 法律により一部負担又は補助する事業	財務課、関係課

第2節 激甚災害にかかる財政援助措置及び対象事業

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	激甚災害にかかる財政援助措置及び対象事業 激甚災害にかかる財政援助措置及び対象事業	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	激甚災害にかかる財政援助措置及び対象事業 激甚災害にかかる財政援助措置及び対象事業	財務課、関係課

1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (9) 精神薄弱者援護施設災害復旧事業
- (10) 伝染病院、隔離病舎、隔離所又は消毒所災害復旧事業
- (11) 伝染病予防事業
- (12) 堆積土砂排除事業 (公共的施設区域内) (公共的施設区域外)
- (13) 滞水排除事業

2. 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

3. 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

4. その他の特別の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子福祉法による国の貸付けの特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) 災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (7) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (8) 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利補給等
- (9) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

